

第4期 石川の教育振興基本計画

～ 未来を拓く 心豊かな人づくり ～

中間まとめ

石川県・石川県教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 社会の動向と教育をめぐる現状	3
第3章 石川県がめざす教育の姿	9
1 基本理念	
2 めざす人間像	
3 基本目標	
4 計画の体系	
第4章 施策の方針と主な取組	15
基本目標1 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます	15
方針1-1 災害の教訓を生かした創造的復興教育の推進	
方針1-2 被災地の教育環境の整備・充実	
方針1-3 被災した児童生徒等の心のケアの充実	
基本目標2 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献できる人材を育成します	27
方針2-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成	
方針2-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成	
方針2-3 イノベーションを担う人材の育成	
方針2-4 グローバル社会で活躍できる人材の育成	
基本目標3 確かな学力や専門的な能力、職業実践力を育成します	36
方針3-1 確かな学力の育成	
方針3-2 教育DX、GIGAスクール構想の推進による学びの質の向上	
方針3-3 キャリア教育・職業教育の充実	
方針3-4 幼児教育の充実	
基本目標4 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します	50
方針4-1 心の教育・道徳教育の充実	
方針4-2 人権教育の推進	
方針4-3 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進	
方針4-4 いじめ防止等の取組の充実	
方針4-5 体験活動の充実	
方針4-6 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成	
方針4-7 児童生徒の体力・運動能力の向上	
方針4-8 学校保健の充実・食育の推進	
方針4-9 防災教育・安全教育の推進	

基本目標 5	誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します……………	67
方針 5-1	不登校児童生徒への支援の充実	
方針 5-2	特別支援教育の充実とインクルーシブ教育の推進	
方針 5-3	特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実	
方針 5-4	多様なニーズに応える学校づくりの推進	
基本目標 6	信頼される質の高い学校づくりを推進するとともに、地域の教育力の向上を 目指します……………	77
方針 6-1	学校の組織的な対応力の向上	
方針 6-2	キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実	
方針 6-3	次代の学校教育を担う教員志望者の確保と養成	
方針 6-4	学校における働き方改革の推進	
方針 6-5	教育環境の整備・充実	
方針 6-6	建学の精神を尊重した私学の振興	
方針 6-7	学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり	
方針 6-8	家庭・地域の教育力の向上	
基本目標 7	高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します……………	95
方針 7-1	高等教育機関の「学び」の環境の充実	
方針 7-2	高等教育機関による「地域の活性化」の推進	
方針 7-3	県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進	
基本目標 8	生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します……………	99
方針 8-1	生涯にわたる学習の推進	
方針 8-2	社会教育の奨励・振興	
方針 8-3	豊かな心を育む読書活動の充実（子供の読書活動の推進）	
基本目標 9	ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します……………	107
方針 9-1	生涯にわたるスポーツ活動の振興	
方針 9-2	競技スポーツの振興	
方針 9-3	スポーツを通じた地域活性化	
第5章	計画の実現に向けて……………	115
1	計画の周知・広報	
2	地域社会全体の連携・協働	
3	計画の進行管理	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成23年1月に「石川の教育振興基本計画」を策定し、以降、教育を取り巻く諸情勢の変化等へ対応するため、平成28年3月に「第2期石川の教育振興基本計画」、令和3年3月に「第3期石川の教育振興基本計画」（以下「第3期計画」という。）と、5年ごとに計画の見直しを行いながら、確かな学力^{※1}の育成や生涯にわたる学習の推進のほか、いじめや不登校、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や外国人児童生徒の増加といった多様な児童生徒への対応、教員の世代交代や教職員の多忙化改善など、計画の基本理念である「未来を拓く心豊かな人づくり」の具現化に向けた取組を進めてまいりました。

近年、教育に影響を与えた全国的な情勢としては、新型コロナウイルス感染症の流行があります。令和2年4月に、感染拡大により緊急事態宣言が発令され、学校においては、令和2年3月から5月までの間、臨時休校となり、その後も、体験的な活動を制限されるなど、教育活動の一部に制限が生じました。その一方、GIGA^{※2}スクール構想により1人1台端末と高速通信ネットワーク等のICT環境の整備が飛躍的に進展し、児童生徒の興味や学習進度に合わせた学び、相互のやり取りを通じて理解を深める学習が随所で行われるようになりました。

このように現在では、日常的にデジタル技術を教育に取り込み、従前の学校とは異なる多様な教育活動が生み出されています。

また、本県においても大きな情勢の変化がありました。令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震、そして同年9月に発生した奥能登豪雨という、過去に類を見ない大きな災害により、甚大な被害が生じました。そのような状況下で、被害の大きかった地域では子どもの安心安全を確保するために県内の施設へ集団避難を行ったほか、使用不能になった学校では、他校の間借りや仮設校舎等で授業を実施し、学びを継続させてきました。

将来の予測が困難で、目まぐるしく変化するこれからの時代を生き抜くためには、子供たちに確かな学力を身に付け、一人一人が多様な個性と能力を伸ばし、主体的に人生を切り拓いていく力と、他者と共に支え合い、高め合いながら、新たな価値を創造していく力が求められます。

「第4期石川の教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）では、第1期から掲げてきた「基本理念」、「めざす人間像」といった基本的な考え方は継承しつつ、現計画策定以降の状況の変化を踏まえ、今後5年間に取り組む本県教育の目指す姿と施策の展開の方向性を示しております。

※1 確かな学力…基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めた学力のこと。

※2 GIGA…文部科学省が提唱しているGIGAスクール構想の「GIGA」は、Global and Innovation Gateway for All（全ての人にグローバルで革新的な入り口を）の略語のこと。

2 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置づけます。

また、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第1項に基づく学校教育情報化推進計画、及び、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項に基づく石川県子ども読書活動推進計画としての内容を含みます。

加えて、県政運営の基本となる「石川県成長戦略」における教育に関する分野としての性格を有します。

《教育基本法》

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

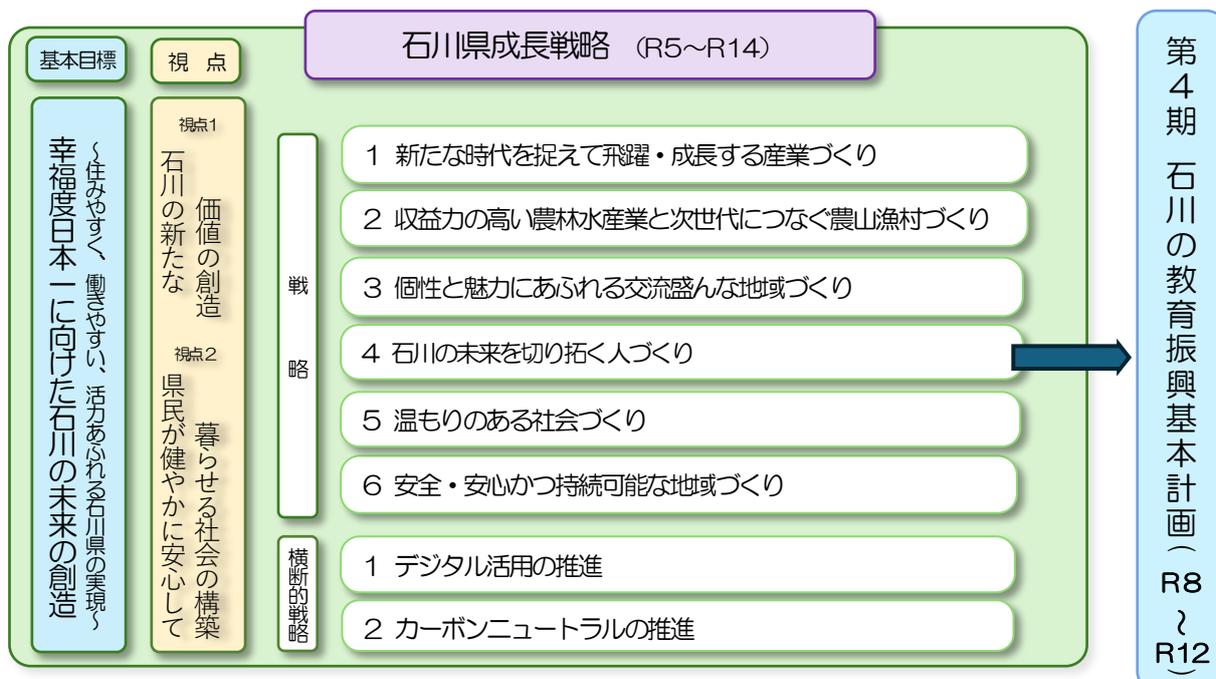
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

《学校教育の情報化の推進に関する法律》

第9条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

《子どもの読書活動の推進に関する法律》

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。



3 計画の期間

計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第2章 社会の動向と教育をめぐる現状

現代は、将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。

これまでの計画の中でも社会課題として、人口減少・少子高齢化、グローバル化や技術革新の急速な進展、子供の貧困、社会のつながりの希薄化など、継続的に取り上げてきましたが、特に、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態と言えます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じました。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなりました。感染拡大当初はICTの活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、これを契機として、遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。

将来の予測が困難な時代において、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、未来に向けて自らが社会の創り手となり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するためにも、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

■ 令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨の発生

令和6年1月1日に能登半島沖を震源とする令和6年能登半島地震が発生し、最大震度7を観測する未曾有の大災害となりました。特に、人口減少と高齢化が急速に進んでいる能登地方において、上下水道などのライフラインや、道路、河川、漁港などインフラ施設に甚大な被害が発生したほか、能登の経済を支える産業にも大きな影響を及ぼしました。さらに、広範囲の液状化現象や地盤隆起など、過去に類を見ない地形変化も発生しました。

また、同年9月に、震災からの復旧半ばの奥能登地域において、豪雨災害が発生し、度重なる大災害により、同地域は甚大な被害を受けました。

複合災害による被害は大きく、復旧・復興への道のりは相当の困難が伴います。しかし、単に被災前の姿に復元するのではなく、元々あった課題を踏まえ、未来志向に立って、以前よりも良い状態へと持っていくという「創造的復興」に向けた取り組みを、全県をあげて進めていく必要があります。

■ 教育を通じてのウェルビーイングの向上

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の考え方が重視されてきています。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものであり、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

特に、我が国においては、日本の社会・文化的背景を踏まえ、「自己肯定感」「自己実現」などの獲得的な要素と、「学校や地域でのつながり」「協働性」「利他性」「社会貢献意識」などの協調的要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていくことが求められます。

さらに、子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場になることが重要です。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境が良い状態であることなどが求められます。



出典：文部科学省「第4期教育振興基本計画」

■ 我が国の伝統と文化の尊重とグローバル化に対応した教育の推進

国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっています。こうした中、地球規模の課題を自らに関わる問題として捉え、社会経済的な課題解決に参画するグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成が求められています。

このような人材の育成に向けて、我が国の伝統や文化を尊重する姿勢を重視し、チャレンジ精神や多文化共生の精神、豊かな語学力など、グローバルな視野で活躍するための資質・能力を育成し、国際的な交流活動の推進、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などをさらに図っていく必要があります。

■ 令和の日本型学校教育の構築

中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」（R3.1）答申において、「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、子ども一人一人の特性や興味・関心に応じた「個別最適な学び」と他者と協働して課題を解決する力を育む「協働的な学び」の一体的な充実を図ることなどが示されました。

このことを踏まえ、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取り組みをさらに進化させ、教育の質を向上させることが求められています。

中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」（R3.1）答申 今後の方向性 【概要】

- (1) **学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する**
学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める。
- (2) **連携・分担による学校マネジメントを実現する**
外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備する。
- (3) **これまでの実践と ICT との最適な組合せを実現する**
ICT や先端技術の効果的な活用により、GIGA スクール構想の実現を最大限生かし、ICT を活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成する。
- (4) **履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる**
義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる。高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討する。
- (5) **感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する**
今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動を継続する。
- (6) **社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する**
少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討する。

■ 急速な技術革新とAIやDXなど社会全体のデジタル化の進展

人工知能（AI）、ビッグデータ※1、IoT※2、ロボティクス等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方が大きく変わる超スマート社会「Society5.0」時代が到来しつつあります。

これからの時代の働き手に必要となる能力は変化してきており、AIやロボットによる代替が困難な新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界全体のデジタル化を飛躍的に進展させました。今後、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）※3が加速していく中で、教育分野においても、デジタル化の推進が一層求められています。

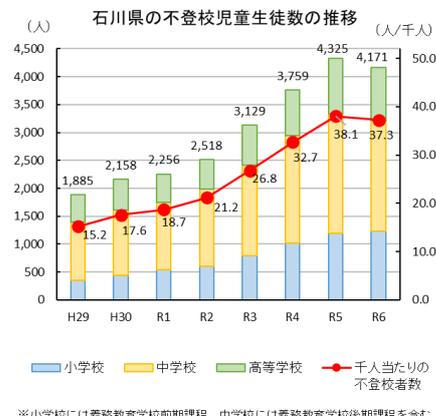
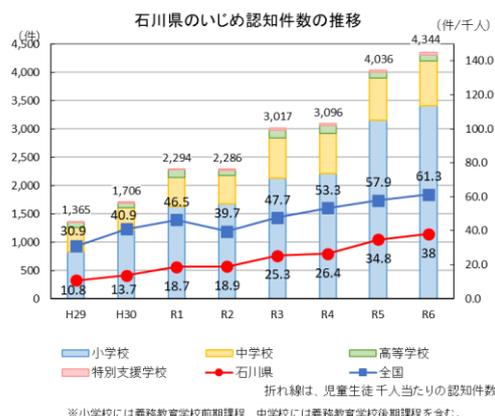
■ 成年年齢の18歳への引き下げや子供の権利利益の擁護

法改正により成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られました。また、令和5年には「こども基本法」が施行され、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについての規定が設けられ、全ての子どもが健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を推進していくことが必要です。

■ 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進

近年、全国的にいじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況にあります。また、不登校、児童虐待、ヤングケアラー※4、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化しています。さらに、特別な教育的支援を必要とする子供への支援、性的マイノリティ※5に係る子供へのきめ細かな対応、特定分野に特異な才能のある子供への指導や日本語指導が必要な子供への学びの保障など、多様な子供の状況に応じた支援の必要性が高まっています。

誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、誰もが生き生きとした人生を享受することができるよう、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会を実現していくことが求められています。



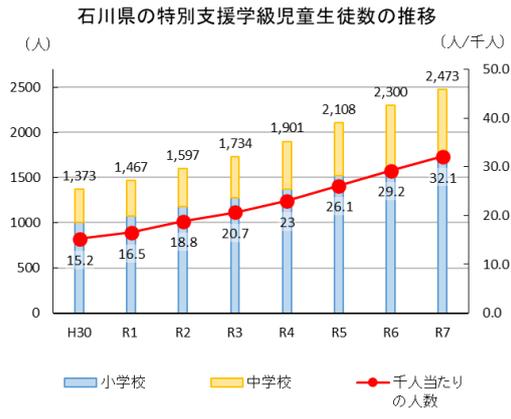
※1 ビッグデータ…デジタル化の進展やネットワークの高度化、また、スマートフォンやセンサー等のIoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費・行動等に関する情報、また小型化したセンサーなどから得られる膨大なデータ。

※2 IoT…Internet of Thingsの略。様々なものがインターネットに接続し、情報をやり取りすること。

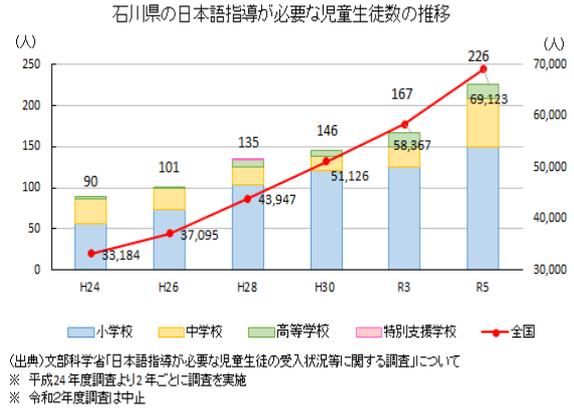
※3 DX…デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革すること。

※4 ヤングケアラー…家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

※5 性的マイノリティ…性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない人や、ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識）が生物学的な性と異なる人。



※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。



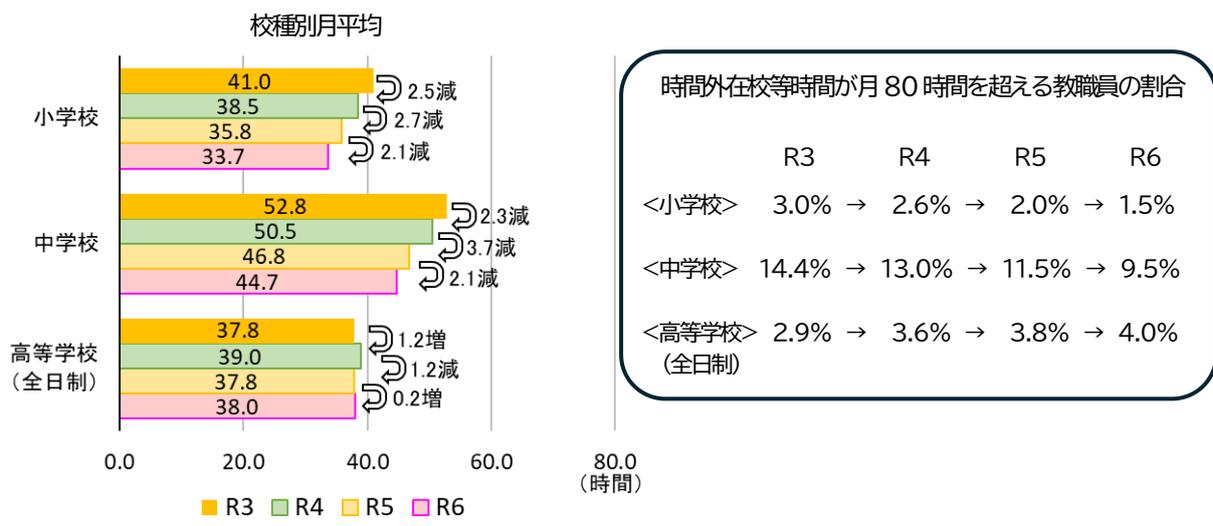
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」について
 ※平成24年度調査より2年ごとに調査を実施
 ※令和2年度調査は中止

■ 教職員の確保と学校における働き方改革の推進

近年の教員の大量退職や特別支援学級の増加等に伴い、教員の大量採用が続いているものの、全国と同様、教員採用試験の受験者数は減少傾向にあります。加えて、産休・育休取得者の増加等、様々な要因により教員の未配置などの「教師不足」といった課題が生じています。また、学校現場における課題が多様化・複雑化し、教員の勤務時間は長くなっています。

学校における働き方改革については、その成果が着実に現れているものの、依然として、長時間勤務の教職員も多いことから、教職員が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子供に向き合うことができるよう、多忙化改善の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めることが必要です。

時間外在校等時間に関する年度比較

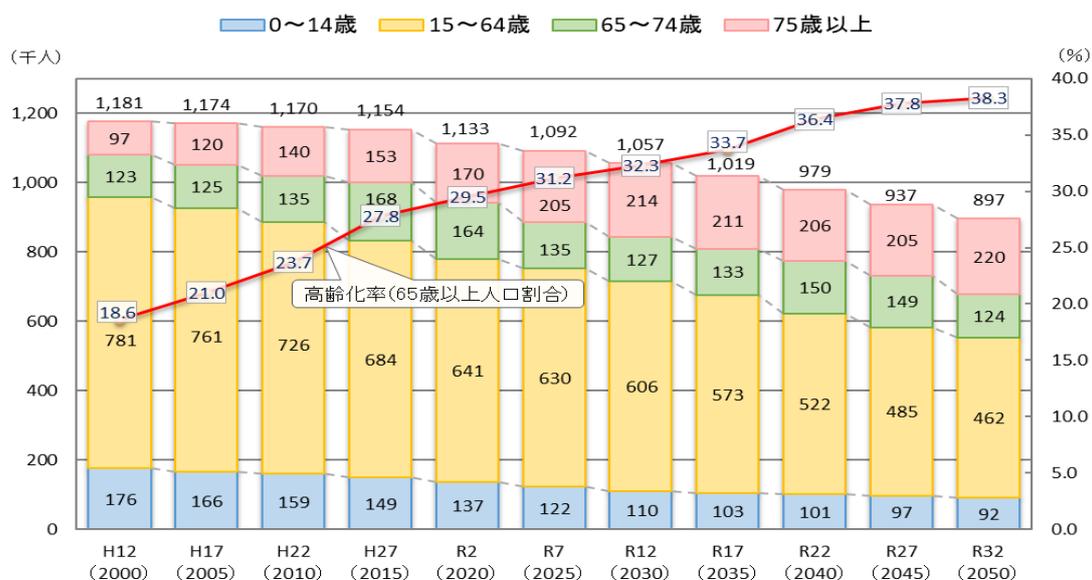


■ 人口減少、少子高齢化の進行と人生100年時代の到来

本県の人口は、平成17(2005)年国勢調査で初めて減少に転じ、令和2(2020)年国勢調査で1,132,526人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」によると、30年後の令和32年には896,801人と約23万6千人(20.8%)減少するとされています。また、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)が減少する一方で、老年人口(65歳以上)が増加し、老年人口は年少人口の3倍以上になるとされています。このままでは生産年齢人口の減少、国内市場の縮小、地域活力の低下など、様々な弊害が予想されることから、人口減少の克服と地方創生が、国・地方を通じた大変重要な課題となっています。

一方、人生100年時代においては、充実した人生を送るためにも、生涯を通じて、新たな知識・技能を自発的に学び、身に付けることで社会の激しい変化に対応することが大切になってきます。子供や若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、自らの向上や社会貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会が目指されるべきであり、そのために社会教育が果たす役割は大きいと言えます。

石川県の人口推計と高齢化率の推移



平成12~令和2年の数値は、国勢調査による数値(棒グラフ上部の県総人口には、年齢不詳者を含む)
令和7年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(令和5年推計)による推計値

■ 地域とのつながりの希薄化と家庭環境の変化

都市化や高齢化によりコミュニティの維持が厳しくなり、人と人との結びつきが希薄化し、地域での関係構築が困難になっているとの指摘があります。地域社会において、より豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、地域行事への参加や地域課題の解決に向けた提案など、地域の人々が自ら担い手として運営に主体的に関わっていくことが必要です。

また、核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化によって、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、家庭教育を支えるための地域全体の連携がますます重要となっています。

第3章 石川県がめざす教育の姿

1 基本理念

未来を拓く 心豊かな人づくり

少子高齢化の進行、長寿化による人生100年時代の到来、グローバル化やデジタル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、社会は急激に変化しています。こうした子供たちを取り巻く環境の大きな変化の中にあって、本県の文化や伝統を大切にしながら、将来の予測が困難な新しい時代をたくましく生きる力を身に付けさせることが重要です。

このため、生涯にわたる学習やスポーツ・文化活動により、心身ともに健やかで、心豊かな人づくりをめざすとともに、一人一人の個性や適性に応じたきめ細かな教育を推し進め、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、自ら学び、課題を見付け、解決できる力を身に付けた、未来を切り拓こうとする気概あられる積極果敢な人づくりを目指します。

2 めざす人間像

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

将来の予測が困難な時代において、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として社会を維持・発展させていくことが求められています。

また、国と地方が総力をあげて「地方創生」に取り組む今日、自らの住む地域の伝統や文化を大切に、住みよいまちづくりに積極的にかかわることも重要です。

このため、自らの住むふるさとの自然や歴史・伝統・文化に学び、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つとともに、それらを通して日本人としての自覚を深め、広い視野に立って活躍できる人間であることが求められます。

生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

グローバル化やデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展などにより、これからの社会では、AI やロボットによる代替が困難な新しいものを創り出す力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められています。

また、人生 100 年時代を見据え、一人一人の学び時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されており、社会人の学び直し（リカレント教育[※]）をはじめとする生涯にわたる学びの重要性が高まっています。

このため、生涯学び続ける意欲に満ち、基礎的・基本的な能力を培いながら、自ら学び、自ら考え、それらを総合し、主体的に判断する力を身に付けることを基盤として、自らの資質を生かし、個性や創造性を更に伸ばすことのできる人間であることが求められます。

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、多様な背景・事情・特性等を有する人々がお互いを尊重し、支え合って共に生きていく社会の実現を目指すことが求められています。

また、持続可能な社会の作り手として、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要です。

このため、社会のルールやモラルを重んじつつ、自らの課題の解決に向け積極果敢に行動し、その結果に責任を持つとともに、互いに相手を理解し、敬意と思いやりをもって接することのできる自律的で心豊かな人間であることが求められます。

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

充実した人生を送るためには、心と身体がともに健康であることが重要です。少子高齢化、核家族化、環境問題の深刻化などが一層進んでおり、また、人々の生活様式も多様化していることから、一人一人が自分の健康や体力を管理し、その保持増進に努める必要があります。

このため、健康に配慮した生活習慣を身に付け、運動やスポーツに積極的に取り組むとともに、安全で快適な生活環境づくりを進める人間であることが求められます。

※ リカレント教育…学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスキリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いている。

3 基本目標

基本理念を実現するため、次の9つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標1 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます

令和6年に能登半島を襲った大災害、そこからの復旧・復興への道のりは相当の困難が伴います。しかし、この能登にあって今必要なのは、単に被災前の姿に復元するのではなく、元々あった課題を踏まえ、未来志向に立って以前よりも良い状態へと持っていくという「創造的復興」です。

震災からの創造的復興にあたっては、未来を担う子どもたちが大きな希望になることから、誰一人取り残さないよう学びの機会を提供するとともに、小学校・中学校・高校の各段階において、本県の文化や風土、産業をはじめ、震災の教訓を生かした探究学習を推進するほか、ICTを活用した学びの環境整備を進めます。

なお、本計画の他の基本目標で掲げられている内容についても、「創造的復興教育」という観点で位置づけて、その実現を目指します。

基本目標2 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献できる人材を育成します

ふるさと石川の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を持って、石川の魅力を広く伝えることができる力を養うとともに、地元の企業や大学等と連携した取組を通して、独創性を持って新たな価値を創造する力やチャレンジ精神、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付け、ものづくりや観光など地域産業をはじめとする社会の様々な分野を牽引し、地域の活性化に貢献できる人材を育成します。

基本目標3 確かな学力や専門的な能力、職業実践力を育成します

基礎的・基本的な知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し、主体的に解決する力を含めた確かな学力を身に付けさせるとともに、教育DXの推進による学びの質の向上を図ります。

また、キャリア教育[※]や時代のニーズに応じた職業教育、幼児教育の充実を図り、子供たちが社会的に自立して生きていくための基礎となる力や創造性を育みます。

基本目標4 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断といった規範意識を養うため、道徳教育を充実するとともに、いじめやインターネットにかかる問題への対応などに対し、学校全体で解決に取り組む体制づくりを促進します。

また、体験活動、文化・芸術活動を通して豊かな情操を育むとともに、健康づくりや体力づくりを推進するほか、子供たちの安全・安心の確保に取り組むなど、子供の最善の利益の実現とウェルビーイングの向上を目指し、心身ともに健全な子供たちの育成を図ります。

※1 キャリア教育…一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。キャリアとは、「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見つけていく連なりや積み重ね」のこと。

基本目標5 誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します

障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対し、一人一人に最適な学びの機会を確保するとともに、子供の能力や可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、多様な学習形態に対応できる教育環境の整備や、学校の特色を生かした取組を通して、子供たちや保護者に信頼され、質の高い教育を提供できる学校づくりを推進します。

基本目標6 信頼される質の高い学校づくりを推進するとともに、地域の教育力の向上を目指します

教員の大量退職・大量採用による急激な世代交代を踏まえ、即戦力となる優秀な人材の確保と教員の指導力や専門性の向上を図るとともに、学校が抱える教育課題が複雑化・困難化する中、長時間勤務が大きな課題となっている教職員の多忙化改善に向けた取組を進め、学校の組織的な課題対応力の強化を図ります。

また、全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育相談体制の充実や、学校と地域の人々・団体などが連携して家庭教育を支援する体制づくりを進めるとともに、コミュニティ・スクール^{※1}と地域学校協働活動^{※2}の一体的推進を通じて、学校と地域の人々との交流を深め、地域の教育力の向上を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協力した社会全体での教育力向上に向けた取組を推進します。

基本目標7 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

大学コンソーシアム石川の活動を支援し、「学都石川」として県内全ての高等教育機関の魅力づくりと発信を推進します。

また、地域の活性化に向けて、高等教育機関と地域が一体となった取組を推進するとともに、地域の課題解決に主体的に向き合うことができる人材や、グローバルな感覚を持ち、国際的に活躍することができる次世代の石川の担い手を育成します。

基本目標8 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

子供や若者、社会人、高齢者、障害者など、誰もが年齢を問わず学び続け、その成果を社会で活かし、自己充実感を持って幸福に生きていくことができる社会の実現に向け、学び手の多様なニーズや時代の変化に対応した学習機会や情報を提供するとともに、生涯学習関連施設の機能の充実を図ります。

基本目標9 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

県民の誰もが生涯にわたり気軽にスポーツに親しむことができるよう地域のスポーツ活動の支援やイベント等を充実するとともにスポーツ施設の充実など環境整備に努めます。

また、国際大会等で活躍できるアスリートの育成や専門的な指導者の養成等による競技力の向上に取り組むほか、スポーツを通じた交流人口の拡大や東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用等、スポーツを通じた地域活性化に取り組みます。

※1 コミュニティ・スクール…学校と保護者や地域の方々とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。

※2 地域学校協働活動…地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う登下校の見守りや学校の環境整備等の活動。

4 計画の体系

《 基本理念 》

《 めざす人間像 》

《 基本目標 》

未来を拓く心豊かな人づくり

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

1 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます

2 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献できる人材を育成します

3 確かな学力や専門的な能力、職業実践力を育成します

4 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します

5 誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します

6 信頼される質の高い学校づくりを推進するとともに、地域の教育力の向上を目指します

7 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

8 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

9 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

《 施策の方針 》

- 1-1 災害の教訓を生かした創造的復興教育の推進
- 1-2 被災地の教育環境の整備・充実
- 1-3 被災した児童生徒等の心のケアの充実

- 2-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成
- 2-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成
- 2-3 イノベーションを担う人材の育成
- 2-4 グローバル社会で活躍できる人材の育成

- 3-1 確かな学力の育成
- 3-2 教育DX、GIGAスクール構想の推進による学びの質の向上
- 3-3 キャリア教育・職業教育の充実
- 3-4 幼児教育の充実

- 4-1 心の教育・道徳教育の充実
- 4-2 人権教育の推進
- 4-3 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進
- 4-4 いじめ防止等の取組の充実
- 4-5 体験活動の充実
- 4-6 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成
- 4-7 児童生徒の体力・運動能力の向上
- 4-8 学校保健の充実・食育の推進
- 4-9 防災教育・安全教育の推進

- 5-1 不登校児童生徒への支援の充実
- 5-2 特別支援教育の充実とインクルーシブ教育の推進
- 5-3 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実
- 5-4 多様なニーズに応える学校づくりの推進

- 6-1 学校の組織的な対応力の向上
- 6-2 キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実
- 6-3 次代の学校教育を担う教員志望者の確保と養成
- 6-4 学校における働き方改革の推進
- 6-5 教育環境の整備・充実
- 6-6 建学の精神を尊重した私学の振興
- 6-7 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり
- 6-8 家庭・地域の教育力の向上

- 7-1 高等教育機関の「学び」の環境の充実
- 7-2 高等教育機関による「地域の活性化」の推進
- 7-3 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進

- 8-1 生涯にわたる学習の推進
- 8-2 社会教育の奨励・振興
- 8-3 豊かな心を育む読書活動の充実（子供の読書活動の推進）

- 9-1 生涯にわたるスポーツ活動の振興
- 9-2 競技スポーツの振興
- 9-3 スポーツを通じた地域活性化

第4章 施策の方針と主な取組

基本目標1 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の概要

- 令和6年能登半島地震の概要及び被害状況
- 教育分野における主な被害
- 令和6年奥能登豪雨の概要及び被害状況

《 施策の方針 》

1-1 災害の教訓を生かした創造的復興教育の推進

- ・ 復興を担う人材の育成
- ・ 地域や家庭と連携した防災教育の推進
- ・ 奥能登地域の高校の魅力化の推進
- ・ 学校の災害対応力の向上

1-2 被災地の教育環境の整備・充実

- ・ 被災した学校施設等の復旧
- ・ 遠隔授業などICTを活用した学習活動の整備
- ・ 青少年教育施設の早期復旧と教育施設としての機能回復
- ・ 教職員の適正な配置と勤務環境の改善

1-3 被災した児童生徒等の心のケアの充実

- ・ スクールカウンセラーの派遣
- ・ 「こころのサポート授業」の実施
- ・ 教職員の心のケア

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の概要及び被害状況

○ 令和6年能登半島地震の概要及び被害状況

令和6年1月1日（月）16時10分頃、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6強や6弱の揺れを観測しました。

また、石川県能登で大津波警報が発表され、能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高を観測するなど、能登半島の広い地域で津波による浸水が認められました。

今回の地震は、三方を海に囲まれ、平地が少ない半島という地理的な制約に加え、拠点都市から離れた過疎・高齢化の割合が極めて高い社会的な制約のある地域で発生したものであり、水道、電気、通信等のライフラインが広範囲で寸断しました。

人的被害では、県全体で、死者508人、行方不明者2人、重傷者390人、軽傷者876人の計1,776人の被害が、住宅被害では、全壊6,093棟、半壊18,415棟、一部破損83,456棟など、107,975棟の被害が発生しました。また、震源から100キロ以上離れた内灘町などにおいても、液状化現象により多くの住宅、宅地への被害が生じました。（令和7年1月28日付）



<地震の概要>

地震発生時刻	令和6年1月1日16時10分	
震源地	石川県能登地方（震源の深さ 16 km）	
地震の規模	マグニチュード7.6（最大）	
県内の震度	震度7	志賀町、輪島市
	震度6強	七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
	震度6弱	中能登町
	震度5強	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
	震度5弱	白山市、津幡町、内灘町
	震度4	野々市市、川北町
津波	1日16時12分 津波警報 発表（石川県加賀、石川県能登） 1日16時22分 大津波警報に切り替え（石川県能登） 1日20時30分 津波警報に切り替え（石川県能登） 2日1時15分 津波注意報に切り替え（石川県加賀、石川県能登） 2日10時00分 津波注意報解除（石川県加賀、石川県能登）	

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の概要及び被害状況

○ 教育分野における主な被害

(1) 児童生徒及び教職員の被害

能登半島地震では、残念ながら小学生3名、中学生2名、教職員2名が犠牲となりました。負傷者は児童生徒36名、教職員46名でした。

発災が1月1日であり、学校には人がいない状況であったため、学校内での被害はありませんでしたが、帰省している中で、被害にあったケースがありました。



<児童生徒及び教職員の被害状況>

※県内公立学校の合計

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
児童生徒	死者	3	2	0	0	5
	負傷者	22	11	3	0	36
教職員	死者	1	0	1	0	2
	負傷者	17	14	11	4	46

※児童生徒は令和6年3月末時点の県内公立学校の集計、教職員は令和6年1月に実施した被害状況調査の集計。

(2) 学校施設の被害

県立学校では、高等学校及び特別支援学校等計56校中55校（全体の約98%）が被災し、市町立学校では、小学校及び中学校等計288校中237校（全体の約82%）が被災しました。

学校施設の耐震化について、県立学校では平成29年度をもってすべて完了し、市町立小中学校では、令和2年度をもってすべて完了していたため、倒壊した施設はありませんでした。

揺れが大きかった奥能登地域を中心に、学校施設が被災したことや校舎の一部や体育館が避難所として使用されたことで、自校の教室や体育館、運動場を使用できず、他校の教室等の間借りや自校の普通教室以外のスペースを教室として利用した学校が31校ありました。



<被災した学校数>

区分		小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	計
県立学校	全校数	—	1	—	43	12	56
	被災校数	—	1	—	43	11	55
	割合(%)	—	100.0	—	100.0	91.7	98.2
市町立学校	全校数	200	83	3	2	—	288
	被災校数	164	69	2	2	—	237
	割合(%)	82.0	83.1	66.7	100.0	—	82.3
計	全校数	200	84	3	45	12	344
	被災校数	164	70	2	45	11	292
	割合(%)	82.0	83.3	66.7	100.0	91.7	84.9

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の概要及び被害状況

＜近隣校を間借りまたは自校の普通教室以外のスペースを教室として利用した学校数（～令和7年1月）＞

県立／市町立	校種	全校数	他校を間借り、または普通教室以外のスペースを教室として利用した学校							
			うち近隣校を間借りした学校		うち近隣校の体育館・運動場を間借りした学校(教室は自校を利用)		うち自校の普通教室以外のスペースを教室として利用した学校			
			数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
県立学校	中学校	1	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	高等学校	43	8	19%	3	7%	1	2%	5	12%
	特別支援学校	12	1	8%	1	8%	1	8%	0	0%
市町立学校	小学校	200	18	9%	13	7%	0	0%	5	3%
	中学校	83	3	4%	3	4%	0	0%	0	0%
	義務教育学校	3	1	33%	0	0%	1	33%	0	0%
	高等学校	2	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計		344	31	9%	20	6%	3	1%	10	3%

※この他、県立門前高校は令和7年1月から近隣の公民館で授業を、門前高校内に入っていた県立七尾特別支援学校雄島分校は令和7年1月に敷地内のトレーラハウスで、2月からは門前高校の格技場で授業を行っている。



(3) 公立社会教育施設の被害

県内の公立社会教育施設の被災状況は次のとおりです。

＜被災した施設数＞

	公民館 (公民館類似施設含む)	図書館	青少年教育施設	女性教育施設	視聴覚センター・ライブラリー	生涯学習センター
県立施設	0	0	4	0	1	2
市町立施設	164	18	7	2	2	7
計	164	18	11	2	3	9

※教育委員会管轄の施設に限る。

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の概要及び被害状況

(4) 文化財の被害

国指定重要文化財の旧角海家住宅（輪島市）、上時国家住宅（輪島市）や、重要伝統的建造物群保存地区である輪島市黒島地区の多くの建造物が倒壊したほか、県指定天然記念物及び名勝の見附島（珠州市）が大規模損壊するなど、能登地域を中心に多くの建造物、史跡、名勝等に被害が確認され、県内に存在する指定等文化財 3,314 件のうち、14.3%にあたる 475 件が被災しました。

<被害が確認された文化財（R6.1.1時点）>

	文化財総数	被災件数	被災割合
国指定文化財	223	63	28.2%
国登録文化財	289	111	38.4%
重要文化的景観	3	1	33.3%
重要伝統的建造物群保存地区	8	7	87.5%
県指定文化財	353	61	17.2%
市町指定文化財	2,438	232	9.5%
計	3,314	475	14.3%



旧角海家住宅（輪島市）



名称 白米の千枚田（輪島市）



県指定天然記念物及び名勝 見附島（珠州市）



中谷家住宅（能登町）



令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の概要及び被害状況

○ 令和6年奥能登豪雨の概要及び被害状況

令和6年9月21日から23日にかけて、台風14号から変わった温帯的気圧、及び活発な秋雨前線や線状降水帯などの影響で、石川県の奥能登地方を中心に記録的な豪雨となり、大規模な災害が発生しました。

この豪雨により、奥能登地域において多くの土砂災害が発生し、人的被害が生じたほか、一部の学校及び教育施設では床上浸水が発生し、一時的に学校を離れ、別の学校で授業を継続させる事態も生じました。

<人的被害・住家被害の状況> 令和6年10月16日時点

危機管理監室調

市町名	人的被害				住家被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者	計	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	計
七尾市	0	0	0	0	0	0	0	3	3
輪島市	10	1	35	46	10	0	192	419	621
珠洲市	3	0	9	12	5	0	113	401	519
内灘町	0	0	0	0	0	0	0	1	1
志賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穴水町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能登町	1	0	3	4	1	0	13	231	245
計	14	1	47	62	16	0	318	1055	1389

(1) 奥能登豪雨への対応

◇災害対策本部の設置

- ・石川県 9月21日（土）
- ・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 9月21日（土）
- ・中能登町 9月22日（日）

◇災害救助法の適用 9月21日（土）

- ・七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に適用決定。

◇被災者生活再建支援法の適用 10月9日（水）

- ・輪島市、珠洲市 能登町においても県独自に国制度と同水準の支援。

◇緊急消防援助隊 9月21日（土）

- ・消防庁へ緊急消防援助隊の応援等を要請。緊急消防援助隊が出動し、県内消防本部と連携しながら捜索や救助活動。

◇自衛隊の活動 9月21日（土）

- ・災害派遣要請（輪島市、珠洲市、能登町）。各地で情報収集や救助活動。

(2) 能登地区の公立学校の被害状況

① 公立高等学校 11校（全日9、定時2）

…全ての学校で通常通り授業実施。

② 県立特別支援学校 3校（1校2分校）

…輪島分校は24日（火）・25日（水）の間、午前のみ授業実施。

③ 公立小・中学校 53校（小35、中16、義務2）

…輪島市12校（小9、中3）で24日（火）～26日（木）の間、休校。

…輪島市立町野小学校、東陽中学校は床上浸水のため、それぞれ能登町立柳田小学校、柳田中学校で10月1日より学校再開。

基本目標1 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます

施策の方針 1-1

災害の教訓を生かした創造的復興教育の推進

現状と課題

- 未曾有の大震災を経験した本県においては、ふるさとの価値を再認識し、地域の将来を自ら担う人材育成の必要性が一層高まっています。
そこで、「創造的復興」をテーマとした探究活動等を通して、郷土に対する誇りと愛着を深め、主体的に地域の活性化に貢献する資質・能力を育むことが求められています。
- 令和6年1月の能登半島地震、9月の奥能登豪雨の経験と教訓や、新たな地震被害想定を踏まえ、これまで以上に学校の防災体制の充実及び災害対応力を高める防災教育の推進が求められています。
- 「石川の学校安全指針」をもとに、各学校において危機管理マニュアルを策定するとともに、防災教育に取り組んでいます。
- 学校の災害対応力向上のため、小学校、中学校、高等学校の発達段階に応じた防災教育を推進するとともに、危機管理に関する研修会などを実施し、教職員の学校防災に必要な知識と実践力を養成しています。

主な取組

◆ 復興を担う人材の育成

- ・ 小学校・中学校・高校の各段階において、本県の文化や風土、産業をはじめ、災害の教訓を生かした創造的復興教育を推進します。特に高校においては、元々あった課題を踏まえ、未来志向に立つて、以前よりも良い状態へと高めていく「創造的復興」を受け、国内外の生徒等との交流や課題解決型学習を進めることで能登の復興を担う人材を育成します。

【子供の意見】

- ・ 現地で片付けを手伝う活動に参加し、活動が笑顔に繋がることを実感した。(中学生)
- ・ 能登半島地震の経験がきっかけで、建築の仕事に関心を持っている。(中学生)
- ・ 都会への憧れが強かったが、避難所での地域の人々の温かさに触れて考えが変わった。(高校生)

- ・ 奥能登地域は、過疎化が進む中でも、豊かな自然や受け継がれた伝統工芸、特色ある祭りなどの地域資源が各地に存在するなど、探究活動の素材の宝庫であり、高校と地域を繋ぐコーディネーターを配置するなど、こうした強みを学校の学習に十分に活用できる体制づくりを進めます。

◆ 地域や家庭と連携した防災教育の推進

- ・ 本県における未曾有の大災害の記憶を風化させないためと今後起こり得る災害に備えるため、直接被災地を訪れ、フィールドワークの実施や児童生徒・地域住民との交流等を通して、災害発生のメカニズムや避難所の運営、災害に強い地域づくり等について、学びを深める活動を行うなど、震災遺構の見学や地域の被災者の体験談を聞く機会を継続して確保し、災害の教訓を生かした防災教育の充実に取り組みます。



高校生による震災遺構のフィールドワーク（総持寺）



高校生による震災遺構のフィールドワーク（海岸隆起）

【子供の意見】 全校生徒に災害のひどい様子を知ってもらい、意識を高める活動をしたい。（小学生）

- ・ 地域や家庭と連携・協働し、安否確認や引渡訓練、避難所開設・運営訓練等、学校の立地条件や想定される災害の実情に応じた実践的な避難訓練を実施します。
- ・ 公民館等の社会教育施設において、防災に関する出前講座等が実施されるよう、市町や公民館に対し情報提供するなど支援に努めます。

◆ 奥能登地域の高校の魅力化の推進

県教育委員会、奥能登地域の市町及び経済界、有識者からなる「奥能登高校魅力化検討ワーキンググループ」において、各高校の特色を生かした魅力ある学校づくりに向け、具体の施策について議論を行い、魅力化を推進します。

◆ 学校の災害対応力の向上

- ・ 学校防災アドバイザーを各学校に派遣し、地域の災害リスクを踏まえた危機管理マニュアルの点検・改善を図ります。
- ・ 学校における災害対応に関する専門的知識や実践的対応能力を備えた教員等を養成し、県内外で大規模災害が発生した際に、被災した学校の早期再開や再開初期の学校運営等を支援する「災害時学校支援チーム」を設置します。また、平常時のチーム員の活動として、専門知識を活用して所属校における防災教育の取り組みを推進するなど、災害対応力の向上を図ります。

現状と課題

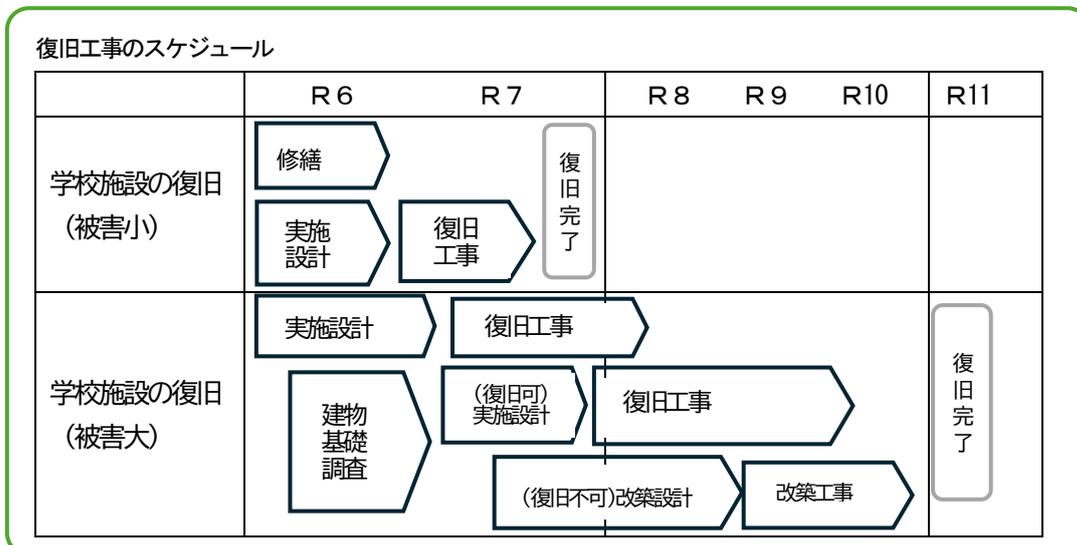
- 学校施設は敷地内の地盤沈下などにより、能登地域の多くの学校で、上下水道管が破断し、長らく手洗い場やトイレ等が使用できない状況となっていました。仮復旧工事が完了し、施設の機能回復が図られました。現在は、本復旧工事に取り組んでいるところです。ただし、大きな被害が大きい建物では本復旧完了までは相当の期間を要すると見込まれるため、各学校現場の状況に応じた対応も行いながら、教育環境を整えていく必要があります。
- 奥能登地域の高校は、地域における唯一の高校として、生徒の多様な進路希望に応じた教育が必要とされてきましたが、被災及び過疎化による入学者の減少に伴い、各校が行う全ての科目に教員を配置することが難しい状況となっています。
- 奥能登地域の自然体験活動を行う青少年教育施設は、地震による土地隆起や津波の影響で厨房・食堂の傾き、舟小屋やカヌー類の消失、道路破損など甚大な被害を受け、青少年の活動拠点としての機能を喪失し休館中です。また、地域住民が自主的に学びや交流を行う社会教育施設においても、学びの機会の提供が困難な状況にあり、早期の再開が望まれています。
- 市町立の公民館や図書館等の社会教育施設の多くは、建物の損壊や資料の破損といった被害を受けており、施設機能の回復が求められています。地域住民が安心して学びに取り組める環境の整備が急務となっています。
- 居住家屋が被災したことにより避難を余儀なくされ、勤務できなくなった教職員が多数生じました。奥能登地域の地元教員や新たに赴任する教員の住居をどのように確保するかが課題となっています。

主な取組

◆ 被災した学校施設等の復旧

被災した校舎やグラウンド等の早期復旧に向け、関係機関等と連携・協力し、工事を着実に進めます。

【子供の意見】 ・震災で自宅待機の期間を経て、友達との会話や勉強ができる学校の大切さを実感した。(高校生)



◆ 遠隔授業などICTを活用した学習環境の整備

児童生徒数が減少していく中、一人一人の多様な学習ニーズへの対応や児童生徒同士の学び合いの深化等を図り、質の高い学びを実現します。特に、高校においては、ICTを活用した遠隔授業など、学びの環境の整備を進めます。



奥能登高校における遠隔授業



奥能登高校における遠隔授業

◆ 青少年教育施設の早期復旧と教育施設としての機能回復

- 自然体験活動を行う青少年教育施設については本復旧工事を着実に進めるとともに、備品等の再整備を行い、青少年教育施設としての機能回復を図っています。
- 被災した市町立の公民館や図書館などに対し、国の公立社会教育施設災害復旧費補助金制度を活用し、建物・設備の修繕が着実に推進されるよう支援します。
- 海や山などでの自然体験活動を通じて、被災地の子供たちが安心感と笑顔を取り戻せるようキャンプを開催し、心のケアと学びの機会を提供します。
- 被災により施設が使えない状況でも、代替施設を活用したり、自然体験やものづくり体験等を提供する出前講座を実施したりするなど、子供たちの学びの機会を確保します。

◆ 教職員の適正な配置と勤務環境の改善

- 児童生徒の心のケアや地域等の連携など、災害に伴う業務への対応が継続していることに加え、児童生徒数の減少に伴う教職員定数の減少により、教育活動に支障が生じることのないように、国の加配を活用するなどして教員の適正な配置を行い、きめ細かな指導の実現や教育環境の充実を図ります。
- 住居の被災や人事異動等による転居など、住居の確保が困難な奥能登の教員用に穴水町内に仮設宿舎を整備していますが、長距離通勤が必要となる場合もあることから、勤務校近隣での住居の確保など、教員の勤務環境の改善を進めます。

現状と課題

- 令和6年1月下旬より、被災した児童生徒の心のケアに対応するため、県内全域の学校にスクールカウンセラー*を派遣しました。特に奥能登地域を中心に、文部科学省、日本臨床心理士会、石川県臨床心理士会の協力のもと、県内外からスクールカウンセラーを派遣し、専門的な支援体制を整備しました。
また、教職員については、希望者を対象にスマートフォンで自身の健康状態を報告する電子システム（J-SPEED）により、健康状態を把握しました。
- 被災した児童生徒や教職員には、過覚醒、再体験、回避・麻痺などのストレス反応や、トラウマに起因する症状が見られることがあります。これらの反応が長期化することで、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの精神的問題を引き起こす可能性があります。
- 児童生徒等の心の健康を守るためには、短期的な対応にとどまらず、中長期的な視点に立った継続的な心のケアが不可欠です。学校、家庭、地域が連携しながら、安心できる環境づくりと専門的支援の充実を図っていく必要があります。

主な取組

◆ スクールカウンセラーの派遣

- ・ 被災した児童生徒の心のケアを図るため、各学校にスクールカウンセラーを適切に配置します。
- ・ 児童生徒が震災によるストレスやトラウマに対処できるよう、スクールカウンセラーと学校が連携し、心理教育プログラムを実施します。
- ・ 学校及びスクールカウンセラーが中心となり、医療機関などの関係機関と連携して、支援が必要な児童生徒への対応を行います。

スクールカウンセラーの派遣
〈緊急派遣 R6 1/24~3/31〉

	県内SC		県外SC	
	延べ人数	総時間数	延べ人数	総時間数
輪島市	9	41.5	155	775
珠洲市	56	312.0	156	780
能登町	19	85.5	113	565
穴水町	14	54.5	-	-
志賀町	2	15.0	-	-

〈R6 4/1~R7 2/28〉

	県内SC		県外SC	
	延べ人数	総時間数	延べ人数	総時間数
輪島市	30	1, 785	225	1, 509
珠洲市	21	1, 163	237	2, 803
能登町	23	1, 771	64	320
穴水町	8	590	-	-
志賀町	9	1, 050	-	-

* スクールカウンセラー…児童生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助を行う専門家。

◆ 「こころのサポート授業」の実施

- ・ 震災に係る児童生徒の心のケアを、中長期的な視点から県内全域に実施します。
- ・ 「こころと体の健康チェックシート」を活用し、児童生徒の発する心身のサインに学校がいち早く気づき、スクールカウンセラーと連携して適切に対応します。
- ・ すべての児童生徒が、自身の心と体の変化や反応に適切に対処できるよう、セルフケアの力を育成します。

こころと体の健康チェックシート 20 年 月 日

名前	年	組	番		
----	---	---	---	--	--

このシートは、自分のこころと体の健康を振り返り、よりよいストレス対処法を学ぶためのものです。でも、やりたくないと思った人は、やらなくていいです。途中でやめてもいいです。それでは、回答してください。

この1週間(先週から今日まで)に、 つぎのことがどれくらいありましたか？ あてはまると数字に○をしてください。	ない	少しある	かなりある	非常に ある	カテゴリー	対処法
	ない	1-2日 ある	3-5日 ある	ほぼ毎日 ある		
1 なかなか、醒れないことがある	0	1	2	3	びつくり興奮 (過覚醒)	リラックス 落ち着く
2 むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとしたりする	0	1	2	3		
3 小さな音やちょっとしたことで、どきどきとする	0	1	2	3		
4 つかったことが頭から、離れないことがある	0	1	2	3	思い出しつら い(再体験)	コントロールし 表現する
5 ちょっとしたきっかけで、思い出したくないのに、思い出してしまう	0	1	2	3		
6 いやな夢や、こわい夢を見る	0	1	2	3	(回避)	少しずつ チャレンジ
7 つかったことを、思い出させる所には近づかないようにしている	0	1	2	3		
8 つかったことについては、話さないようにしている	0	1	2	3	マイナス の考え	は他の考 えかえ
9 自分が悪い(悪かった)と責めてしまうことがある	0	1	2	3		
10 自分の気持ちを、だれもわかってくれないと思うことがある	0	1	2	3	こわい	備える 防災
11 「また大変なことが起こるのでは」とずっと考えてしまう	0	1	2	3		
12 こわくて、おちつかないことがある	0	1	2	3	やる調 気・	からだを ケア
13 なにもやる気がしないことがある	0	1	2	3		
14 頭やお腹が痛かったり、からだの調子が悪かったりする	0	1	2	3	楽 しい	
15 学校では、楽しいことがいっぱいある	0	1	2	3		
16 友だちと遊んだり話したりすることが楽しい	0	1	2	3		

○「つかったこと」(4、7、8)ときかれて、あなたは何を思うかべましたか

災害のこと ・ そのほかのこと ・ 両方 ・ なにも思うかばなかった

○このチェックリストをして思ったことや、今の気持ちを書ける人は書いてください

◆ 教職員の心のケア

教職員の健康状態の確認と心の不調の未然防止を図ることを目的に、産業医科大学の協力のもと、健康アンケートを実施し、専門家による面談などの対応が必要と判断された教職員に対して、相談窓口の利用案内や専門家との面談勧奨を行うなど、メンタルヘルス相談窓口の周知や臨床心理士等の派遣事業、ストレスチェック※も活用し、教職員の心身の健康管理に取り組みます。

※ ストレスチェック…ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査。労働安全衛生法が改正され、労働者が50人以上いる事業所では、平成27年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられた。

基本目標2 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献できる人材を育成します

《 施策の方針 》

2-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成

- ・ ふるさと石川に関する教材の活用推進
- ・ 石川の文化や風土、産業などを活かしたふるさと教育の推進
- ・ 全世代を通じたふるさと学習の推進
- ・ 子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実【後掲】
- ・ 学校における文化活動の充実【後掲】
- ・ 県内トップスポーツチーム等との交流

2-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成

- ・ 地域社会の一員として主体的に参画する態度の育成
- ・ 地域に活力を与える企画力を備えた人材の育成
- ・ 地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成
- ・ 県内の企業等と連携したキャリア教育の推進
- ・ 時代のニーズに応じた職業教育の充実【後掲】

2-3 イノベーションを担う人材の育成

- ・ 科学への関心を高める取組の推進
- ・ 科学的スキルの獲得に向けた取組の推進
- ・ アントレプレナーシップの涵養
- ・ DXの加速化に向けた取組の推進
- ・ 探究・STEAM教育の充実【後掲】

2-4 グローバル社会で活躍できる人材の育成

- ・ 幅広い教養や国際的な視野の獲得
- ・ 小・中・高等学校を通じた英語教育の充実
- ・ 留学生や海外の学校との交流活動の推進
- ・ 海外留学の促進
- ・ 大学と連携した指導法の改善【後掲】

基本目標2 いしかわに誇りと愛着を持ち、 世界と地域に貢献できる人材を育成します

施策の方針 2-1 ふるさとと石川に対する誇りと愛着の醸成

現状と課題

- 本県ではこれまでに、「ふるさと」である石川県に関する教材を独自に作成し、学校の授業において効果的に活用するなど、ふるさと教育の充実を図ってきました。また、生涯学習センターにおいては、「ふるさとモット学び塾」を開講し、県民一人一人に、ふるさと石川の魅力を深く学ぶ機会を提供しています。
- 人口減少が進行する中で、地域の教育力の低下が懸念されており、地域の持続的な発展に向けて、郷土を支える人材の育成が重要な課題となっています。子供たちが地域の自然、歴史、文化、産業などを学ぶことを通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域社会に主体的に関わる態度を育てる教育の充実が求められています。

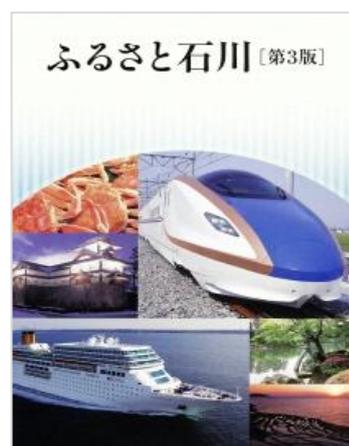
主な取組

◆ ふるさと石川に関する教材の活用推進

郷土に対する誇りと愛着を持ち、将来、主体的に地域の活性化に貢献できる人材を育てるため、小中学校においては、いしかわ版道徳教材「ふるさとがはぐくむ 道徳いしかわ」や映像資料集、高等学校においては、石川版教科書「ふるさと石川」を授業で活用し、ふるさと教育を推進します。



いしかわ版道徳教材「ふるさとがはぐくむ 道徳いしかわ」



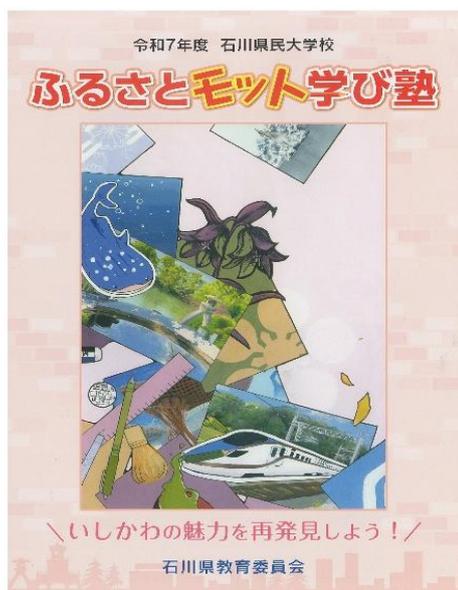
石川版教科書「ふるさと石川」

◆ 石川の文化や風土、産業などを活かしたふるさと教育の推進

- ・ 地域の偉人や文化などについて、子供たちが主体的に学ぶ活動を、学校の教育活動の様々な場面で積極的に取り入れます。
- ・ 風土や文化、産業、歴史など、地域に関する豊富な経験や知識を持つ地域の人々の協力を得ながら、本県固有の教育資源を活かしたふるさと教育を推進します。小中学校においては、社会科や総合的な学習の時間で地域の発展に尽くした先人の働きなどを学習対象として取り上げ、自分たちの生活や自己の生き方を考える学習を行います。高等学校においては、フィールドワークの成果を生かした、地域課題の解決に向けた活動等を積極的に進めます。

◆ 全世代を通じたふるさと学習の推進

子どもから大人まで県民一人一人が、ふるさとへの愛着と誇りをもつことができるよう、本県の自然、歴史、伝統文化、産業等をテーマに、各分野の専門家を講師とする講義型講座、史跡や偉人ゆかりの地を巡る現地講座等を行う「ふるさとモット学び塾」（生涯学習センター主催）を県内全域で実施します。



「ふるさとモット学び塾」パンフレット



「ふるさとふれあい現地講座
『北前船寄港地・安宅、船主集落・橋立を訪ねる』」

◆ 子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実【後掲】

（施策の方針4-6「文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成」に記載）

◆ 学校における文化活動の充実【後掲】

（施策の方針4-6「文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成」に記載）

◆ 県内トップスポーツチーム等との交流

県内トップスポーツチームによる県民向けイベントや小中学校におけるスポーツ教室・職業講話等を通して、地元で活躍しているチームや選手と子供たちが交流することで、郷土への誇りや愛着を育みます。

※ 全国学力・学習状況調査…学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として国が平成19年度から実施している調査。全国的な児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。小学校第6学年及び中学校第3学年を対象として、教科に関する調査（知識・活用を一体的に問う問題）及び質問調査（学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査）を実施。

現状と課題

- 本県では、地域に活力を与える企画力やチャレンジ精神を培う専門人材の育成事業、「総合的な探究の時間」等において地域の課題を学び、その解決に向けて主体的に活動する地域をフィールドとした社会学習などにより、社会に貢献するために必要な資質・能力の育成に取り組んできました。
- 人口減少が進行する中、「石川県成長戦略」においても、「キャリア教育・職業教育の充実」を掲げ、産業を支える多様な人材の確保や企業ニーズに対応した産業人材の育成への支援、地域企業と連携した学習などに取り組んでいます。
- 地方創生の観点からも、地域社会を支える人づくりは、ますます重要となっており、地域社会の一員として主体的に参加する態度や地域に活力を与える企画力を備えた、地域の活性化に貢献できる人材の育成が求められています。
- 社会が急速に変化する中、企業は新しい人材に即戦力を求めており、高校生が卒業後に社会で求められる役割が変化しています。このため、社会というリアルな場面で探究し企画する活動や、地域社会に参画する活動など、生徒が主体的に学び取っていく学習を学校全体で組織的に実現する必要があります。

主な取組

◆ 地域社会の一員として主体的に参画する態度の育成

石川の産業・文化・自然を学ぶ授業や、地域をフィールドとした社会学習などを推し進め、地域と関わることで、社会の一員として主体的に参画し貢献する意欲や態度を養います。

◆ 地域に活力を与える企画力を備えた人材の育成

教科の専門性を高めるロボット製作や商品の企画開発などに、地元の大学や企業と連携し、生徒が主体的に取り組む事業など、先進的かつ実践的な学習活動を通じて、企画力やチャレンジ精神、コミュニケーション能力を持ち、将来の地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材の育成を図ります。



次世代の地域産業を担う人材育成

◆ 地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成

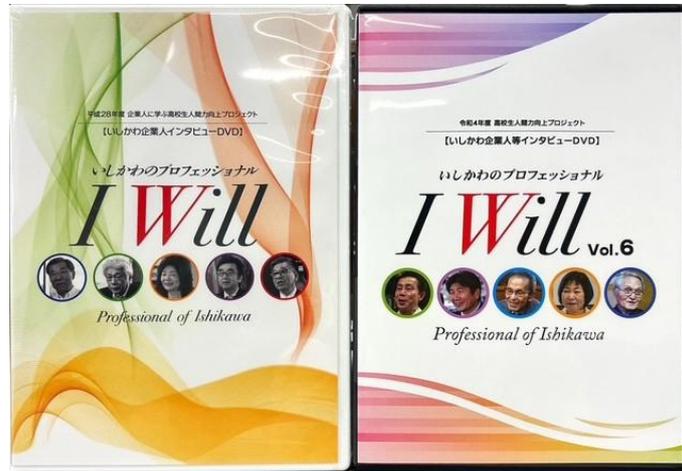
普通高校における県内企業訪問や研究者の講演、幅広い産業分野で企業等と連携した企業実習の実施など、地元企業と連携した取組を通して、産業界が求める「自らの考えや判断で直面する課題をより良く解決する力」を育成します。

【子供の意見】

- ・もっと企業と協力して地域おこしをできる機会がほしい。これは長期面接で言うことができるし、社会経験に繋がる良い機会になると思う。(高校生)

◆ 県内の企業等と連携したキャリア教育の推進

- 県内高校において、県内企業経営者が生き方やものの見方について直接語りかける企業人DVD（県教育委員会作成）を活用し、高校生の社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てます。



企業人DVD 「いしかわのプロフェッショナル I Will」

- 就職を希望する高校生に対しては、県内企業が仕事内容や魅力をPRする「高校生を対象とした企業ガイダンス」を開催するなど、生徒が様々な企業の概要を学ぶ機会を設けるよう努めます。



「高校生を対象とした企業ガイダンス」の様子

◆ 時代のニーズに応じた職業教育の充実【後掲】

（施策の方針3-3「キャリア教育・職業教育の充実」に記載）

現状と課題

- 産業界で必要な専門知識や技術が高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が急速に発展しています。このような状況にあっては、既存の見方や考え方にこだわらず独創性を持って新たな価値を創出する力や、自ら進んで科学的に課題へ取り組む姿勢を備えた人材の育成が求められています。
- 学習指導要領においても、児童生徒が自ら課題を発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や STEAM 教育^{※1}等の、教科等横断的な学習の充実を図ることが求められています。
- 本県ではこれまで、将来の我が国を牽引する優れた才能や個性を有する生徒を支えるため、スーパーサイエンスハイスクール (SSH)^{※2}いしかわニュースーパーハイスクール (NSH)^{※3}において、先進的な教育を受ける機会を提供するとともに、「石川県中学生サイエンスチャレンジ」^{※4}や、「いしかわ高校科学グランプリ」^{※5}などを通して、科学の面白さや奥深さに触れる体験活動を実施してきました。
- 全国学力・学習状況調査によると、「理科の勉強が好きだ」という児童生徒の割合は、中学生になると低下する傾向が見られ、高校生においても、科学オリンピック等へ参加する生徒は、限られた一部の生徒に留まっているなど、優れた素質を持つ子供たちの更なる能力伸長や、科学好きの子供たちの裾野拡大の面などについて、依然として課題があります。

主な取組

◆ 科学への関心を高める取組の推進

- ・ 小学生が自然の事物・現象から問題意識を醸成し、主体的に追究していくことができるように学習活動を工夫することで、科学に対する興味・関心を高めま
- す。
- ・ 中学生が互いに協力しながら、科学に関する知識・技能を活用したものづくり等に挑戦し、課題を解決するための思考力、判断力や表現力を競い合う「石川県中学生サイエンスチャレンジ」などを実施し、科学に対する興味・関心をより一層高めます。
- ・ 県内の科学好きの高校生が一堂に会する「いしかわ高校科学グランプリ」を開催し、生徒の競い合う場を設けることで、科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層の応用力や実践力を伸ばし、科学教育のレベルアップを図ります。



石川県中学生サイエンスチャレンジ

※1 Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育のこと。

※2 スーパーサイエンスハイスクール (SSH) …平成14年度より文部科学省が、科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定。指定校では、未来を担う科学技術系人材の育成を目的として、理数系教育に関するカリキュラムの開発・実践や高大接続の在り方についての研究開発を実施。

※3 いしかわニュースーパーハイスクール (NSH) …思考力、判断力、表現力等を備え、将来、国際社会でも活躍できるリーダー的人材の育成を目指すための取組。「いしかわニュースーパーハイスクール」(H15～)をさらに進化・発展させたもの。

※4 石川県中学生サイエンスチャレンジ…県内の中学生が互いに協力しながら、科学に関する知識・技能を活用したものづくり等に挑戦し、課題を解決するための思考力、判断力や表現力を競い合う大会。

※5 いしかわ高校科学グランプリ…県内の科学好きの高校生が一堂に会し、筆記競技 (物理、化学、生物、地学、数学、情報の6分野) 及び実技競技を学校対抗のチーム戦で実施する大会。優勝チームは、全国大会である「科学の甲子園」に出場。

◆ 科学的スキルの獲得に向けた取組の推進

- スーパーサイエンスハイスクール（SSH）等で先進的な教育を推進するとともに、大学等が実施するグローバルサイエンスキャンパス※1などを通じて、優れた才能や個性を有する生徒に対してハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供します。



スーパーサイエンスハイスクールでの科学実験

- 大学や研究機関、企業等との連携、最先端の科学実験や大学の研究者による講義などを通じて、最先端の科学分野で活躍しようとする意欲を喚起し、将来、国内のみならず国際的に科学技術系分野を牽引することができる人材を育成します。

- 生徒の知的な好奇心・探究心に応じた学習機会を提供するために、物理や生物など7分野の科学オリンピックへの参加を促すとともに、「科学の甲子園全国大会」に向けて大学教授等の指導を受けられる機会を設けることで、学校の垣根を越えて生徒同士が切磋琢磨できる環境を整備します。

◆アントレプレナーシップの涵養

企業の経営者等との交流の機会や多様な文化・考え方に触れる機会を確保し、生徒自らが、答えが一つに定まらない課題に取り組むことにより、困難や変化に対し、自ら枠を超えて行動を起こし、新たな価値を生み出していく力（アントレプレナーシップ）を育む教育（起業家教育※2）の推進を目指します。

◆DXの加速に向けた取組の推進

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化します。大学や地元企業と連携することで、最先端の機器に触れ、それを活用して地域の課題を解決する活動などを展開します。ドローンや3Dプリンターを活用したデジタル課外活動や、農業高校におけるデータサイエンスを取り入れた効率的な栽培方法の研究など、生徒の興味関心を高める取組を進めます。

◆探究・STEAM教育の充実【後掲】

（施策の方針3-1「確かな学力の育成」に記載）

※1 グローバルサイエンスキャンパス…傑出した科学技術人材の育成を目的として、文部科学省が指定する大学で卓越した意欲・能力を有する高校生等を募集・選抜し、国際的な活動を含む高度で体系的な理数教育プログラムを開発・実施する事業。

※2 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）…急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出のための教育の総称。

現状と課題

- グローバル化が加速する中であって、国際共通語である英語力の向上は極めて重要であり、英語の基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成が不可欠となっています。
- ふるさとへの深い理解や愛着はもとより、日本の歴史と文化に対する深い教養を前提に、個人や社会の多様性を尊重しつつ、新しい価値を創造し、他者と協働する能力も必要とされていることから、英語によるコミュニケーション能力はもとより、文化の異なる人々の多様性を受容し、幅広い教養や視野を身に付けたグローバル人材の育成が求められています。
- これまで、多様な文化に対する理解や国際交流を推進するとともに、実践的な外国語教育の充実に努めてきましたが、海外留学する生徒の数は年間数名程度と少なく、また生徒の英語力においても、依然として「話すこと」「書くこと」を中心に課題がある状況です。
- 英語教育において、「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」の4技能5領域をバランスよく育成するためには、英語学習の初期段階から一貫した指導が必要であり、小・中・高等学校の各段階を通じた英語教育の充実により、児童生徒の英語力の向上が課題となっています。

主な取組

◆ 幅広い教養や国際的な視野の獲得

県が指定するいしかわニュースーパーハイスクール（NSH）等において、大学教授等による指導やグローバル企業と連携したフィールドワークなど、実践的な課題研究を行う探究型の学習を通して、社会に対する高い関心、深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等を身に付けさせ、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育成します。

◆ 小・中・高等学校を通じた英語教育の充実

- ・ 小学校では、中学年で「聞くこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」を中心とした外国語活動を通じて英語に慣れ親しみ、学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じた、段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加えた4技能5領域を総合的・系統的に扱う教科学習に取り組むとともに、中学校への円滑な接続を図ります。



小学校での英語教育の様子

- ・ 中学校では、授業を英語で行うことを基本とするとともに、小学校での学びを踏まえ、5つの領域の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成します。
- ・ 高等学校では、授業を英語で行うことを基本とするとともに、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりできるコミュニケーション能力を養います。

◆ 留学生や海外の学校との交流活動の推進

- 留学生や海外の学校との交流や海外研修などを通じて、異文化と直接触れ合い、意見を交換する機会を設けます。
- 生徒の視野を広げ、学びを深める取組として、海外の大学で探究活動の成果を発表したり、先端技術に関する講義を現地の学生とともに英語で受講したりするなど、海外の高等学校や大学等との単なる文化交流ではなく、教科等の学習につながる内容での交流を推進します。

◆ 海外留学の促進

文部科学省官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN」や、いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業（トビタテ！留学JAPAN From いしかわ）を活用した長期・短期留学プログラムを各学校に周知徹底するなど、海外留学を希望する高校生の留学促進を図ります。



「トビタテ！留学JAPAN From いしかわ」の参加生徒（R6）

◆ 大学と連携した指導法の改善【後掲】

（施策の方針3-1「確かな学力の育成」に掲載）

基本目標3 確かな学力や専門的な能力、職業実践力を育成します

《 施策の方針 》

3-1 確かな学力の育成

- ・ 「いしかわ学びの指針12か条（学びの12か条^{プラス}）」の推進
- ・ 大学と連携した指導法の改善
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進
- ・ 情報活用能力の育成
- ・ プログラミング教育の充実
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた学習活動の充実
- ・ 探究・STEAM教育の充実
- ・ 小中一貫、中高一貫教育の充実
- ・ 高等学校の特色に応じた取組の充実
- ・ きめ細かな指導体制の充実
- ・ 学校における読書活動の推進
- ・ 新聞を活用した授業の推進

3-2 教育DX、GIGAスクール構想の推進による学びの質の向上

- ・ 教育DXの推進
- ・ 教員のICT活用指導力の向上
- ・ 情報活用能力の育成【再掲】
- ・ GIGAスクール構想のさらなる推進に向けた環境整備【後掲】

3-3 キャリア教育・職業教育の充実

- ・ 発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- ・ 職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実
- ・ 時代のニーズに応じた職業教育の充実
- ・ 県内の企業等と連携したキャリア教育の推進【再掲】
- ・ 産業構造や技術革新に対応できる高等学校の環境整備【後掲】

3-4 幼児教育の充実

- ・ 幼児期の発達の特性を踏まえた教育の推進
- ・ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続
- ・ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の研修の充実
- ・ 乳幼児教育・保育実践に係る研究活動の支援

基本目標3 確かな学力や専門的な能力、職業実践力を育成します

施策の方針 3-1 確かな学力の育成

現状と課題

- 本県の小中学校においては、「いしかわ学びの指針12か条(学びの12か条+)」を推進し、授業実践の参考となる具体的な指導法や指導事例、評価問題等を示した「いしかわ学力向上プログラム」を作成するなど、確かな学力の育成に取り組んできました。

全国学力・学習状況調査の「教科に関する調査」において、本県は全国平均を上回る結果となっています。また、「質問調査」においては、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」の肯定的な回答の割合が高くなっています。各学校や各市町においては、本調査等を活用することで、児童生徒への指導や学習状況の改善・充実等に役立てるとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することが必要です。
- 児童生徒に、知識・技能や思考力・判断力・表現力等のもとより、自ら課題を見付け主体的に判断し、多様な人々と協働しながらその解決に向けて粘り強く取り組むことができる資質・能力を、小・中・高等学校を通じて身に付けさせることが重要です。

このため、課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を推進するとともに、学びの成果として児童生徒に「どういった力が身に付いたか」に関する学習評価の在り方やその評価方法等を改善・充実させる必要があります。
- 令和3年の「令和の日本型学校教育」の構築を目指す答申では、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指し、ICTを最大限活用した一人一人の個性に応じた学びと、多様な子供たちが協力して学ぶことを一体的に進めることが求められています。

さらに「カリキュラム・マネジメント」の充実を図り、学習指導要領で示された資質・能力を育むため、学校全体で教育課程を計画・実施・改善する取り組みをより一層進めることが重要とされています。
- Society5.0時代が到来しつつあり、AI等の先端技術が急速に社会に浸透する中で、子供たちが情報を主体的に選択・収集し、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用していくための基礎的な資質である「情報活用能力」を身に付け、情報社会の進展に主体的に対応していくことがますます重要になっており、学校においても、情報化への対応が強く求められています。
- 小学校におけるプログラミング的思考の育成や、中学校技術・家庭科(技術分野)におけるプログラミング・計測制御の内容の充実、高等学校での共通必修科目「情報Ⅰ」の実施など、プログラミング教育の充実が求められています。
- 市町において、義務教育段階を通しての計画的で継続的な学力・学習意欲の向上やいわゆる「中1ギャップ」^{※1}の解消等に向けて、小中連携の教育活動を取り入れた学校づくりに積極的に取り組んでいます。学校教育法により、小中一貫教育が制度化されたことから、小中連携・一貫教育に向けた市町の取組に対して必要な支援を行っていく必要があります。
- 平成16年度に設置した併設型中高一貫教育校^{※2}においては、特色ある教育課程に基づき、6年間の計画的で継続的な教育活動を展開することにより、確かな学力、コミュニケーション能力、豊かな人間性等を育み、生徒の個性や才能の伸長を図っています。

※1 中1ギャップ…小学校から中学校への進学において、生徒が新しい環境での学習や生活への適応に困難を感じ、不登校等の諸問題が発生する現象のこと。

※2 併設型中高一貫教育校…同一の設置者による中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。本県では、県立金沢錦丘中学校が県立金沢錦丘高等学校に併設されている。

- 高等学校では、「総合的な探究の時間」において、小中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、フィールドワークによる情報収集やデータサイエンスの活用による分析など、より探究的な学習の充実を図ります。

また、発達に応じた探究学習を推進することで、社会が多様化・複雑化し、専門知のみによる解決が困難な課題にも対応できる人材を育成します。

- 読書は、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な役割を果たしています。このため、学校図書館ボランティアの積極的な活用や、学校図書館を活用した指導の充実などにより、引き続き、読書活動を推進する必要があります。

主な取組

◆ 「いしかわ学びの指針12か条（学びの12か条+）」の推進

小中学校において「いしかわ学びの指針12か条（学びの12か条^{プラス}）」を推進し、児童生徒の学力向上に努めます。

- ① 「活用力を高める授業づくり」については、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行い、多様な観点から考察する力や自ら課題を発見し、主体的・協働的に課題を解決する力などの育成を図ります。
- ② 「学力・学習を支える基盤づくり」については、適切に聞く・話す指導や学び合い活動等を充実させ、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力を育成するとともに、主体的な問題解決に向けたICTの効果的活用等を進めます。また、家庭や地域との情報共有・連携を一層進め、学習習慣の更なる定着と質的な充実を図ります。
- ③ 「指導改善を進める体制づくり」については、学校研究や授業研究の活性化を通して、指導方法の工夫・改善とともに教科等の専門性を高める研修体制を整え、目標を共有した組織的・持続的な推進体制の確立を進めます。

いしかわ学びの指針12か条（学びの12か条^{プラス}）

活用力を高める授業づくり

- ① 物事を多様な観点から考察する力の育成
- ② 自ら課題を発見し、主体的・協働的に課題を解決する力の育成
- ③ 根拠や筋道を明確に表現する力の育成

学力・学習を支える基盤づくり

- ④ 目的や状況・相手に応じて「聞く」「話す」態度・姿勢の醸成
- ⑤ 目的や条件に応じて「書く」、必要な情報を「読む」態度・姿勢の醸成
- ⑥ よりよい解決に向かうための質の高い学び合いのプロセスの重視
- ⑦ 主体的な問題解決のための効果的なICT活用の促進
- ⑧ よりよい学習習慣・生活習慣の定着
- ⑨ 家族や地域の人々とのコミュニケーションを促進し、家庭・地域・社会と結び付いた学びの推進

指導改善を進める体制づくり

- ⑩ 学力と指導力を持続的・継続的に高める組織づくりの推進
- ⑪ 現状把握に基づき、取組の実施・評価・改善を図る指導体制の確立
- ⑫ 保護者・地域との積極的な情報共有・連携の推進

◆ 大学と連携した指導法の改善

- 国や県が実施する学力や学習状況に関する調査の結果分析を活用し、学力の三要素※とともに、これからの時代に求められる資質・能力を育む授業の工夫・改善や教育課程の編成・実施に取り組みます。
- 学力調査等を活用した学力向上PDCAサイクルを確立するとともに、教科等横断的に教育課程の工夫・改善を図るなど、「目標の共有」「分業（効率化）」「継続」を視点とし、一つ一つの過程を改善し、学校の組織及び運営を継続的に見直していくことができる指導体制の確立を図ります。
- 大学との連携により、児童生徒の学力の現状を的確に把握・分析し、目標達成に向けたきめ細かな指導の充実を図るとともに、大学教授による指導法や評価法の改善に向けた指導・助言により、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導を行うことができるよう、教員の指導力向上を図ります。

◆ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- 小中等高等学校においては、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、子供たちが、学習の見通しを持って粘り強く取り組み、学習したことを振り返って次につなげる「主体的な学び」、協働や対話を通じて考えを広げ深める「対話的な学び」、知識を相互に関連付けてより深く理解することや問題を見だし解決策を考える「深い学び」といった3つの視点からの授業改善を推進します。
- 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、子供一人一人が主体的に学習を調整できる状況を整えたり、お互いの考えを共有する時間を設けたりするなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、子供たちの学びが深まるよう授業改善を推進します。

【子供の意見】

- 一人で考える時間とみんなと議論する時間のバランスが取れている授業が良い授業。(中学生)
- 生徒同士で話し合い教え合う形式の方が、先生の話だけを聞くだけの授業より良い。(高校生)

- 教員が、児童生徒に「どういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉えるとともに、児童生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かえるよう、指導方法や学習評価、教育課程の改善に取り組みます。



主体的・対話的で深い学びの実践授業（小学校）



主体的・対話的で深い学びの実践授業（中学校）

※学力の三要素…学校教育法第30条第2項で規定された学力の重要な三つの要素。①基礎的・基本的な知識・技能、②それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度。

◆ 情報活用能力の育成

- ・ 児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かした学習活動を推進します。
- ・ 各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのデジタル学習基盤を適切に活用した学習活動を推進します。
- ・ AI等の先端技術の進展やスマートフォン、SNSの利用が常態化しており、犯罪被害等も生じていることから、情報モラルやメディアリテラシーを身に付けるための学習に取り組みます。

◆ プログラミング教育の充実

- ・ 小学校では、各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を充実します。
- ・ 中学校では、技術・家庭科（技術分野）において、小学校におけるプログラミング教育の成果を生かし、プログラミング、情報セキュリティに関する学習活動を進めます。
- ・ 高等学校では、情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」において、全ての生徒がプログラミングのほか、情報セキュリティを含むネットワークやデータベースの基礎等について学ぶ機会を確保し、情報スキルの向上を図ります。

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた学習活動の充実

国際連合の持続可能な開発目標（SDGs）※を踏まえ、現代社会における様々な地球規模の問題を、自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりに関わる問題を見いだしたり、解決したりする学習活動の充実に努めます。

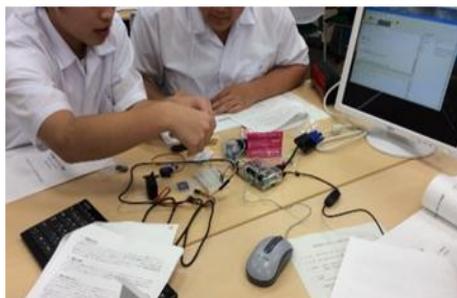
◆ 探究・STEAM教育の充実

- ・ 「探究の見方・考え方」を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指します。
そのため、高等学校においては、学校司士の連携、大学教授等の指導・助言などを通して、生徒が主体的に探究できるよう指導法や評価法の改善を図るとともに、現代の諸課題や地域の特色に合った課題を設定し、探究活動の充実に努めます。
- ・ これからの社会の中で生きていくために必要な力の育成に向け、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な教育であるSTEAM教育により、具体的な社会課題と紐付けながら学習する活動の充実に努めます。

★STEAM 教育

STEAM 教育とは、科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術、リベラルアーツ(Liberal Arts)、数学(Mathematics)等の各教科での学習を実社会で課題解決に生かしていくための教科横断的な教育のことです。

各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民、新たな価値を創造し社会の作り手となる人材として必要な資質・能力を育成します。



プログラミング言語を活用した電子工作

※持続可能な開発目標（SDGs）…SDGsとは Sustainable Development Goals の頭文字をとったもの。2015年9月の国連サミットで採択。国際社会全体の開発目標として設定された2030年を期限とする包括的な17の目標。

◆ 小中一貫、中高一貫教育の充実

- ・ 小中学校間の接続をより円滑に行い、いわゆる「中1ギャップ」を解消するために、小学校高学年からの教科担任制を推進するとともに、小中学校の緊密な連携を推進し、学習面や生徒指導面等において、継続性・連続性のある指導を行います。
- ・ 小中連携・一貫教育に向けた市町の取組に対して、情報提供等を含めて必要な支援を行います。また、「義務教育学校」を設置する際には、一体的な組織のもとで地域の実情や児童生徒の実態に応じた多様な教育実践が行われるよう支援します。
- ・ 併設型中高一貫教育校においては、特色ある教育課程により論理的な思考力やコミュニケーション能力等を育み、世界や地域の持続可能な発展に貢献できる人材の育成を目指した取組を充実します。また、中高一貫教育の成果と課題の検証を継続的に行い、教育内容の工夫・改善に努めます。

◆ 高等学校の特色に応じた取組の充実

- ・ 生徒や保護者、地域のニーズに応えられる学校となるよう、それぞれの学校の規模や学科、所在地等の特徴に応じた学校づくりをより一層充実させていきます。
- ・ 幅広い教育ニーズへの対応を求められる小規模の高等学校においては、教員の授業力を一層高め、生徒の意欲を引き出し、進路実現を図るために、地域との連携や学校間の連携を強化し、地元へ愛され、必要とされる学校づくりを目指すとともに、地域を支える人材の育成を図ります。
- ・ 定時制・通信制高等学校においては、働きながら学ぶ生徒を支援する従来からの教育に加え、様々な学習歴や生活スタイルを持つ生徒に学習の機会を提供する場として、単位制のメリットを十分に生かすとともに、学校間の連携や生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善などにより教育内容の充実に努めます。

◆ きめ細かな指導体制の充実

- ・ 児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導を実現するため、ICTの効果的活用とともに、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」の充実に努めます。

【子供の意見】

・ クラスの分け方をもっと生徒一人一人にあったクラスにしてほしい。(中学生)

- ・ 現在、国において、全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、中学校35人学級の実現、小学校教科担任制[※]の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした、「新たな『定数改善計画』」が検討されており、国の動向を注視しつつ、必要とされる指導体制の充実に努めます。
- ・ 学習指導や生徒指導など学校が抱える課題に対して、退職教員や専門性を有する地域人材を学校に配置し、学校の教育力の維持向上を図ります。

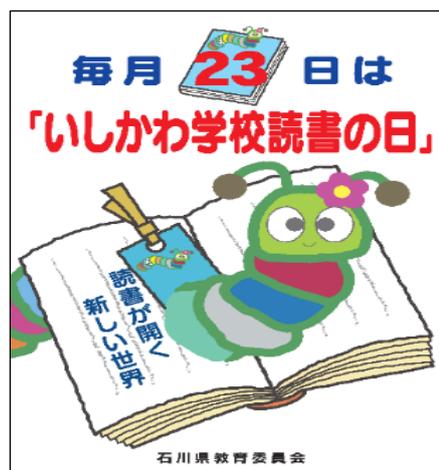
【子供の意見】

・ 授業中にサポーターがいれば、授業の内容がわからなくても、サポーターが分からない人を教えることができるといいと思いました。(高校生)

[※]小学校教科担任制…きめ細かな指導の充実のために、教科指導の専門性を持った教師が特定の教科を担当する制度。抽象的な思考が高まり、それに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年を主な対象としているが、中学年や新採教員等の学級にも対象を拡大している。

◆ 学校における読書活動の推進

- 小中学校においては、児童生徒が読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう、毎月23日の「いしかわ学校読書の日」を中心に、学校図書館ボランティアを活用した読み聞かせ、ブックトーク、児童生徒が相互に図書を紹介する取組など、他の図書館や家庭などとの連携を図ります。
- 高等学校においては、学校図書館と公立図書館・ボランティア・PTA等が連携することにより、生徒が図書に触れ、学習における活用が積極的に行われるよう環境整備を推進します。
- 特別支援学校においては、児童生徒一人一人の障害の状況に応じて、点字図書、音声図書等の活用を図り、児童生徒の主体的な学習を支援するとともに、学校図書館ボランティアを活用した読み聞かせなど、発達段階に応じた多様な読書活動を推進します。
- 県立図書館では、学校支援サービスとして、図書のセット貸出をはじめ、レファレンス※への回答、情報提供などを通して、児童生徒の読書活動を支援します。



いしかわ学校読書の日ポスター

◆ 新聞を活用した授業の推進

- 児童生徒が現代の諸課題について多面的・多角的に考察し、地域や国内外の出来事に関心を持ち、多様な視点から考えを深める力や主権者としての資質・能力、多様性を尊重する心を育むために新聞を活用した授業の推進に取り組みます。
- 小学校・中学校においては、児童生徒の情報活用能力の育成を図るために、各教科等で新聞を効果的に活用した授業の推進に取り組みます。
- 高等学校においては、インターネットだけでなく、新聞などを適切に活用しながら探究的な学習を行い、情報活用能力の育成を図ります。

※レファレンス…利用者の求めに応じて、図書館職員が情報や資料を検索・提供し、調査・研究を支援すること。

現状と課題

- 国によるGIGAスクール構想の推進により、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークが集中的に整備され、その後、学校現場での活用が進められています。
また、今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速していく中で、教育データに基づく教育内容の重点化や教育リソースの配分の最適化など、教育分野においてもDXを推進していくことが求められています。
- 国はGIGAスクール構想第2期を見据え、令和6年度以降における義務教育段階の「1人1台端末」を計画的に更新するための予算を計上し、本県においても令和9年度までに、小・中・義務教育・特別支援学校（小・中学部）の1人1台端末の更新が行われることとなりました。
- GIGAスクール構想のもと、1人1台端末の更新やネットワークの高速化が進められています
が、今後、全ての学校においてICTを日常的に活用するとともに、ICT環境を基盤として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進めることや児童生徒の情報活用能力を育成することが求められています。
- 学校におけるICT活用の意義を理解し、授業等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に向けた授業実践を行い、教育データを適切に活用しながら学習の改善を図ることが求められており、ICTを効果的に活用した指導法を身に付けるための研修が進められています。
- 生成AIを含むデジタル技術については、教育現場での利用により、効果をもたらす可能性と生じるリスクを踏まえて対応する必要があります。

主な取組

◆ 教育DXの推進

- ・ 児童生徒が、インターネットやデジタル教材を用いて、自らの疑問について深く調べることや自分に合った進度で学習すること、更には一人一人の学習履歴を把握することなど、個々の理解や関心の程度に応じた個別最適な学びの実現に取り組みます。
- ・ タブレット端末や大型提示装置などを用いて、児童生徒同士による意見交換、発表など双方向型の協働的な学びの充実を図り、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

【子供の意見】

- ・ 学びたいものを学べるようにしてほしい。例えばVR※空間でできないものの研究を深めればどこでも誰でも授業ができると思う。(高校生)
- ・ 教員やALTによる指導とAI活用とを効果的に組み合わせる方法が検討されており、国の動向を注視しつつ、研究していきます。
- ・ 国において、学習者用デジタル教科書・教材の普及促進等が進められており、国の動向に注視しつつ、実証事業を通して、教育効果や課題を把握していきます。

※VR…Virtual Reality の略語。現実と異なるCG棟で作られた映像を映し出す技術。

- 各学校に備えられているデジタル機器の保守・管理等を行うためのICT支援員[※]等の配置により学校を支援します。
- デジタル社会の負の側面にも留意しつつ、自分で考え行動できる力を育むため、AI・ICTなどのデジタル技術を活用する力や情報リテラシーなどを児童生徒の発達段階に応じて育成します。

◆ 教員のICT活用指導力の向上

- 教員のICT活用指導力の更なる向上を図るため、各学校の実態に合わせた校内研修を充実していく必要があります。このため、学校トップの意識改革を図るための管理職向けの研修や、各学校での校内研修を企画・実行する教員である推進リーダーを対象とした研修を継続して実施します。

また、1人1台端末の活用不安のある教員を対象として、1人1台端末の活用スキルを向上させる研修を実施します。

- 各学校では、推進リーダーが中心となって校内研修を行うことで、教員の指導力向上を図ります。

- 各学校の校内研修をバックアップするため、県教員総合研修センターの指導主事が学校へ出向いたり、オンラインを用いたりしながら、学校のニーズに応じ校内研修を実施するなど各学校をサポートします。



学校のニーズに応じた出前型の研修

◆ 情報活用能力の育成【再掲】

(施策の方針3-1「確かな学力の育成」に記載)

◆ GIGAスクール構想のさらなる推進に向けた環境整備【後掲】

(施策の方針6-5「教育環境の整備・充実」に記載)

※ICT支援員…ICT企業の人材など、学校におけるICT環境整備の初期対応を行う、ICT技術に知見を有する者。

学校教育情報化推進計画

国が令和4年に策定した「学校教育情報化推進計画」に基づき、学校教育の情報化の推進に取り組めます。

情報化推進に関する項目		本計画における対応箇所
ア 基本方針		
方針 1	ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活用能力の育成 [施策の方針3-1] ・プログラミング教育の充実 [施策の方針3-1] ・教育DXの推進 [施策の方針3-2]
方針 2	教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・教員のICT活用指導力の向上 [施策の方針3-2]
方針 3	ICTを活用するための環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想のさらなる推進に向けた環境整備 [施策の方針6-5]
方針 4	ICT推進体制の整備と校務の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し [施策の方針6-4]
イ 推進計画期間		<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 [施策の方針3-2]
ウ 推進計画目標		<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 [施策の方針3-2]
エ 総合的かつ計画的に講ずべき施策		<ul style="list-style-type: none"> ・いしかわ学びの指針12か条 [施策の方針3-1] ・GIGAスクール構想のさらなる推進に向けた環境整備 [施策の方針6-5] ・「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し [施策の方針6-4]

現状と課題

- 生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は、大きくまた急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。このような状況であることから、児童生徒が学校での学びと実社会との結び付きを意識し、主体的に進路を選択できる能力を高め、望ましい勤労観や職業観を育むことができるよう、発達の段階に応じたキャリア教育が求められています。
- 本県ではこれまで、特別活動を要しつつ、各教科や総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通して、キャリア教育に取り組むとともに、職場体験や就業体験（インターンシップ）などを通して、望ましい勤労観・職業観を育んできました。
また、専門高等学校等では、資格・検定試験の積極的な取得や長期型企業実習（デュアルシステム）^{※1}の実施などを通して、実践的な産業教育を行ってきました。
- 産業界では、生産工程の高度化への対応、技能レベルでの国際競争力の維持・強化、多能工の育成等が課題となっており、ものづくり人材の育成に向け、地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動を積極的に取り入れることが求められています。
- 少子高齢化の進展や、それに伴うひとり暮らし高齢者の増加などにより、福祉・介護サービス利用者の増加、ニーズの多様化等、今後一層のサービス需要の増大が見込まれており、介護・福祉サービスに従事する人材の安定的な確保が課題となっています。

主な取組

- ◆ 発達の段階に応じたキャリア教育の推進
 - ・ 自分の将来に必要な能力や資質を身に付けることができるよう、各学校において、学校と家庭・地域・産業界等との連携のもと、発達の段階に応じた体系的なキャリア教育を計画的・組織的に実施し、子供たち一人一人の社会的・職業的自立を図ります。
 - ・ 小学校から高等学校までの12年間を通して「キャリア・パスポート」^{※2}を活用し、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うことでキャリア教育の充実を図ります。
 - ・ 高校生が、日本が誇るものづくり産業の魅力を知るとともに、企業経営者の情熱や生き方、グローバルなものの見方に触れ、将来の夢の実現に向けた意欲を高める機会となるよう、県内に拠点を有し世界的規模で活躍する企業のトップの方の講演会を開催します。
 - ・ 職業学科の専門科目では、各専門分野の職業に必要な能力と、その習得に必要な学習内容・学習方法を明確にして授業を実施します。

※1 長期型企業実習(デュアルシステム)・・・企業実習と教育・職業訓練を組合せて実施することにより若者を一人前の職業人に育てる実践的な教育・職業能力開発の仕組みであり、企業での就業と学校での教育を同時並行で行うシステムのこと。

※2 キャリア・パスポート・・・子どもたちが、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる様々な活動について、学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の姿容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（学習の成果をまとめて綴ったもの）のこと。小学校から中学校、高等学校へと引き継いで活用していく。

◆ 職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実

- ・ 小中学校においては、地域における職場見学や職場体験等の体験活動を充実することにより、社会や職業に対する関心と理解を深め、自分の将来を意識させるとともに、望ましい勤労観や職業観を育みます。
- ・ 高等学校においては、全ての全日制高等学校においてインターンシップ等を実施するとともに、農業・工業・商業などの専門高校等においては、長期型企業実習（デュアルシステム）を実施するなど、望ましい勤労観や職業観の涵養とともに、自ら進路を選択する能力や社会人としてのコミュニケーション能力等の育成を図ります。

【子供の意見】 ・ 職場体験で、老人ホームで働いた経験がきっかけで福祉関係の仕事を目指しています。
(特別支援学校高等部生)

◆ 時代のニーズに応じた職業教育の充実

- ・ 産業構造や仕事の内容が急速かつ絶えず革新する中、その変化に対応できる人材の育成を目指します。職業に関する専門学科及び総合学科が地元企業等と連携協力して、石川の食、ものづくり、くらし・経済を支える将来の専門的職業人となりうる人材を育成するとともに、新規高卒者の専門分野への就職促進や、早期離職防止に向けた意識の醸成を図ります。
- ・ 教員が、地元企業との意見交換会や工場見学に参加する機会を設けるなど、就職支援の充実を図ります。



教員の工場見学

- ・ いしかわ産業教育フェアなど、専門高校等の学びを発信する場を設け、各学校の学習成果や研究成果の発表、オリジナル商品の販売、各種コンテンツなどの競技会や小中学生の体験ブースなど内容の充実を図り、本県ならではの産業教育の魅力を発信するとともに、専門高校等における産業教育のさらなる充実につなげます。



いしかわ産業教育フェア

- ・ 介護・福祉の仕事のやりがいや大切さについて、小・中・高校生の理解を深めるため、介護・福祉施設職員による学校訪問や、児童生徒の職場体験などに積極的に取り組みます。

- ◆ **県内の企業等と連携したキャリア教育の推進【再掲】**
(施策の方針2-2「地域の活性化に貢献できる人材の育成」に記載)
- ◆ **産業構造や技術革新に対応できる高等学校の環境整備【後掲】**
(施策の方針6-5「教育環境の整備・充実」に記載)

現状と課題

- 幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、連携・協力して、幼児教育の充実を図る必要があります。
- 全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが求められています。
- 幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育んでいくようにすることが求められています。

主な取組

- ◆ **幼児期の発達の特徴を踏まえた教育の推進**
 - ・ 幼児が主体性を十分に発揮しながら、環境に関わる遊びや生活を展開することができるよう、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成します。
 - ・ 教育的な意図をもって構成された環境の下、幼児が好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていくことができるよう、遊びを通しての指導を中心に行います。
- ◆ **幼児教育と小学校教育との円滑な接続**
 - ・ 幼児教育施設においては、小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み、小学校においては、幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施します。
 - ・ 幼保小が協働して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かりとしながら、架け橋期のカリキュラムを作成するとともに、幼保小のそれぞれの教育が充実するよう、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を共に振り返ります。
 - ・ 幼保小の合同会議等を定期的で開催するなど、幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保します。
- ◆ **幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の研修の充実**

幼児教育及び保育の質の向上を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修を実施するとともに、現場へのアドバイザー派遣により、課題解決に向けた助言を行うなど、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。特に、本県では、幼稚園や保育所から認定こども園への移行が進んでいることを踏まえ、認定こども園の保育教諭を対象としたキャリアステージに応じた研修の実施に取り組みます。
- ◆ **乳幼児教育・保育実践に係る研究活動の支援**

石川県保育研究大会を開催し、研究発表やテーマ別に保育実践に関する討議を実施します。

《 施策の方針 》

4-1 心の教育・道徳教育の充実

- ・ いしかわ版道徳教材の活用推進
- ・ 道徳の指導方法の工夫・改善
- ・ 学校・家庭・地域との連携による道徳教育の充実
- ・ 家庭における読書活動の推進【後掲】
- ・ 地域における読書活動の推進【後掲】
- ・ 絆を深める「心の教育」の充実（心の教育推進協議会）
- ・ 地域のボランティア活動の推進

4-2 人権教育の推進

- ・ 学校教育における人権教育の推進
- ・ 社会教育における人権教育の推進
- ・ 教職員の人権意識の向上

4-3 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進

- ・ 子供の意見表明による主体性の育成
- ・ 主権者として社会に参画する力の育成
- ・ 消費者教育の推進

4-4 いじめ防止等の取組の充実

- ・ いじめを見逃さない学校づくりの推進
- ・ 生徒指導体制やカウンセリングの充実
- ・ インターネット上におけるトラブルへの対応

4-5 体験活動の充実

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえた体験活動の推進
- ・ 青少年教育施設を活用した体験活動の推進
- ・ 埋蔵文化財センターにおける文化財等を活用した体験学習の推進
- ・ 地域資源を活かした体験的な環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域のボランティア活動の推進【再掲】

4-6 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成

- ・ 子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実
- ・ 学校における文化活動の充実
- ・ 2027いしかわ総文を通じた高校生の芸術文化活動の充実

4-7 児童生徒の体力・運動能力の向上

- ・ 体力・運動能力調査を踏まえた取組の推進
- ・ 運動部活動・地域クラブ活動などの活性化

4-8 学校保健の充実・食育の推進

- ・ 家庭や地域と連携した健康教育の推進
- ・ 学校における食育の推進
- ・ ICTの利活用にあたっての健康面に関する対応
- ・ 薬物乱用防止教育の推進

4-9 防災教育・安全教育の推進

- ・ 地域や家庭と連携した防災教育の推進【再掲】
- ・ 学校における防災教育の支援
- ・ 交通安全教育・防犯教育の推進
- ・ 発達段階に応じた生命（いのち）の安全教育の推進

基本目標4 豊かな心と健やかな体を備えた しなやかでたくましい人づくりを推進します

施策の方針 4-1

心の教育・道徳教育の充実

現状と課題

- 本県では、教科書と併せていしかわ版道徳教材「ふるさとがはくくむ 道徳いしかわ」の活用などにより道徳教育の充実に取り組むとともに、保護者や地域の人々をゲストティーチャーに迎えた授業の公開など、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を推進しています。
- 小中学校においては「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進するとともに、「考え、議論する道徳」への質的転換の具現化に向け、発達の段階を踏まえた指導方法の工夫・改善が求められています。
- 道徳教育や特別活動など、学校教育活動全体を通じて子供たちのウェルビーイングの向上を図ることが必要です。
- 本県では、「心の教育推進大会」の開催や、「未来へつむぐ家族の手紙」の募集、高校生ボランティアリーダーの養成など、家庭や地域と連携しながら、子供たちの豊かな心を培う心の教育を推進しています。家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、家族のコミュニケーションづくりや、地域の人々が、絆を深めながら子供たちを見守り社会全体で子供たちの成長を支援していくことが求められています。
- 子供の読書活動は、「子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」であり、社会全体での子供の読書活動の推進が求められています。

主な取組

◆ いしかわ版道徳教材の活用推進

いしかわ版道徳教材にちなんだ映像資料集（DVD）を活用するなど、全ての公立小中学校で「いしかわ版道徳教材」の効果的な活用を促進します。

◆ 道徳の指導方法の工夫・改善

「考え、議論する道徳」の具現化に向け、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた授業改善を進め、問題解決的な学習や、道徳的行為に関する体験的な学習など、発達の段階を踏まえた効果的かつ多様な指導方法の工夫・改善を推進します。

高等学校における道徳教育については、教育活動全体を通じて行っており、道徳教育推進教師を中心に、各学校の実態に応じた道徳教育を推進していきます。



いしかわ版道徳教材「ふるさとがはくくむ 道徳いしかわ」

◆ 学校・家庭・地域との連携による道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業公開や、保護者や地域の人々も参加できる道徳の授業の工夫・改善などを通して、道徳の意義について共通理解を深め、学校・家庭・地域との連携による道徳教育を充実します。
- ・ 保護者や地域の人々をゲストティーチャーとして学校に招き、子供たちの心に響くメッセージを通して、子供たちの豊かな人間性を育みます。

◆ 「家庭における読書活動の推進」【後掲】

(施策の方針8-3「豊かな心を育む読書活動の充実(子供の読書活動の推進)」に記載)

◆ 「地域における読書活動の推進」【後掲】

(施策の方針8-3「豊かな心を育む読書活動の充実(子供の読書活動の推進)」に記載)

◆ 絆を深める「心の教育」の充実(心の教育推進協議会)

- ・ 家族それぞれの思いを短い手紙にしたため、家族のコミュニケーションを図る「未来へつむぐ家族の手紙」の募集や、社会全体で心の教育を進める意識を高めるために開催する「心の教育推進大会」など、様々な事業を展開し、心の教育の充実を図るよう支援します。
- ・ 地域の人々が、子供たちと積極的に関わり、公共マナーの大切さや交通ルールの遵守等と呼びかける「グッドマナーキャンペーン」を開催し、地域の人々と子供たちの絆が深まるように努めます。



「未来へつむぐ家族の手紙」作品集

◆ 地域のボランティア活動の推進

震災を経験し、今後、高校生ボランティア活動の核となる高校生ボランティアリーダーの養成および、リーダーを中心とした活動の輪を広げ、学校、家庭、地域、関係機関等の協力のもとボランティア活動の推進を図ります。

現状と課題

- 21世紀は「人権の世紀」と言われています。しかしながら、女性、子供、高齢者、障害のある方などに対する差別や、同和問題、インターネットによる人権侵害など様々な人権問題が今なお存在しており、特に子供のいじめや虐待などが、社会的な問題となっています。
- 災害時における避難所などでの高齢者、障害のある人などへの配慮やプライバシーの保護、性的マイノリティへの偏見や差別といった人権課題に対し、人権教育の重要性はますます高まっています。
- 令和7年に改定された「石川県人権教育・啓発行動計画」を踏まえ、学校教育や社会教育において、人権や人権擁護に関する理解を深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受け止めるような人権感覚を育成する必要があります。

主な取組

◆ 学校教育における人権教育の推進

- ・ 児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等の特質を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- ・ 生徒を対象とした人権教育講話や、人権教育副読本、人権教育資料などの教材を活用し、人権教育の充実に努めます。
- ・ 人権教育推進校における実践事例や研究成果を県内全校に周知することにより人権教育の改善・充実に努めます。

◆ 社会教育における人権教育の推進

- ・ 市町の人権教育担当者や社会教育関係団体の指導者や公民館職員に対する研修を実施し、市町や社会教育関係団体の人権意識の高揚を図ります。
- ・ 多様化する人権課題に対応するため、人権啓発資料を作成し、市町や社会教育関係団体に配布するなど、人権意識の啓発に努めます。

◆ 教職員の人権意識の向上

- ・ 学校長のリーダーシップのもと、人権教育担当者を中心とした校内推進体制を確立し、全教職員の共通理解に基づいた人権教育を推進します。
- ・ 初任者研修、6年目教諭研修、中堅教諭等資質向上研修などの悉皆研修において、人権教育に係る研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ります。

現状と課題

- 令和4年6月に「こども基本法」が制定され、全ての子供について、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保や、その意見が尊重されることなどが定められました。
- 子供たちにとって、表明した意見を聴いてもらい、何らかの影響や変化をもたらす経験は、自己効力感を高め、主体的に社会形成に関わろうとする意識の形成につながるとされています。このため、学校においても児童生徒が表明した意見を反映していく環境を整備し、主体的に社会形成に参画する姿勢を育む教育が必要とされています。
- 公職選挙法が改正され、平成28年から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを契機に、高等学校等において、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが求められています。生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう、主権者として社会に参画する力を育成する主権者教育が必要とされています。
- 民法改正により、令和4年から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、契約に関する基本的な考え方や責任について理解するとともに、主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育む消費者教育が必要とされています。

主な取組

◆ 子供の意見表明による主体性の育成

- ・ 令和4年に改訂された生徒指導提要进行を踏まえ、学校行事の運営、校則など学校のルールの設定や見直しについて、児童生徒が意見を表明し、主体的に関わる学校づくりを推進します。

【子供の意見】

- ・ ルールや決まり、大切なことを自分達で決めたい。(小学生)
- ・ 生徒の意見をもっと取り入れる場を作る。(高校生)

- ・ 全ての教科を通じて、児童生徒が思考を深め自らの考えを表明し、一方的な意見の主張に陥らない対話を重視する授業に取り組みます。
- ・ 小・中・高等学校の総合的な学習（探究）の時間等における地域課題をテーマとした課題解決型学習や、その解決に向けて意見を表明する活動を通して、児童生徒の主体性や社会参画意識の向上に努めます。

◆ 主権者として社会に参画する力の育成

- 国が作成した副教材を活用し、公民の授業、総合的な探究の時間、特別活動などにおいて、政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解させるとともに、各教科も含め、話し合いや討論を取り入れた学習を進め、現実社会の諸課題を見出し協働的に追究し解決する力や、自ら社会に参画しようとする意欲や態度を育みます。

- 生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるよう、公民等の授業において、現実の具体的な政治的事象を題材として取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を取り入れます。

- 生徒による政治的活動等に関して指導するにあたっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ります。

◆ 消費者教育の推進

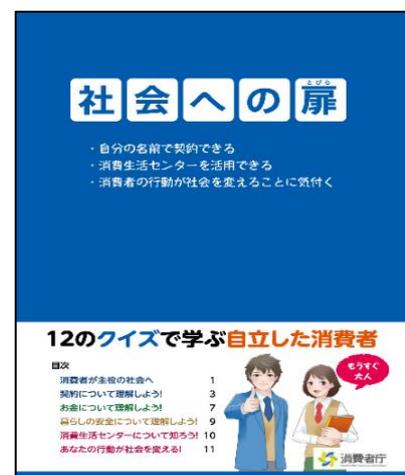
- 児童生徒が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるようにするため、小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育を推進します。

- 成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、小中学校では、個人や企業の経済活動における役割と責任、買い物や売買契約の仕組み、計画的な金銭管理など、自立した消費者としての責任ある消費行動についての学習活動を充実します。

また、高等学校では、消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を実施し、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解し、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育みます。



高校生向け主権者教育の副教材
(総務省・文部科学省)



高校生向けの消費者教育教材
「社会への扉」(消費者庁)

現状と課題

- 本県では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「石川県いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめを見逃さない風通しのよい学校づくり」を推進してきました。積極的な認知に努めた結果、いじめの認知件数は近年、増加傾向にあります。
 しかし、依然として、全国ではいじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生しており、今後とも引き続き、子供の発する小さなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校の組織的な対応を行っていく必要があります。
- スマートフォン等のインターネット接続機器の普及により、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やインターネット上のトラブルやいじめなどへの対応が課題となっています。家庭でのルール作りやフィルタリング^{※1}の徹底など、保護者への啓発はもとより、児童生徒への情報モラル教育の充実が必要です。

主な取組

- ◆ **いじめを見逃さない学校づくりの推進**
 - ・ いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識するとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底します。
 - ・ 校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し、いじめの問題に組織的に対応するとともに、学校の要請に基づき専門的見地から助言を行う「いじめ対応アドバイザー」を派遣するなど、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を推進します。
 - ・ 児童生徒に関するトラブル解決等のノウハウを持つ弁護士が「いじめ予防教育」の出前授業を行うことで、児童生徒がいじめについて考える機会を増やし、未然防止を推進します。
 - ・ 児童生徒の発するSOS全般を受け止める窓口として、夜間・休日を含む24時間体制の「24時間子供SOS相談ダイヤル」を設置し、教育相談体制の充実を図ります。

【子供の意見】

- ・ いじめもあおりもないクラスにしたら、さらに良い学校になると思います。（小学生）
- ・ 生徒の事を良く見て、具体的なアドバイスや指導をしてくれる先生だと信頼できる。（高校生）

- ◆ **生徒指導体制やカウンセリングの充実**
 - ・ 生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせ、学校全体の協力体制の中で子どもが発する小さなサインを見逃すことなく把握し、情報共有・共通理解のもと組織的な校内指導体制を充実するとともに、家庭や関係機関との連携を図ります。
 - ・ 専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全ての公立小中高等学校に配置し、あわせて、特別支援学校においても配置を進めていくとともに、スクールソーシャルワーカー^{※2}の派遣等により各学校に対して積極的に支援していきます。

※1 フィルタリング…インターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」と「表示禁止のもの」などに分け、ページへのアクセスを制限する機能のこと。
 ※2 スクールソーシャルワーカー…社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

- 教員のカウンセリング力を高めるため、カウンセリングに関する専門研修を行い、学校の相談機能の向上を図ります。
- 管理職を対象とした、スクールカウンセラーの効果的な活用のための研修を行い、学校の相談体制の強化を図ります。
- 外部専門家による研修や、連絡協議会を開催し事例研究を行うこと等を通じて、スクールカウンセラーの資質向上を図ります。
- 「SOSの出し方に関する教育」を実施するとともに、児童生徒がSOSを出しやすい環境を整え、児童生徒のSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及・啓発を図ります。

◆ インターネット上におけるトラブルへの対応

- 児童生徒に対する情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しフィルタリングの大切さや家庭におけるルール作り等の啓発に努めます。
- SNSサイトへの悪質な書き込み等についてネットパトロールを実施し、ネットトラブルへの適切な対応や未然防止を図ります。
- 警察と連携して非行防止教室を実施し、生徒の規範意識の高揚やインターネットが介在した非行や被害・加害行為などの防止を図ります。

現状と課題

- 少子化の進行、地域とのつながりの希薄化、情報メディアの普及に加え、新型コロナウイルス感染症や震災の影響により、子供たちの成長に必要な遊びや体験活動の機会が少なくなっていることが指摘されています。
- 体験活動は、子供たちが自分に自信を持ち、人と協力する力を育てるうえで大切な取り組みです。また、楽しい・うれしいと感じる気持ちを高めることで、心の健康にも良い影響を与えます。さらに、体験を通して人と関わりながら学ぶことは、さまざまな人が共に生きる社会をつくる意識を育てることにもつながります。こうした観点から、子供たちが多くの体験をできるよう、活動の機会をもっと充実させていくことが求められます。
- 本県では、「いしかわ子ども自然学校」※の実施など、青少年教育施設を活用した自然体験、宿泊体験プログラムの充実を図ってきており、引き続き、石川の豊かな自然を生かした自然体験活動を推進する必要があります。
- 温暖化や生物多様性の損失など地球環境の悪化が深刻化する中、人々が、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが不可欠であり、特に次代を担う子供たちに対する環境教育は重要な意義を有しています。このため、子供たちが体験活動を通じて環境保全や自然保護に対する意識を高めていく必要があります。
- 「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されており、その価値を、農林漁業体験等を通して、子供たちにしっかり伝えていく必要があります。

主な取組

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえた体験活動の推進

持続可能な社会の担い手を育成するため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農林漁業体験などの推進に努めます。

◆ 青少年教育施設を活用した体験活動の推進

- ・ 学校や少年団体等に対する、体験活動の教育的効果の周知とあわせ、協働性の育成や、より達成感が感じられる体験プログラムを開発するなど、青少年教育施設における活動内容の充実を図ります。

- ・ 石川の豊かな自然の中で大自然の摂理を体験的に学び、自然保護の大切さや思いやりの心を育むため、「いしかわ子ども自然学校」などの体験プログラムを提供し、その充実を図ります。



いしかわ子ども自然学校

- ・ 震災遺構などの地域資源を活用した体験プログラムを充実させ、自然・文化への理解を深める機会を提供し、郷土への誇りと持続可能な社会づくりへの意識を育むことに努めます。

※ いしかわ子ども自然学校…子どもたちに石川の豊かな自然を生かした四季折々の自然体験の機会を提供し、自然を大切にする心やたくましく生きる力を育むことを目的とするプログラム。

◆ 埋蔵文化財センターにおける文化財等を活用した体験学習の推進

- 埋蔵文化財センターの「古代体験ひろば」や県内各地の発掘現場、学校へ出向いての考古学教室などで、子供たちに古代の暮らしや技術を体験する機会を提供します。
- 市町とも連携を図り、「石川まいぶん博士」※に認定する事業を実施するなど、地域の特色ある文化財や遺跡に触れ、ふるさとの歴史を学ぶ機会を提供します。



地域の文化財を活用した体験学習

◆ 地域資源を活かした体験的な環境教育・環境学習の推進

- 「いしかわ版里山づくりISO」制度に基づき、学校が行う森づくり活動などの里山里海保全活動の取組を県が認証し、活動に必要な道具の貸し出しや講師の派遣などを実施するほか、「いしかわ学校版環境ISO」制度に基づき、児童生徒が主体的に環境保全に取り組めるよう、学校における活動を支援します。
- 子供たちの自然を愛護する心や生き物に対する関心を育むため、自分たちの地域に生息するツバメの数や巣の場所を自ら踏査する「ふるさとのツバメ総調査」を県内の公立小学校で実施します。

◆ 地域のボランティア活動の推進【再掲】

(施策の方針4-1「心の教育・道徳教育の充実」に記載)

※ 石川まいぶん博士…県埋蔵文化財センターや県内の埋蔵文化財（まいぶん）関連施設、博物館等での展示の見学や体験イベントへの参加の回数に応じて、「博士」に認定する事業。小学校3年生から中学生が対象。

現状と課題

- 幼い頃から優れた文化に触れる経験は、子供の豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育みます。
また、本県ならではの特色ある文化に触れることは、子供たちにとって、ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成につながります。
- 日本海側初の国立美術館として国立工芸館が開館したことにより、本県の文化の土壌に更に厚みが加わり、その魅力が一層高まりました。
さらに、令和5年度に開催した、いしかわ百万石文化祭2023（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）の県民総参加といった成果を踏まえ、これまで以上に、本県の質の高い文化の魅力を活かし、子供たちがさまざまな伝統文化・芸術を鑑賞・体験する機会の充実が求められています。
- 子供たちが多くの時間を過ごす学校においても、身近に伝統文化や芸術文化に触れられる環境をつくるのが大切です。
- 令和9年7月には、2027いしかわ総文（第51回全国高等学校総合文化祭）が本県で開催されることから、大会運営を担う高校生の資質向上を図るとともに、大会への気運を高めていく必要があります。

主な取組

◆ 子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実

- ・ 古典芸能やオーケストラといった優れた舞台芸術の鑑賞教室のほか、茶道・華道などの伝統文化体験など、本県の文化の奥深い魅力や神髄に触れる機会の充実に取り組みます。
- ・ 国内で唯一の工芸専門の国立美術館である国立工芸館と周辺文化施設が連携し、全国の人間国宝等の作品鑑賞や体験イベントを通じて、日本の本物の工芸文化に触れる機会の充実に努めます。



石川県芸術鑑賞推進事業



国立工芸館

- ・ 「いしかわ県民文化振興基金」などを活用し、文化団体の活動を促進することで、子供たちの文化鑑賞の機会や発表の場の充実を図り、次代の文化の担い手の育成につなげます。

◆ 学校における文化活動の充実

- 美術館等の学芸員による学校への出前講座のほか、作品展や学園祭などの文化的行事や部活動における公演・創作といった自主的な活動への支援などを通じて、子供たちが優れた文化を鑑賞し、体験学習する機会の充実に努めます。

また、伝統工芸・伝統芸能などに触れる機会やそれに携わる人との交流、制作現場での体験活動などを通して地域の文化を継承していこうとする意欲を高めます。



美術館学芸員による出前講座

- 演奏発表会や美術作品展等の文化芸術活動の成果を発表する機会を提供し、生徒や学校間の交流を促進するなど、文化部活動の充実と活性化を図ります。

◆ 2027いしかわ総文を通した高校生の芸術文化活動の充実

- 本県で47年ぶりに開催される2027いしかわ総文は、「文化部のインターハイ」とも呼ばれる全国の高校生による芸術文化活動の祭典であり、多くの本県高校生が大会運営に参画することで、芸術文化への興味・関心を広げるとともに、全国から来県する約2万人の高校生と交流し、互いに刺激し合うことで、自分の持つ可能性を最大限に伸ばせる機会を提供します。
- 大会運営の中核を担う生徒実行委員会を結成するなど、高校生が主体となって大会の企画・運営に取り組む体制を整えます。
- 県内の高校生はもとより、多くの県民に大会を知ってもらい、開催気運を高めていくために、生徒実行委員会が中心となって、カウントダウンイベントやSNS等により、大会内容や高校生の文化部活動など様々な情報を発信していきます。
- 大会の開催を契機に、高校文化部への参加気運を高め、文化部所属生徒の資質・能力の向上を支援することなどを通して、文化部活動の活性化を図ります。



1000日前PRイベント



生徒実行委員



大会マスコットキャラクター
「つづみ丸」

現状と課題

- 本県の児童生徒の体力は、小学生の運動習慣づくりを目的とした「スポチャレいしかわ」や、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（体力・運動能力調査）※の結果を踏まえた公立小・中・高等学校における「体力アップ1校1プラン」などの取組により、全国上位に位置しています。
- 一方、積極的に運動やスポーツに取り組む児童生徒とそうでない児童生徒に二極化する傾向があるなど、学校体育の充実や、運動部活動・地域クラブ活動などの活性化により、更なる運動機会の確保が求められています。

主な取組

◆ 体力・運動能力調査を踏まえた取組の推進

- ・ 各小・中・高等学校において、体力・運動能力調査等の結果を踏まえ、児童生徒の実態や学校の実情に即した取組「体力アップ1校1プラン」を実践・継続することにより、児童生徒の体力向上を図ります。
- ・ 各小学校において、運動の楽しさや仲間と運動する楽しさ、記録が向上する喜びなどを味わうことができる「スポチャレいしかわ」に、震災の影響を受けた地域においても、限られた場所で効果的に運動ができるよう、新たに「方向転換走」を加え、本県小学生の運動習慣の定着及び体力の向上を図ります。
- ・ 児童の体力の向上に向けて専門家が指導する「体育の授業充実・体力向上アクションプラン」のモデル校を奥能登地域で拡充し、限られた場所での運動の工夫等について実践研究を行い、体力の向上を図ります。



体力・運動能力調査の結果を踏まえた取組

◆ 運動部活動・地域クラブ活動などの活性化

- ・ スポーツ指導の資格や専門的な技術指導力を備えた地域のスポーツ人材を、運動部活動に派遣することにより、専門的指導を求める生徒のニーズに応え、運動部活動の充実と活性化を図ります。
- ・ 将来にわたって継続的にスポーツ活動に親しむ機会を確保・充実できるよう、地域クラブ活動の充実と活性化を図ります。
- ・ 児童の体力の向上に向けて専門家が指導する「体育の授業充実・体力向上アクションプラン」のモデル校を奥能登地域で拡充し、限られた場所での運動の工夫等について実践研究を行い、体力の向上を図ります。

※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（体力・運動能力調査）…小中学校の体力の状況を把握・分析し体力向上に役立てることを目的として国が平成20年度から実施している調査。小学校第5学年及び中学校第2学年を対象として、「握力」「上体起こし」など8種目の実技調査、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査を実施。

現状と課題

- アレルギー疾患やメンタルヘルス、ICTの普及による視力の低下や姿勢の悪化など、子供たちの健康課題が多様化・複雑化しており、全ての教職員による組織的な対応が求められています。
- 令和6年度の「学校保健統計調査」の結果によると、本県の児童生徒のむし歯罹患率は減少傾向にあり、一人当たりの平均むし歯数は全国平均を下回っています。（石川県0.50、全国0.53）生涯にわたって健康的で活力ある生活を送るため、子供たちの健康的な生活習慣の確立とあわせ、引き続き、歯と口の健康づくりの推進が必要です。
- 栄養の偏りや朝食欠食による食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加等、児童生徒の健康に関する課題の解決を図るためには、児童生徒の発達段階を考慮し、学校教育活動全体を通じて食育の組織的・計画的な推進が必要です。
- 「全国学力・学習状況調査」と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、朝食摂取と学力・体力との相関性がみられることから、朝食摂取率の向上が求められています。
- 国民の2人に1人がり患し、死亡原因の一位であるがんについて、児童生徒が正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう取り組むことが求められています。
- 若年層における大麻事犯の増加や処方薬や市販薬の過剰服薬が社会問題となっており、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性についての知識や対処法を理解し、正しく判断・行動できる態度を身に付けることが求められています。

主な取組

- ◆ **家庭や地域と連携した健康教育の推進**
 - ・ 各学校で学校保健計画、保健室経営計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の基本的な生活習慣を育成するとともに、組織的な健康観察や健康相談、保健指導の充実に取り組みます。特に、児童生徒の食物アレルギーについては、「学校における食物アレルギー対応指針 石川県版」に基づき、教職員研修などを実施し、学校における対応の充実を図ります。
 - ・ 子供たちのむし歯、歯肉炎の予防をはじめ、健康的な生活習慣の確立等、学校における歯科保健指導の充実を図るとともに、学校、行政、医療機関等が連携し、地域内での歯科保健活動をより一層充実させます。
 - ・ がん対策基本法により定められた、国の第4期がん対策推進基本計画に基づき、学校医や専門医など外部講師の活用等により、児童生徒が、がんに関する正しい理解や、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう取り組むとともに、がん患者やその家族と共に生きる社会づくりに寄与する資質・能力の育成を図ります。

◆ 学校における食育の推進

- 食に関する指導の全体計画や教科等の年間指導計画に基づき、学校全体を通じた食に関する指導を充実させ、栄養のバランスや朝食摂取などの食事の重要性、食品を選択する能力、食物や生産者への感謝の心などの育成を図ります。
- 学校給食への地場産物の活用を促進するとともに、郷土料理や行事食を組み合わせた献立を積極的に取り入れるなど、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、児童生徒が地域の産物や伝統的な食文化の理解を深めることができるよう取り組みます。



栄養教諭による食育指導

◆ ICTの利活用にあたっての健康面に関する対応

児童生徒の健康に留意してICTを活用するために、文部科学省では「児童生徒の健康に留意してICTを利用するためのガイドブック」を作成し、例えば、端末の画面との距離を30センチ以上離すことや、長時間にわたり画面を注視しないようにすること、背中を伸ばしたりお尻を後ろにして深く腰掛けたりするように姿勢を整えることなどを示しています。

そうした配慮事項を踏まえて、児童生徒の健康への被害が生じないよう指導の充実を図ります。

◆ 薬物乱用防止教育の推進

児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を身に付けるとともに、規範意識の向上を図るため、全ての公立学校で警察官や学校薬剤師等を講師とする薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止教育を推進します。

現状と課題

- 令和6年1月の能登半島地震、9月の奥能登豪雨の経験と教訓や、新たな地震被害想定を踏まえ、これまで以上に学校の防災体制の充実及び災害対応力を高める防災教育の推進が求められています。
- 本県では、「石川の学校安全指針」をもとに、各学校において危機管理マニュアルを策定するとともに、学校防災アドバイザー※を各学校に派遣し、地域の災害リスクを踏まえた危機管理マニュアルの点検・改善や、自治体等と連携した実践的な避難訓練を実施するなど、より実効的な防災教育を推進しています。
- 学校の災害対応力向上のため、小学校、中学校、高等学校の発達段階に応じた防災教育を推進するとともに、危機管理に関する研修会などを実施し、教職員の学校防災に必要な知識と実践力を養成しています。
- 本県での児童生徒の交通事故件数は減少傾向にありますが、自転車での重大事故が発生しており、今後とも、自転車乗車時のヘルメット着用の促進をはじめとする交通安全教育と、通学路の安全対策を継続して行う必要があります。
- 子供に対する性犯罪・性暴力は児童生徒の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、その根絶に向け、子供たちが生命（いのち）を大切にし、性犯罪・性暴力の「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための、生命（いのち）の安全教育の推進が求められています。

主な取組

◆ **地域や家庭と連携した防災教育の推進【再掲】**
 (施策の方針1-1「災害の教訓を生かした創造的復興教育の推進」に記載)

◆ **学校における防災教育の支援**

- ・ 専門家の定期的な指導・助言によるマニュアルの見直しや、自治体と連携した実践的な避難訓練等を実施するなど、学校におけるより実効的な防災教育を支援します。



地域と学校による合同防災訓練

- ・ 度重なる大災害を踏まえ、これまで取り組んできた学校防災アドバイザーを派遣する防災教育の推進校を、令和7年度より拡充するとともに、小・中学校に加えて、新たに高校・特別支援学校で、学校安全推進の中核を担う防災担当を位置づけ、組織的かつ継続的な防災教育を実践します。

◆ **交通安全教育・防犯教育の推進**

- ・ 市町が行う通学路の合同点検等において、通学路安全対策アドバイザーを派遣するなど、通学路の危険箇所の対策を推進するとともに、各学校において警察や関係機関と連携した交通安全教室を実施します。

※ 学校防災アドバイザー…教職員や児童生徒等の防災に対する意識の向上等を図り、学校における質の高い学校安全の取組を推進するため、専門的な知見から、学校において策定する「危機管理マニュアル」の点検・改善、防災教育に対する指導・助言、防災研修会の実施等を行う有識者。

- 実践的な安全教育・安全管理等を促進する、防犯教室講習会を実施し、教職員・学校安全ボランティア・PTA等の資質向上と連携強化を図ります。また、各学校で警察等の関係機関と連携し、演習・実技を取り入れた防犯教室を実施し、児童生徒の危険予知・回避能力を育成します。

◆ 発達段階に応じた生命（いのち）の安全教育の推進

児童生徒が発達段階に応じて、生命（いのち）を大切にすることを、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けることができるよう、国が作成する教材の活用を促進し、学校における「生命（いのち）の安全教育」の普及に取り組みます。

生命（いのち）の安全教育の概要

○目標

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にすることを、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

○各発達段階におけるねらい

小学校 (低・中学年)	自分と相手の体を大切にすることを身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校 (高学年)	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害にあったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
高等学校	性暴力に関する現状を理解し、正しい知識をもつことができるようにする。また、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
特別支援学校	障害の状態や特性及び発達の状態等に応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

基本目標5 誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します

《 施策の方針 》

5-1 不登校児童生徒への支援の充実

- ・ 不登校を生み出さない学校づくりの推進
- ・ 不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援
- ・ 生徒指導体制やカウンセリングの充実【再掲】
- ・ チーム学校の推進【後掲】

5-2 特別支援教育の充実とインクルーシブ教育の推進

- ・ 個々の能力や特性に応じた指導・支援
- ・ 教員の専門性の向上
- ・ インクルーシブ教育の推進

5-3 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実

- ・ 切れ目ない特別支援教育の推進に向けた取組
- ・ 教員の専門性の向上
- ・ 校内支援体制の強化
- ・ ヤングケアラーへの支援

5-4 多様なニーズに応える学校づくりの推進

- ・ 定時制・通信制高等学校の充実
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒等に対する支援
- ・ 夜間中学の充実
- ・ 高等学校の特色に応じた取組の充実【再掲】
- ・ 社会的な支援が必要な子供たちへの支援

現状と課題

- 本県における小中学校の不登校児童生徒^{※1}数は、横ばいの状況にあるものの、依然、高い水準にあります。不登校は誰にでも起こり得ることであり、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在するとの指摘もあり、学びの多様な学校の設置などの不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策の強力な取組が必要です。

主な取組

◆ 不登校を生み出さない学校づくりの推進

「小中連携」など校種間連携を進め、児童生徒理解を深めるとともに、学校において授業改善や生徒主体の行事の活用などを通して、「居場所づくり」と「絆づくり」を中心に、不登校を生み出さない学校づくりを推進し、児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。

◆ 不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援

- ・ 教育支援センター（やすらぎ教室）^{※2}の活動を充実させるとともに、臨床心理士会や医療機関等との緊密な連携や、フリースクール^{※3}との意見交換などを通して、児童生徒・保護者に対する相談及び通室生の社会的自立への支援を進めます。
- ・ 不登校又は不登校傾向にある児童生徒に、石川の豊かな自然を生かした自然体験活動や集団宿泊体験活動等を提供する、小中学生向けの「自然体験わくわく夢塾」を実施し、自信や達成感、他者への信頼感などを実感させ、社会への適応力を高め、社会的自立を支援します。（心の教育推進協議会）
- ・ すべての公立小中高等学校に、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間で学習・生活できる居場所（校内教育支援センター^{※4}）を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校傾向の児童生徒の教室復帰を支援します。

【子供の意見】

・ もうちょっと気軽に相談できる人や場所があったほうがいいと思います。（高校生）

- ・ 別室登校している児童生徒が多い小中学校に、生徒指導や教育相談に長けた教員を専任教員として配置し、一人一人と信頼関係を構築していくことで、早期の学校生活への適応を図ります。
- ・ 不登校児童生徒の学習を支援するため、自宅や別室と教室をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにするなど、学習機会の確保に取り組みます。

※1 不登校児童生徒…何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

※2 教育支援センター（やすらぎ教室）…各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行ってくれる場所

※3 フリースクール…一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

※4 校内教育支援センター…学校に行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋

- 不登校に不安を抱える保護者の不安解消を目的に、文部科学省の、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（「COCOLOプラン」※1）を踏まえて作成した「不登校児童生徒の保護者のための支援ガイド」を活用するとともに、スクールカウンセラーや教育支援センター相談員も交えて、不登校に関する日頃の悩みや不安を話し合う保護者の会を実施するなど、保護者の心理的負担を軽くする取組を行います。また、コミュニティ・スクールを活用するなど、学校と保護者、地域が一体となって、児童生徒の社会的自立に向けて取り組みます。



保護者のための支援ガイド

- ◆ いじめを見逃さない学校づくりの推進【再掲】
（施策の方針4-4「いじめ防止等の取組の充実」に記載）
- ◆ 生徒指導体制やカウンセリングの充実【再掲】
（施策の方針4-4「いじめ防止等の取組の充実」に記載）
- ◆ チーム学校※2の推進【後掲】
（施策の方針6-1「学校の組織的な対応力の向上」に記載）

※1 COCOLOプラン…令和5年3月に文部科学省が「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」として、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプラン

※ チーム学校…校長のリーダーシップの下、教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担し、学校の教育力・組織力を向上させる取組。

現状と課題

- 国においては、近年、障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者雇用促進法の改正など障害者の人権を擁護し、向上させるための法整備が進められました。
 本県においても「石川県手話言語条例」や「共生社会づくり条例」、「いしかわ障害者プラン2024」を踏まえ、障害のある子供とない子供が可能な限り、共に活動し、共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちがその能力や特性に応じた指導・支援を受けられる「多様な学びの場」を用意するインクルーシブ教育^{※1}の推進や障害のある児童生徒の自立と社会参加が求められています。
- 近年、本県の特別支援教育対象の児童生徒数は増加傾向にあり、これまで以上に、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な支援が求められています。このため、きめ細かな質の高い指導・支援の充実と個別の教育支援計画^{※2}等を効果的に活用した連続性のある一貫した教育支援体制の整備が必要となっています。
- 特別支援学校においては、地域の専門家との連携やICT等を活用した授業改善など、学校全体の専門性の向上と地域の特別支援教育のセンター的機能^{※3}の一層の強化が求められています。
 また、近年、高等部において、一般就労を希望する生徒の就労率は高水準を維持しており、生徒全体の一般就労率についても徐々に増加している状況にあります。今後も、地域と連携した職業教育・就労支援の充実を図っていくことが求められています。
- 通級指導教室^{※4}や特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に伴い、担当する教員の専門性の確保や指導・支援の継続性が課題となっています。

主な取組

◆ 個々の能力や特性に応じた指導・支援

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じてICT機器の活用をはじめとした合理的配慮を提供することで、学習面や生活面における様々な困難を取り除いたり、減らしたりすることが期待できることから、そうした子供たちの可能性を広げるため、合理的配慮の提供を推進します。

【子供の意見】 ・タブレットは誰かに聞かなくても自分で調べられて、意見交換や共有も出来るので便利。
 (特別支援学校高等部生)

- ・ 全ての小中学校において、特別支援教育を学校運営計画等に位置づけ、学校全体の理解と協力のもとに、通級指導教室及び特別支援学級における個別の指導計画に基づく授業改善と評価を実施します。

また、保護者や関係機関等と連携した個別の教育支援計画の効果的な活用や、学年・校種間の引継ぎの実施などによる切れ目ない指導・支援を行います。

※1 インクルーシブ教育…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者とならない者が共に学ぶこと。
 ※2 個別の教育支援計画…障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、教育の視点から、地域の医療・福祉・労働等関係機関との連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視野を立て、一貫した確かな指導・支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人に作成する計画のこと。
 ※3 センター的機能…特別支援学校がこれまで培ってきた高い専門性を生かしながら、地域の幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校からの要請に応じて、必要な指導・助言や研修等を行うなど、各学校の教員の専門性や施設・設備を活かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を担うこと。
 ※4 通級指導教室…小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒の中で、障害により特別な配慮や対応が必要な児童生徒が一定時間、障害に応じた特別な指導を受けることができる教室のこと。

- 特別支援学校において、地域のハローワーク及び企業との連携・協力のもとに、生徒の可能性を伸ばす新たな職種と職場実習先の開拓に取り組むとともに、一般就労を目指す生徒に対して、一層の技能の向上と定着を図るため、「いしかわ版特別支援学校技能検定」や「雇用促進セミナー」等を積極的に活用し、職業教育の改善充実を図ります。

また、特別支援学校卒業生を対象としたトライアル雇用^{※1}なども活用し、高等部生徒全体の一般就労率の向上に努めます。

- 障害のある子供たちがその能力・特性に応じた教育が受けられるよう、市町の就学支援への適切な指導・助言に努めるとともに、障害のある子供に対する教育支援連絡協議会の開催や巡回教育相談の実施等により、市町における早期からの教育相談や就学支援の充実を図ります。



いしかわ版特別支援学校技能検定

◆ 教員の専門性の向上

- 特別支援学級及び通級指導教室の担当教員には、実際に指導に当たるうえで必要な、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動の授業づくり等に関する幅広い知識・技能の習得が求められることから、専門性と指導力の向上を図るため、担当教員の研修を充実します。

- 特別支援学校は、地域の特別支援教育の拠点として、小中学校等に在籍する児童生徒の教育的ニーズに応じた相談支援や授業支援を行う機能を強化するため、専門相談員の専門性の維持・向上と、新たな専門相談員の育成に努めるとともに、地域内の小中学校や高等学校及び関係機関等とのネットワークづくりを行います。

- 障害のある子供一人一人の将来の自立と社会参加を目指し、地域の医療・福祉機関等と連携した個別の教育支援計画を作成・活用し、小学部から高等部までの連続性のある一貫教育を実施します。

また、医療的ケア^{※2}が必要な児童生徒に対して、指導医等が巡回して学校看護師や担当教員に指導・助言し、安全安心に学校生活を送ることができるよう校内支援体制を整えます。

- 地域の外部人材（理学療法士^{※3}、作業療法士等^{※4}）や各分野の専門家との連携を深め、自立活動等の指導方法の工夫・改善、教材や教具の活用と開発に取り組むとともに、複数の障害種に対応した教員の専門性と授業実践力の向上を図ります。（医療等外部専門家）

※1 トライアル雇用…特別支援学校の卒業生を対象に、一般就労に必要な知識・技能の習得及び向上を図ることを目的に、県立学校の環境整備や事務補助業務を行う非常勤職員として最長2年間雇用するもの。

※2 医療的ケア…一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開肺の衛生管理等の医行為のこと。

※3 理学療法士…基本動作（座る・立つ・歩くなど）の改善や維持、および障害の予防を目的に運動や物理療法をもちいて自立した生活を支援する専門職のこと。

※4 作業療法士…心身機能に考慮した動作指導や環境調整により、日常生活能力（食事・着替え・入浴など）、社会適応能力の改善を図り、活動と参加の向上を目指す専門職のこと。

◆ インクルーシブ教育の推進

- 将来の共生社会の実現に向けて、すべての学校・教員が障害者理解を深めることを基盤とし、すべての児童生徒が授業内容を理解し、学ぶ喜びや充実感を得られるよう、視覚教材の活用や授業予定の視覚化など授業のユニバーサルデザイン※化を進めるとともに、障害のある子供一人一人に対する合理的配慮を提供し、障害のある子供とない子供が共に活動し、学び合う交流及び共同学習を積極的に行っていきます。
- 障害理解推進セミナー等の機会の充実に努め、児童生徒が障害に対する適切な知識を身につけ、互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学べるようにします。
- 小中学校においては、校内において特別支援学級と通常の学級の児童生徒が互いに理解を深め、共に学び合うことができるよう、交流及び共同学習を推し進め、これにより、障害の有無にかかわらず、すべての子供が自分と異なる考え方や立場を理解し、互いに認め合いながら、豊かな人間性を育むことを目指します。
- 令和7年4月にいしかわ特別支援学校効率的障害教育部門高等部が金沢向陽高校敷地内の新校舎に移転し、合同授業や行事等を通して日常的な交流を実施したり、特別支援学校の生徒が運営するカフェでは、地域住民との交流にも取り組んだりしており、これらの取り組みを契機に全体的にインクルーシブ教育の推進を図っていきます。
- 小松特別支援学校は、近年、児童生徒数が大きく増加してきており、今後も増加が見込まれることから、教育環境の向上を図るため、小学部から高等部の児童生徒が通学する新たな特別支援学校を設置することとし、寺井高校の敷地内に令和11年度の開校を目指し新校舎を建設します。
また、開校後は両校児童生徒同士や地域住民との交流を図るインクルーシブ教育の展開を目指していきます。

【子供の意見】 ・他の高校と関わる経験があれば自信がつくので、もっと交流を増やしたい。
(特別支援学校高等部生)



いしかわ特別支援学校効率的障害教育部門高等部と金沢向陽高校の共用玄関



いしかわ特別支援学校の部活動（ボッチャ）において近隣高校の生徒と交流

※ ユニバーサルデザイン…年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように初めから意図してつくられた施設、製品、制度、サービス等のデザインのこと。

現状と課題

- 令和7年度の本県の実態調査によると、発達障害^{※1}を含め、学習面、行動面等で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、小中学校で約6.9%、高等学校で約2.1%となっています。
- 本県では、全ての公立幼稚園・小・中・高等学校において、校内委員会^{※2}の設置や特別支援教育コーディネーター^{※3}の指名により、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して組織的な対応を行っていますが、近年、いじめや不登校等が絡んだ複雑な事例も散見されることから、校内支援体制の充実や教員の発達障害等に対する専門性の向上が求められています。
- 令和7年度の本県における個別の教育支援計画の作成率は、小中学校では約93%、高等学校では約90%となっています。特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実のため、さらに個別の教育支援計画の作成率の向上と活用を図る必要があります。

主な取組

◆ 切れ目ない特別支援教育の推進に向けた取組

- ・ 特別な教育的支援が必要な児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるため、個別の教育支援計画の作成率の向上と活用を図るとともに、校種間での確実な引継ぎを行い、切れ目ない支援の実現に努めます。
- ・ 小中学校において、近年、発達障害を対象とする通級指導教室で指導を受ける児童生徒数や教室数も増加していることを踏まえ、切れ目ない支援の充実を図るため、定時制高等学校においても通級指導教室を活用し、障害による学習上又は生活上の困難の改善及び克服に向けた指導に努めます。

◆ 教員の専門性の向上

発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難さが一人一人異なることを理解した上で、個に応じた指導内容や分かりやすい指導方法を工夫するなど、全ての教員に対して、多様な児童生徒が在籍することを前提とした学級経営・授業づくりが求められていることから、そうした児童生徒に対する指導・支援の充実を図るため、基本研修をはじめ、今日的課題や学校のニーズを踏まえた専門研修を実施します。

◆ 校内支援体制の強化

- ・ 生徒指導や教育相談等との連携により、校内委員会の機能強化を図るとともに、会議の計画的な開催や効率化、特別支援教育コーディネーターの複数指名、学年・校種間の支援の引継ぎに努めます。

※1 発達障害・・・アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（自閉スペクトラム症）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等のその他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害。

※2 校内委員会・・・校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握や支援方針の検討を行うため、校内に設置する特別支援教育に関する委員会のこと。

※3 特別支援教育コーディネーター・・・各学校の特別支援教育を推進するために、学校内では、校内委員会や校内研修の企画・運営、担任への支援を行い、対外的には、医療、福祉等の関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員のこと。

- 学校の要請にもとづき、特別支援学校の専門相談員や生徒指導・発達障害サポートチームを派遣するとともに、学校生活を支援する発達障害アドバイザー※、担任と連携して学習を支援する地域サポート教員や就労を支援する発達障害キャリアアドバイザーの定期的な巡回により、学校全体の組織的な対応の充実を図ります。

◆ ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされており、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校の教員は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあると言えます。そうした子供の変化を見逃さないよう注意深く見守る体制の充実を図ります。
- 学校において把握したヤングケアラーについては、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、学校と関係機関が連携し、適切に支援します。

※ 発達障害アドバイザー…高等学校が、在籍する発達障害のある生徒に早く気づき、早期に対応することができるよう定期的に高等学校を訪問し、必要に応じた支援立場の人。

現状と課題

- 高等学校段階での教育については、中学校を卒業した生徒の約99%が高等学校等へ進学している状況の中で、生徒の能力や適性、興味関心は多様化しており、生徒の学習ニーズや進路希望等に対応した教育を受けられる学校づくりが求められています。
- 日本語指導が必要な外国人生徒が在籍している一部の高等学校では、学校設定科目「日本語」を開設し、卒業単位に組み入れるなど、丁寧な対応を図っています。
- 日本語指導の必要な児童生徒が増加傾向にあり、学校生活に円滑に適應できるよう、さらなる日本語指導等の支援が求められています。
- 子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することが危惧されています。このため、子供たちが家庭の経済状況等に関わらず、安心して学べるよう支援する取組が必要です。

主な取組

◆ 定時制・通信制高等学校の充実

- ・ 生徒の多様な学習目的や生活スタイルに柔軟に対応できるよう、学校間の連携や生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善などを通じて、教育内容の充実を図ります。
また、夜間制と昼間制、定時制と通信制の授業を組み合わせることで履修することにより早期に卒業できるなどの単位制のメリットを十分に生かしながら、生徒それぞれの実態に応じた、より効果的な高等学校教育の提供に努めます。
- ・ 本県の全ての定時制・通信制高校生を対象に令和3年度より開催している「定時制・通信制企業ガイダンス」を充実させ、就職支援の強化を図ります。
- ・ 定時制高等学校において通級指導教室を設置し、障害による学習上や生活上の困難を改善又は克服に向けた指導に努めます。



定時制・通信制高校生を対象とした
企業ガイダンス パンフレット

◆ 日本語指導が必要な児童生徒等に対する支援

- ・ 外国人児童生徒など日本語指導が必要な児童生徒が円滑に学校生活に適應できるよう、小中学校に設置されている日本語指導教室における指導内容の充実を図ります。
また、日本語指導が必要な生徒が在籍する高等学校に支援員を派遣し、日本語教育を行うとともに、生徒とその保護者に対し母語での支援も行います。
- ・ 県立高校の入学者選抜においては、県立高校13校で、令和6年度入試より、原則、入国後3年未満の生徒を対象に「外国人生徒等に係る特別入学」を実施するなど、日本語指導が必要な生徒であっても、高校入学の機会を保障し、義務教育後も学びを継続できるようにします。

◆ 夜間中学の充実

- 様々な事情で義務教育を修了できなかった方や、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などに教育の機会を確保するため、令和7年4月に北陸で初となる県立夜間中学※（あすなろ中学校）を開校しました。



あすなろ中学校 開校除幕式

- 生徒の習熟度に合わせた3つのコースを設定したほか、日本語の理解が十分でない方を対象とした日本語習得に重点をおいたコースも設定し、生徒一人一人の事情を踏まえたきめ細やかな対応を行います。

- 広報の充実を図るとともに、個々の状況に応じた柔軟な学びの支援ができるよう、生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善などを通じて、教育内容の充実を図ります。

◆ 高等学校の特色に応じた取組の充実【再掲】

（施策の方針3-1「確かな学力の育成」に記載）

◆ 社会的な支援が必要な子供たちへの支援

- 経済的理由により、高等学校、大学等への進学が困難な者に対し、学資の貸与を行うとともに、高校生には、就学支援金や返還義務のない給付型奨学金を支給し、修学機会の確保を図ります。

- 低所得世帯の子供に対し、退職教員や大学生等のボランティアによる学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

※ 夜間中学…市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校。

基本目標6 信頼される質の高い学校づくりを推進するとともに、
地域の教育力の向上を目指します

《 施策の方針 》

6-1 学校の組織的な対応力の向上

- ・ チーム学校の推進
- ・ 「3つの方針（スクール・ポリシー）」による高等学校の特色化・魅力化
- ・ 体罰・性暴力等根絶に向けた取組の推進
- ・ マネジメント能力を高める研修の充実
- ・ 教職員人事評価システムの充実

6-2 キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実

- ・ 県教員総合研修センターによる研修の充実
- ・ いしかわ師範塾による指導力の向上
- ・ 大学との連携による専門性の向上
- ・ 教員のICT活用指導力の向上【再掲】

6-3 次代の学校教育を担う教員志望者の確保と養成

- ・ 教員志望者の確保
- ・ いしかわ師範塾の取組の充実

6-4 学校における働き方改革の推進

- ・ 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- ・ 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進
- ・ 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組の充実
- ・ 取組のフォローアップ

6-5 教育環境の整備・充実

- ・ 学校施設の耐震化等の推進
- ・ 学校施設の長寿命化の推進
- ・ GIGAスクール構想のさらなる推進に向けた環境整備
- ・ 産業構造や技術革新に対応できる高等学校の環境整備

6-6 建学の精神を尊重した私学の振興

- ・ 私立学校における教育環境の維持・向上
- ・ 私立学校における修学上の経済的負担の軽減
- ・ 私立学校における経営の健全性の確保
- ・ 専修・各種学校の振興

6-7 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり

- ・ 家庭教育を支援するネットワーク構築の推進
- ・ 学校と地域の連携・協働による教育支援体制の構築
- ・ 心の教育推進協議会の体制・活動の充実

6-8 家庭・地域の教育力の向上

- ・ 親学び支援の充実
- ・ 家庭教育相談体制の充実
- ・ インターネット等にかかる問題への対応
- ・ 子供の生活リズム向上への普及・啓発
- ・ 放課後子供教室等による地域の人々との交流・学習活動の推進
- ・ 社会教育施設を活用した地域活動の推進
- ・ 家庭教育を支援するネットワーク構築の推進【再掲】

現状と課題

- いじめや不登校、特別な教育的支援を要する児童生徒の増加、情報化の急速な進展など、学校現場における課題が多様化・複雑化しており、教員個々の力量だけでは対応できない事案が増加しています。
このため、校長のリーダーシップの下、教職員がそれぞれの専門性を発揮し、様々な課題に組織として適切に対応できる力を高めていく必要があります。
- 教職員だけではなく、専門性を持った外部人材や地域の人材の協力を得ながら、地域社会が一体となって教育活動を進めていくことが求められています。
- 高等学校においては、令和4年度より、各学校で策定した「3つの方針」（スクール・ポリシー）に基づき、地域の行政機関、事業者、大学等と連携協力しながら、各教育活動を組織的かつ計画的に実施し、改善を図ることや、教育活動等の重点化等を図ることとしています。
- 教員による体罰は、年々減少傾向にあるものの、依然として体罰事案が発生しており、体罰根絶に向けた取組を徹底し、児童生徒や保護者から信頼される学校づくりを推進する必要があります。
また、全国的に教員による児童生徒へのわいせつ事案が相次いでおり、教育界を揺るがすような大変々しき事態となっています。性暴力等を許さない人間づくり、環境づくりを推進する必要があります。
- 学校においては、時代にあった教育活動を展開するために、学校評議員^{※1}や学校関係者評価^{※2}等の制度を活用して得られた意見を積極的に取り入れながら、教育課程の改善や校務分掌組織の見直し、地域の教育資源の活用など、PDCAサイクルによって学校のマネジメント能力を高めていく必要があります。
- 学校が組織としての力を発揮するためには、教職員の人事評価を適切に実施し、評価結果を個人への適性に応じた適材適所の人事配置や処遇へ反映させ、教職員の意欲の向上や能力の開発を進めることが大切です。

主な取組

- ◆ チーム学校の推進
 - ・ 学習指導や生徒指導など学校が抱える課題に対して、退職教員や専門性を有する地域人材を非常勤講師として学校に配置し、課題解決をサポートすることで学校の教育力の維持向上を図ります。
 - ・ 個人が作成した教材を校内で共有し、教員相互で改善を図り、学び合うことで、学校全体の指導力向上につなげます。加えて、スマートスクールネットで他校とも共有し、良質な教材の活用を図ります。
 - ・ いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の生徒指導上の課題に対して、臨床心理士や専門性を有する退職教員等をスクールカウンセラー、社会福祉士等や元警察官などをスクールソーシャルワーカーとして派遣し、学校における問題行動等の未然防止、早期発見や適切な早期対応に努めます。

※1 学校評議員…保護者や地域住民の意見を幅広く校長が問うために、教育委員会の判断により学校ごとに置くことができる委員のこと。教育に関する理解と識見を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

※2 学校関係者評価…学校評価の一環として、保護者、学校評議員、地域の人々など、学校に関わりのある方により構成された評価委員会が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校が行った自己評価の結果等について評価すること。

- ・ コミュニティ・スクールの導入など学校が保護者や地域住民等と教育目標を共有し、その理解・協力を得ながら学校運営を行うことができる体制づくりに努めます。

◆ 「3つの方針（スクール・ポリシー）」による高等学校の特色化・魅力化

高等学校においては、目指す生徒像をふまえ、各学校が「3つの方針（生徒募集方針、教育課程編成・実施方針、生徒育成方針）」を策定し、目指す資質・能力を着実に生徒に身に付けさせるため、地域の行政機関、事業者、大学等と連携協力しながら、各教育活動を組織的かつ計画的に実施・改善し、学校の特色化・魅力化に取り組みます。

◆ 体罰・性暴力等根絶に向けた取組の推進

- ・ 体罰や体罰につながりかねない不適切な指導、性暴力等が疑われる不適切な言動を見逃さないよう、徹底した実態把握のための調査・検証を毎年度実施し、その結果を踏まえて、体罰・性暴力等を未然に防止する組織的取組や体罰・性暴力等が起きた場合の早期対応・再発防止策など、体罰・性暴力等防止に関する取組を継続的に実施します。
- ・ 校内研修等を通じて体罰禁止の趣旨を徹底するとともに、正しい児童生徒理解に立って信頼関係を築き、体罰によらない指導を徹底するため、経験豊かな指導者による実践的な研修等を通じて教員の倫理観やコミュニケーション能力の向上を図ります。

◆ マネジメント能力を高める研修の充実

- ・ 校長をはじめとする管理職の学校マネジメント能力を高めるため、危機管理や人事管理などの専門知識や教養等を身に付ける研修を実施するとともに、生徒・保護者・地域のニーズや学校組織の特徴を踏まえた具体的な学校改善の専門的知識等を身に付ける研修を実施します。
- ・ 企業経営者の講演を通して組織のマネジメント手法を学ぶなど、教職員のチーム力を高める研修を実施します。
- ・ 将来、管理職として活躍することが期待される教員に、マネジメント能力を計画的に育成するために、キャリアステージに応じた段階的な研修機会を提供し、人材育成に取り組みます。

◆ 教職員人事評価システムの充実

- ・ 教職員の職務遂行や勤務実績をより客観的に把握・評価し、適切に処遇へ反映します。
また、教職員の目標設定や評価の過程における面談等を通じ、組織内のコミュニケーションの充実、学校運営への参画意識の向上を図ります。
- ・ 人事評価の項目は、適時、社会の変化に応じて見直しを行います。

現状と課題

- 県教員総合研修センターといしかわ師範塾との連携により、採用前の学生から現職教員、退職後の再任用教員まで、教員のキャリアステージに応じた質の高い研修体制を整備しています。
- 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（令和4年12月19日）の中で、今後の改革の方向性として、子供たちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現することが示されました。
- 本県では、教員の大量退職・大量採用に伴う教員の急激な世代交代が進み、若手教員の層が厚く、中堅・ベテラン教員の層が薄い年齢構成となっていることから、これまでの「ベテラン教員が若手教員を育てる」ことに加えて、「若手教員が自律的に学ぶ」ことが求められています。
- 学校現場においては、次代の中核的リーダーとなる教員の養成が不可欠です。本県では、学校のリーダーとして必要な資質・能力や専門性を身に付けるための研修や県全体の教科指導をけん引する資質・能力を身に付けるための研修を実施し、中堅教員の資質向上を図っています。

主な取組

◆ 県教員総合研修センターによる研修の充実

- ・ 教員のキャリアステージに応じて身に付けるべく資質・能力を明確化した「石川県教員育成指標」と県教員総合研修センターが実施する各種研修を結び付け、それぞれの研修の位置づけを明確にするとともに、指標に掲げられた資質・能力の向上を図ります。
- ・ 教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質・能力の向上を図るため、基本研修である初任者研修、2年目・3年目・6年目等の経年研修や職務別研修である主任等研修、管理職研修等の充実を図ります。
- ・ 県教員総合研修センターが実施する学校外での研修と各学校で実施する校内若手教員研修を体系的に連動させた「若手教員早期育成プログラム」により、主体的に学び続ける若手教員を支える学び合いのコミュニティを構築し、対話や振り返りを通して若手教員それぞれに学校の中核として活躍するための力量を形成・深化させ、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築を図ります。
- ・ 学校経営力を身に付けた人材の早期育成を図る「学校マネジメント力養成研修」や県全体の教科指導をけん引する中核的リーダーの養成を図る「教科指導リーダー養成研修」等の組織力向上研修を引き続き実施し、中堅教員のさらなる資質向上を図ります。
- ・ ライフ配信やオンデマンド配信※1による研修講座の充実を図り、集合型研修と組み合わせで実施します。学校現場を離れて受講する集合型研修を精選・縮減することにより、研修参加への負担軽減を図り、教職員の多忙化改善にもつなげます。
- ・ 学校内において、同僚の教員とともに支え合いながらOJT※2を通じて日常的に学び合う校内研修の充実を図るため、学校や教員の要望に応じて、県教員総合研修センターの指導主事が学校訪問やオンラインで助言等を行う「指導主事マルチサポート」を引き続き実施します。

※1 オンデマンド配信…あらかじめ作成された動画をインターネット等のメディアを通じて、都合の良い時間に視聴することが可能な方式のこと。

※2 OJT…On-the-Job Training の略。日常の具体的な仕事を通じて、必要な知識や技術、態度等を意識的・計画的・継続的に育成していくこと。

- 1人1台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、発達障害などにより指導が困難と思われる児童生徒への支援方法、外国人児童生徒等に対する日本語指導などの今日的課題に対応した研修の充実を図ります。
- 「若手教員早期育成プログラム」「学校マネジメント力養成研修」「教科指導リーダー養成研修」等について、その効果を検証・評価し、研修内容の不断の見直しに努めます。



初任者研修



教科等指導研修（美術）



ライブ配信による研修

◆ いしかわ師範塾による指導力の向上

- 公立学校教員採用内定者が教員としての使命を自覚し、情熱をもって教育活動に取り組むことができるよう、いしかわ師範塾による採用前研修「ウォームアップセミナー」の充実を図ります。
- 再任用教員がこれまでの経験を生かし、自己の能力を発揮するために、自らの役割を再認識し、経験・知識を十分に発揮できるよう、いしかわ師範塾による再任用教員研修の充実を図ります。
- 複数の教員が課題を共有しながら、学校の枠を越えて勤務時間外に自主的に行う研究会等に対し、いしかわ師範塾で講師派遣などの支援を行います。



◆ 大学との連携による専門性の向上

- 今日的な教育課題を踏まえつつ、教員に必要とされる専門性を育成するため、大学教授から具体的な指導助言が得られる機会を設けるなど、大学と連携・協力しながら研修の充実に努めます。
- 現職教員の教職大学院への派遣により、高度な専門知識と実践的指導力を身に付けるとともに、学校の諸課題に対して組織的に協働して取り組む資質・能力の育成を図ります。

◆ 教員のICT活用指導力の向上【再掲】

（施策の方針3-2「教育DX、GIGAスクール構想の推進による学びの質の向上」に記載）

現状と課題

- 全国的に教員志望者が減少している中、近年の教員の大量退職に加え、国の教職員定数の改善や特別支援学級の増加により、教員の大量採用が続いています。そのため、若手教員が増え、産休・育休取得者が増加するなど様々な要因により、教員の未配置などの「教師不足」といった課題が生じています。
- 本県の公立学校の教員採用については、これまで、大学3年生を対象とした選考や、本県で講師として勤務する受験者を対象とした特別選考を導入するなど適宜見直しを図るほか、パンフレットの作成や県内外の大学へ出向いての説明会実施に取り組んでいるところです。しかし、ここ数年、志願者の減少傾向は続いており、志願者の確保が急務となっています。
- 教員の大量採用が続く中、教育現場では即戦力となれるような優れた人材の確保・養成が求められています。このため、本県は平成25年に「いしかわ師範塾」を開設し、石川県の教員を志望する大学生や大学院生、講師を対象に、実践的な指導力を培うための研修を行っています。

主な取組

◆ 教員志望者の確保

- ・ 教員志望者を増やすため、積極的に県内外の大学へ出向き、「石川県の教育の魅力」や「教員のやりがい・働きやすさ」を伝える説明会を行います。県庁においても、年末年始に帰省した学生を対象とした説明会を開催します。
- ・ 教員免許状を有しながら学校での勤務経験のない方など（いわゆるペーパーティーチャー）に対して、本県の教員に関心を持ってもらうよう説明会を開催します。
- ・ 大学生向けに、教員の魅力ややりがいを感じ、本県教員への志望が高まるよう、若手・中堅教員の経験談や、教員募集に関する内容を記載したパンフレットを作成し、配布します。
- ・ 高校生向けに、教員の仕事に関心を持ち教員を目指す生徒が増えるよう、教員の魅力や大学等での教員免許状取得に関する内容を記載したパンフレットを作成し、県内高等学校に配布します。
- ・ 職業講話や進路学習等で、学生や生徒に向けて、教員が「教員の魅力」や「教員のやりがい」について直接伝える機会を設けます。
- ・ 教員採用試験において、本県の講師等としての勤務、正規教員としての勤務経験、民間企業等勤務経験等の多様なキャリアに応じた特別選考に加え、大学推薦や大学3年生を対象とした特別選考を実施します。また、一部の受験区分や教科で加点制度を設けるなど、受験者の有する資格等を生かせるよう、工夫・改善を行います。



大学生、高校生向けパンフレット

石川県が求める教師像

- 1 児童生徒に対する教育的愛情を有する人
- 2 責任感と使命感を有する人
- 3 豊かな教養と専門的知識を有する人
- 4 広く豊かな体験を持ち、指導力・実践力を有する人
- 5 向上心を持ち、明るさ、積極性に富む人

(令和8年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験実施案内より)

◆ いしかわ師範塾の取組の充実

- 本県の教員を目指す大学生や本県の公立学校に勤務する講師が、採用前の段階においてコミュニケーション力や指導力の基礎を身に付けることができるよう、「教師としての心構え」「コミュニケーション力の育成」「実践的指導力の養成」「教育体験の充実」を指導の4本柱とし、即戦力となり得る人材の養成と確保に努めます。
- きめ細かな指導による講義や模擬授業、実際の学校現場での教育活動を体験する学校実習など実践的な研修を行うことに加え、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成を目指して、探究型学習やCT活用などの講座内容の充実に努めます。
- 学生クラスでは、年間を通して開講する「標準コース」と夏季・春季休暇中に集中して開講する「短期コース」を設定し、講師クラスでは、金沢と能登の2会場で開講するとともに、土曜日に加え平日夜間でも開講するなど、教員を目指す大学生や講師が参加しやすい体制づくりに努めます。



いしかわ師範塾プレステージ研修（学生クラス）

- より多くの大学生に受講してもらうために、募集案内のリーフレットを教員養成系の学部等を有する全国の大学に配布するほか、県内外の大学への訪問や紹介動画を県ホームページに掲載するなど、広報の充実に努めます。
- 大学生や高校生を対象としたオープンスクールを実施し、教職の魅力を伝えるとともに、教員を志望する学生の拡充を図ります。



募集案内のリーフレット

現状と課題

- 本県では、平成29年4月から実施している教職員勤務時間調査において、いわゆる「過労死ライン」とされる時間外在校等時間が月80時間を超える者が多数いるなど、教職員の多忙な勤務状況が明らかになりました。
- こうした多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損ない、子供たちと真摯に向き合うことが出来なくなり、更には教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧されます。
- 平成29年8月に、教職員多忙化改善推進協議会を立ち上げ、学校現場等の意見も聴取しながら協議を重ね、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員ゼロを目標として、平成30年3月、「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を策定し、同年4月より、県下で足並みを揃えながら多忙化改善に向けた取組を進めてきました。
- 取組を進めた結果、小学校、中学校、全日制高等学校において、時間外在校等時間の月平均、月80時間超の人数の割合が、いずれも減少しており、取組の成果が確実に現れてきました。
- 時間外在校等時間が月80時間を超える者が依然としてゼロとなっていないことから、更に深掘りした取組の継続が必要であると考え、令和2年3月、取組方針の改定を行い、効果的な取組を一つ一つ具体的に進めてきました。
- 国においては、令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が改正され、翌1月には時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間とする指針が告示されました。
また、令和7年6月には給特法等の一部改正法が公布されるとともに、学校の働き方改革に関する新たな指針がまとめられました。指針の中では、教員以外が担うべき業務を明確化し、長時間労働の解消を進めることが講じられており、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組んでいく必要があります。
- 国が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」では、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に展開していくこととしていますが、地域で受け皿となる運営団体や指導者の確保、地域クラブ活動に要する費用負担のあり方などが課題とされています。
- 教職員の健康の保持増進については、多忙化や業務の複雑化、困難化を背景に、本県においても全国と同様、うつ病などの精神疾患による教職員の休職者全体に占める割合は6割前後で推移しています。休職者数は減少傾向にあるものの、未然防止対策や職場復帰支援など、メンタルヘルス対策を推進する必要があります。

主な取組

教職員の過度な負担を軽減するとともに、教材研究・授業準備や子供たちと向き合う時間を確保するため、教職員の多忙化改善に向けた「実施計画」を策定し、業務の適正化や、働きかいいのある働きやすい職場環境の整備等、具体的取組について、全職員に周知し意識改革を図り、教育委員会や学校現場等の関係者が出来る限り足並みを揃えて一つ一つ着実に進め、教職員の時間外勤務の縮減に努めるとともに、あらゆる機会を通して、国に対して定数改善計画の策定を要望していきます。

(実施計画の内容)

◆ 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

☞ 学校以外が担うべき業務

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や地域学校協働活動を進めるにあたって、連絡調整のためのコーディネーターを配置したり、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応にはスクールロイヤー制度を活用したりするなど、学校以外が対応できる体制の構築に取り組みます。

☞ 教師以外が積極的に参画すべき業務

教師以外ができる資料作成やICT機器・ネットワーク設備の保守・管理等や、校舎の戸締まり点検や施設等については、教師が担わなくてもいいよう、スクール・サポート・スタッフやICT支援員等の外部人材の活用を進めていきます。

☞ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

<教育委員会が行う取組>

- 調査・照会や学校に作成を求める各種計画書・報告書等について、更に整理・統合及び様式等の簡略化、出勤登録、出張回・復命書等の庶務関係書類の電子化・簡素化を進めることや、主催する会議の整理・縮減を図るとともに、参加者の移動時間を短縮するためのオンライン開催、小規模校教職員に配慮した参加体制の工夫をすること、スクール・サポート・スタッフなど外部人材の拡充、パブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行などにより、教師の事務負担を軽減し、児童・生徒への授業に注力できる体制を整えます。
- 国が示す教師の標準的な職務に基づいて、学校管理規則等を整備するなど、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化を図ります。
- 教員専用のWebページ（スマートスクールネット）などを活用し、良質な教材の共有化を更に進めます。

<学校ごとに工夫して行う取組>

- 各学校における時間外勤務の実態、実施計画や達成目標を十分に踏まえ、「業務改善取組事例集」を活用するなど、他校での取組も参考にしながら、会議・校内研修や調査・連絡等の縮減と効率化、日課・学校行事等の工夫、ICTの活用による業務の効率化など、各学校において具体的取組を積極的に進めます。
- 長時間勤務となっている職員の業務を他の職員に割り振ったり、繁忙な時期の業務の実施時期を変えたりするなど、校内における業務の平準化を更に推進します。

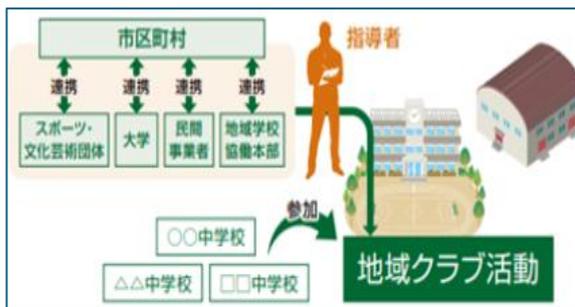


<部活動に関する取組>

- ・ 教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点も踏まえ、本県の「運動部活動の在り方に関する方針」や「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しを進めます。
- ・ 部活動指導員※の配置を順次拡充するとともに、地域クラブや競技団体との連携により外部指導者を確保し、練習の質的向上を図るとともに、顧問の負担軽減につなげます。

◆ 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

- ・ 国が示した方向性に沿って、改革実行期間（R8～R13）内に、中学校の休日の部活動については、原則、全ての部活動の地域展開の実現を目指します。
- ・ 国が示した「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめを踏まえ、指導者の人材確保や活動費の負担などの課題への対応等、引き続き、関係団体などと連携しながら、地域展開の実施主体となる市町の取組を支援していきます。



部活動の地域クラブ活動への展開

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものです。学校とも連携しながら、多様な活動を可能な限り低廉な会費で実施します



部活動の地域連携

複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校が運営・実施しつつ、生徒の活動機会を確保するものです。

出典：スポーツ庁 部活動地域連携・地域移行広報資料

◆ 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組の充実

- ・ 教職員が子供たちと信頼関係を築き、適切な教育活動を行うためには、心身ともに健康で活力に満ちていることが重要であることから、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を意識させ、効率的な校務運営や定時退校を積極的に推進し、教職員のメンタルヘルスの保持増進に努め、長時間勤務者には医師の面接指導を実施します。

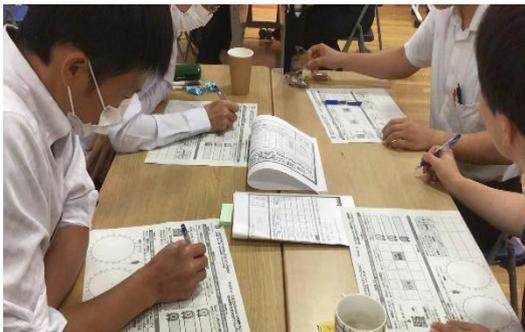
【子供の意見】 ・先生が忙しそうなので相談しにくい。(小学生)

- ・ 定期健康診断等による疾病の早期発見と早期治療、生活習慣病等の予防など、健康的なライフスタイルの支援に努めます。
- ・ 教職員の精神疾患の未然防止策として、メンタルヘルス相談窓口の設置や全職員を対象にストレスチェックを実施します。また、職場復帰支援対策として、復帰に向けた職場での訓練や復帰時の勤務負担軽減の実施に努めます。

※ 部活動指導員・・・部活動顧問の負担を軽減させるため、専門的な知識・技能による指導のみならず、教員と同等に学校教育に関する十分な理解と生徒への適切な指導、事故が発生した場合の安全確保を前提に、単独で技術指導や大会引率が可能な指導員。

◆ 取組のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、県内各学校の教職員の勤務時間調査を継続して時間外在校等時間の把握に努めます。
- 働き方改革に関する研修の実施や、希望する学校に個別にワークライフバランスやタイムマネジメントについての学習会を開催し、指導・助言するなどの伴走支援する機会を設け、好事例等の情報共有に努めます。
- 教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、様々な機会を通じて保護者や地域の方々の理解と協力を求めます。



**3年間(平成30年度～令和2年度)で
ご協力いただいた主な取組**

- 保護者や地域の方々へリーフレット配布** ①教職員の勤務時間や学校現場での働き方改善について、様々な機会を通じて保護者や地域の方々への理解と協力を図る取組を実施しました。
- 教中研修の実施** ②学校において保護者や地域の方々から、働き方改善について学ぶ機会を設けてきました。
- PTAや地域団体が主催する行事や学習会** ③PTAや地域団体等が主催する行事や学習会等において、働き方改善について学ぶ機会を設けてきました。
- 通学路における安全指導** ④通学路における安全指導において、働き方改善について学ぶ機会を設けてきました。

教職員の多忙化改善に向けた

教職員の特別活動指導の月平均と月80時間を3年連続で減少。しかし、特に中学校では依然として

学年	特別活動指導の月平均	月80時間との差
小学校	22.0	-17.8
中学校	31.5	-48.5
高等学校	22.0	-58.0

令和2年度(平成30年度)と比較して

学年	令和2年度(平成30年度)	令和2年度(平成30年度)
特別活動指導の月平均	22.0	22.0
月80時間との差	-58.0	-58.0

~これらも多忙化改善の取組を一步一步進めています!~

**皆様のご協力のもと
学校現場での働き方の
見直しを進めてきました**

これまでも教職員の働き方改革について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。これからも、子どもたちのため学校現場での働き方のさらなる改善を進めていきます!

令和4年3月
石川県教育委員会

保護者や地域の方々向けのリーフレット

現状と課題

- 学校施設は、子供たちの学習・生活の場であると同時に、地震等の災害時には地域の人々の緊急避難場所や避難所となることから、吊り天井や照明などの非構造部材の耐震化、体育館への空調設備の整備などを着実に実施する必要があります。
- 昭和40年代後半から昭和50年代の子供の急増期に整備した学校施設は、今後、老朽化の進行が見込まれるため、これらを計画的に改修・更新するとともに、教室への空調設備の整備やバリアフリー化、省エネルギー化の推進など、機能や性能を向上させていく必要があります。
- デジタル技術やデータを活用して、教育の質や効率を高め、教育現場の在り方そのものを変革する「教育DX」の推進が求められています。

主な取組

◆ 学校施設の耐震化等の推進

緊急避難場所や避難所となる学校施設について、非構造部材の耐震化等に取り組むとともに、実際に避難所となったときに、校舎、屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを定めた施設利用計画の策定を進めます。

また、近年の猛暑に対する熱中症対策や、避難所となった場合の環境改善を見据え、学校の体育館への空調設備の整備を計画的に進めます。

【子供の意見】

- ・体育館にエアコンをつけてほしい。(小学生)
- ・体育館や多目的ホールなどの特に集中して話を聞く場所に冷房をつけるなどして環境を整えてほしい。(中学生)

◆ 学校施設の長寿命化の推進

学校施設について、非構造部材の耐震化や教室の空調設備の整備など環境整備を着実に進めるとともに、施設をより長く使用するため、計画的な維持管理・更新に取り組めます。

◆ GIGAスクール構想のさらなる推進に向けた環境整備

学習の機会均等や、家庭の経済的負担を軽減する観点から、県立高等学校及び特別支援学校高等部の1人1台端末を公費で更新するなど、端末の更新を着実に進めます。

また、パブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行、学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策など、GIGAスクール構想第2期を強力に推進するための基盤整備に努めます。

◆ 入試におけるweb出願等のネット利用の推進

県立学校入試においてweb出願を導入するとともに、入学検定手数料等の学校納入経費のキャッシュレス化を進め、学校の事務手続きの効率化と利用者の利便性向上を図ります。

◆ 産業構造や技術革新に対応できる高等学校の環境整備

成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成に向け、専門性向上に必要な産業教育設備の一層の充実に努めます。

現状と課題

- 私立学校は、建学の精神と独自の伝統や校風に基づき、時代の変化や生徒・保護者の教育ニーズの多様化に対応した特色ある教育活動を展開しています。
また、県内においては、高校生の約30%が私立の学校に在籍しており、公立学校とともに、本県における学校教育の発展に重要な役割を果たしています。
- 本県教育の重要な一翼を担っている私立学校に対して、その自主性を尊重し、建学の精神に基づく特色ある学校づくりへの支援が必要です。

主な取組

- ◆ **私立学校における教育環境の維持・向上**
私立学校の自主性を尊重し、引き続き、私立学校経常費への助成や、施設整備に対する助成などにより、教育環境の維持・向上を図ります。
- ◆ **私立学校における修学上の経済的負担の軽減**
私立学校の生徒等が経済的理由により修学が困難となることがないように、就学支援金や給付型奨学金などにより、保護者の経済的負担の軽減に努めます。
- ◆ **私立学校における経営の健全性の確保**
私立学校経常費に対する助成のほか、関係機関や団体との連携を図り、私立学校が自ら行う経営健全化に対する取組に対し支援します。
- ◆ **専修・各種学校の振興**
職業に必要な能力の育成や教養の向上を図る役割を担う専修・各種学校の振興を図ります。

現状と課題

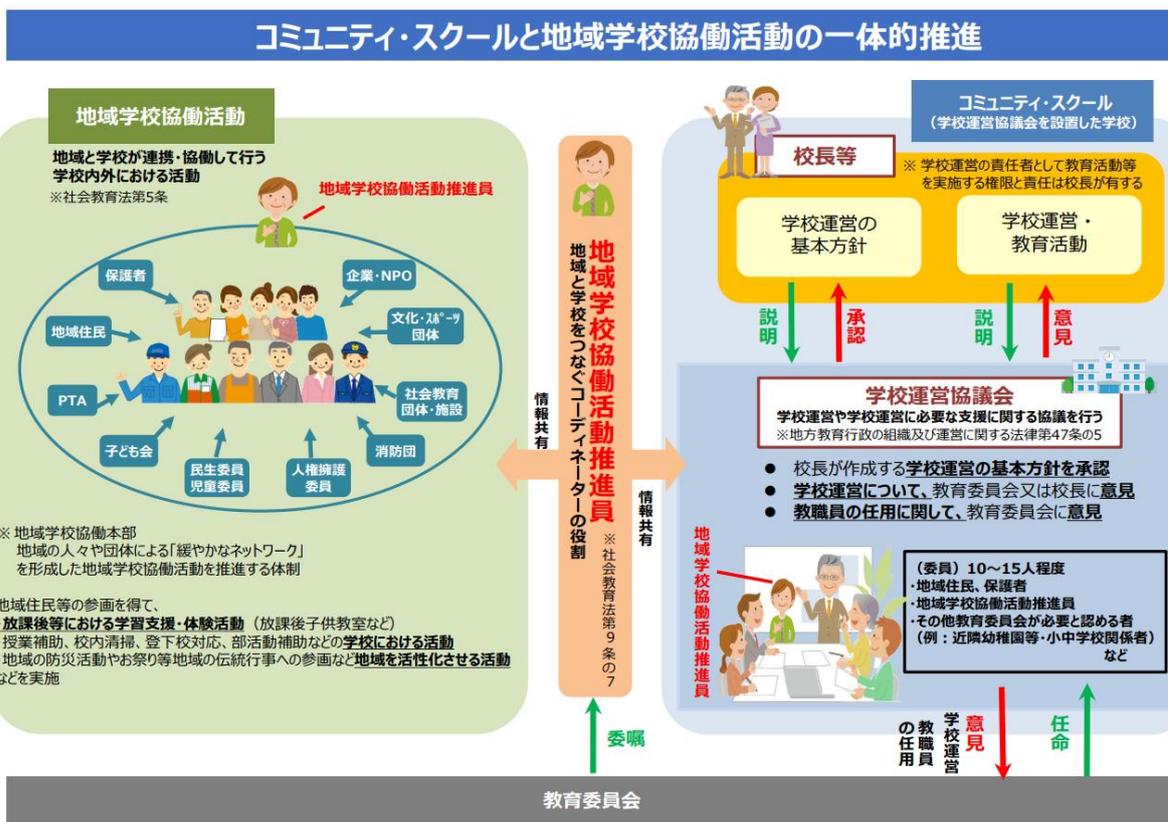
- 人口の減少、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景に、地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「家庭教育」を支えてきた地域の教育力の低下が指摘されています。
一方で、学校現場においても、いじめ・不登校や特別な支援が必要な子供たちの増加など、抱える課題がより一層複雑化・困難化するとともに、教職員の業務が増加し、長時間労働が深刻な状況になっています。このため、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組むことが求められています。
- 県では公立小中義務教育学校におけるコミュニティ・スクール導入校が着実に増え、地域との連携が広がっています。今後は未導入の市町への展開を図るとともに、学校・家庭・地域が協働し、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを一層推進する必要があります。
また、県立学高校においてはコミュニティ・スクール導入に向け、県立高校3校をモデル校として指定し、コーディネーターを配置しました。今後、その成果と課題を明らかにしていきたいと考えています。
- 地域住民の参画による子供たちの学習支援や体験活動、居場所づくりなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子供たちの健やかな成長を支える地域学校協働活動が進められています。こうした取組は、学校を核とした地域づくりに寄与していますが、活動の継続性や地域人材の確保、学校との連携体制のさらなる強化を行う必要があります。
- 個人と社会のウェルビーイングを実現するためには、学校・家庭・地域がより密接に連携・協働することが重要です。教育の質の向上や地域課題の解決につながる持続可能な体制を築くために、保護者や地域住民が学校運営に主体的に関わるコミュニティ・スクールと、地域と学校が協力して活動を行う地域学校協働活動を一体的に推進する必要があります。
- PTAや青少年健全育成団体等、学校・家庭・地域を代表する団体から構成される「心の教育推進協議会」では、健全な青少年の人間形成を目指し、心の教育を推進するための様々な事業を展開してきましたが、今後も、子供たちを取り巻く環境の変化に対応すべく、所属団体における事業への積極的な参加と団体相互の連携を強めていきます。

主な取組

- ◆ **家庭教育を支援するネットワーク構築の推進**
学校・社会教育関係団体・幼稚園や保育所、認定こども園・公民館・児童館・NPO・企業・地域団体等が相互に連携し、それぞれのノウハウや持ち味を生かしてゆるやかに家庭教育を支援するネットワークの構築を図り、地域ぐるみで子供を育てる体制づくりに取り組みます。
- ◆ **学校と地域の連携・協働による教育支援体制の構築**
 - ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を通じて、学校と地域が連携・協働する体制の構築を図り、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進します。
 - ・ コミュニティ・スクールの導入を検討している市町に対しては、研修会の開催や導入支援の専門家であるCSマイスター[※]の派遣などを通じて情報提供を行い、引き続き導入促進に努めます。
また、県立学校においては、県立学校モデル校での実践を通して今後のより効果的な学校と地域との連携の在り方を検証し、コミュニティ・スクールの導入に努めます。

※ CSマイスター……全ての公立学校でコミュニティ・スクールを導入し、その機能を充実させるため、文部科学省が委嘱する専門家。豊富な知識と実践経験を活かし、教育委員会等に助言・支援を行う役割を担う者。

- ・ 授業の補助をする学習支援や登下校の安全指導、図書室や花壇の環境整備、地域の行事・イベント・お祭り・ボランティア活動等への参画など、地域学校協働活動の取組が、学校と地域が相互にパートナーとして連携し、推進されるよう取組事例を情報提供するなど市町へ働きかけていきます。
- ・ 地域と学校をつなぐコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）を養成するため、学習プログラムの立案・評価や指導員の資質向上等に関する実践的な研修の充実を図ります。
- ・ 地域住民、企業、団体等の地域人材の参画を得て、放課後子供教室等において、児童が多様な学びや体験を得られる場を確保するとともに、安心して活動できる居場所づくりを推進し、地域全体で子供を育てる体制の充実を図ります。



出典：文部科学省「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」
 （「令和7年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム」行政説明資料 令和7年8月2日）

◆ 心の教育推進協議会の体制・活動の充実

心の教育推進協議会が実施する「グッドマナーキャンペーン」への協力団体数の増加を図るとともに、いじめ・不登校対策事業等への所属団体からの参画を目指すことで、活動の充実に努めていきます。



グッドマナーキャンペーン

現状と課題

- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化により、保護者が身近な人から家庭教育に関する知識やノウハウを学ぶ機会が少なくなっていることから、子育てに悩みや不安を抱える保護者の孤立化が懸念されています。加えて、生活習慣や学習習慣を子供に身に付けさせることが困難な家庭の増加や家庭内のコミュニケーション不足も指摘されており、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。
- 小学校や中学校に入学前の子供をもつ保護者は、子供の成長に期待を膨らませる一方で、不安や悩みを抱えがちです。本県では、こうした保護者に対する適切なアドバイスを掲載した親学びに関する冊子を配布するとともに、学校における親学び講座の開催を支援しています。
- スマートフォンやパソコンから簡単にインターネットに接続できるようになり、便利になった一方で、ネットいじめやネット依存など、様々なトラブルが発生しています。本県では「いしかわ子ども総合条例」に基づき、家庭でのルール作りの大切さなど啓発に取り組んでいますが、情報化が加速する中、子供や保護者に対してより一層の啓発を図っていく必要があります。
- インターネット等の普及や家庭の生活様式の多様化により、子供の生活リズムの乱れが懸念されています。「早寝・早起き・朝ごはん」運動*など、子供の生活リズム向上に向けた取組を引き続き進める必要があります。
- 地域は、子供たちが様々な年齢層や立場の人々と触れ合い、社会性や公共性を得ることのできる「場」であり、その意味からも地域における教育は重要です。しかし、昨今、地域社会における人と人とのつながりの希薄化を背景に、地域の教育力の低下が懸念されています。
- 本県では、放課後子供教室等を通して子供たちと地域の人々との交流活動を支援しており、今後も、こうした取組を積極的に進めていく必要があります。
- 地域では、子供たちの健全育成のために公民館や社会教育関係団体などによる体験活動や学習活動が提供されています。地域における教育活動の活性化を図るため、公民館など関係職員の質の向上を図るとともに、社会教育施設のプログラムの充実を図る必要があります。

主な取組

◆ 親学び支援の充実

- ・ 小中学校入学前の子供を持つ保護者に対して、規則正しい生活リズムや、成長や発達段階に応じた親の役割・子供との関わり方などを掲載した親学びに関する冊子を配布するとともに、県内全小中学校における親学び講座「肝心かなめの1年生塾」の開催を支援する。
- ・ 子供を持つ保護者をはじめ、県民の皆さんに家庭教育に対する理解を深めてもらえるよう、県内各地の家庭教育に関する情報を伝えるテレビ番組を提供します。



親学びに関する冊子

*「早寝・早起き・朝ごはん」運動…子供の食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題とするのではなく、社会全体の問題としてとらえ、子供が健康やかに成長するための望ましい基本的な生活習慣の育成や、生活リズムの向上を目的として地域全体で取り組む運動。

◆ 家庭教育相談体制の充実

家庭での教育に悩みを持つ保護者の不安を緩和・解消するため、相談員による電話相談を実施します。また、相談員の養成と研修による専門性の向上など、相談体制の充実を図ります。

◆ インターネット等にかかる問題への対応

児童生徒をインターネット利用に潜む危険性から守るため、保護者をはじめとする関係者向けのパンフレットの配布やPTA等が行う講座の開催を支援し、家庭でのルール作りや日常の見守りの大切さ、スマートフォン等インターネット接続機器のフィルタリングの徹底について啓発を図ります。

【子供の意見】 ・スマートフォンを1日5～6時間利用する。気づいたら時間がたっていることも多い。(中学生)



親子のホットとネット大作戦 Next
(家庭向け情報モラル啓発資料)

家族で作ろう! わが家のルール見直し期

お子さんの成長によって、生活リズムも行動も交友関係も変わっていきます。それにもない、インターネットを利用する時間帯や方法も変わっていくことでしよう。自分1人でも安全に賢く活用できるように、家族で話し合いながらルールを見直す必要があります。

ルールが定着し、自己管理できるようになるためのポイント

- ルールを守っていたら認めてあげて、小さな成功体験を積み重ねていきましょう。
- ルールが守れなかったら、そのままにせず、どうしたら次は守れるかを一緒に考えましょう。
- お子さんの成長に合わせて使い方もとりまく状況も変わります。定期的にルールの見直しを行いましょう。
- 長期休業中は特に注意が必要です。自己管理するためのよい機会ととらえ、長期休業前に再度ルールを確認しましょう。
- お手本は大人です。お手本となる使い方を心がけましょう。

安全に、賢く活用し、インターネットを利用した場合でもよりよい人間関係を築いていけるように、親子でルール作りをして、見守っていきましょう。



親子のホットとネット大作戦 Next
(家庭でのルールづくり啓発資料)

◆ 子供の生活リズム向上への普及・啓発

幼児を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣を見直すためのチェックカード「げんきいっぱいカード」を配布するなど、子供の生活リズム向上についての普及・啓発に取り組みます。(心の教育推進協議会)

◆ 放課後子供教室等による地域の人々との交流・学習活動の推進

- ・ 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、子供たちが学習や様々な体験・交流活動に取り組む放課後子供教室^{※1}を支援し、地域の人々との子供たちの交流を深めるとともに、「放課後児童クラブ^{※2}」とも連携を図り、子供たちが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりに努めます。
- ・ 子供たちが安心して過ごせる居場所づくりや学びや体験の機会の充実を図る放課後子供教室の提供等において、地域の人材(社会教育関係団体、企業含む)や社会教育施設の活用促進が一層図られるよう市町へ積極的に働きかけていきます。

※1 放課後子供教室…全ての子供を対象として、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民や退職職員等が参加することで、学習・スポーツ・文化活動、地域交流等の活動を提供し、子どもの社会性や創造性を育む地域協働の居場所づくりを推進するもの。
 ※2 放課後児童クラブ…児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

◆ **社会教育施設を活用した地域活動の推進**

- 公民館等が行う地域活動がより充実するように、生涯学習センターが実施する職員研修の内容充実を図るとともに、優れた実践活動について適時広報していくなど、活動支援に努めます。
- 地域における子供の豊かな体験活動の機会を提供するために、県立青少年教育施設が行う体験プログラムの充実を図るとともに、その教育的効果の周知啓発に努めます。

◆ **家庭教育を支援するネットワーク構築の推進【再掲】**

(施策の方針6-7「学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり」に記載)

基本目標7 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

《 施策の方針 》

7-1 高等教育機関の「学び」の環境の充実

- 大学コンソーシアム石川と連携した多彩な学びの機会の提供
- 大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成
- 大学コンソーシアム石川と連携した学生の地元定着の促進
- 高等教育機関や国際機関との連携による学術交流の促進

7-2 高等教育機関による「地域の活性化」の推進

- サテライトキャンパスの推進
- 学生による能登の祭りの開催支援
- 高等教育機関や学生による地域貢献の促進

7-3 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進

- 県立看護大学での保健・医療・福祉に関する人材育成と地域貢献
- 県立大学での人材育成と、産学官が連携した研究等による地域貢献

基本目標7 高等教育機関の集積を活かした 「学都石川」の魅力向上を推進します

施策の方針 7-1

高等教育機関の「学び」の環境の充実

現状と課題

- 本県には大学、短期大学、高等専門学校をあわせて19の高等教育機関（放送大学石川学習センターを除く）があり、人口当たりの高等教育機関数は全国第1位、学生数は全国第3位となるなど、多くの高等教育機関が集積しています。
- 学生や県民に多彩な学びの機会を提供するため、県内全ての高等教育機関・自治体や経済界などの連合体である「大学コンソーシアム石川」と連携し、県民向け公開講座や高等学校への出前講座、単位互換授業などを実施しており、グローバルな視点を持ち地域に貢献する人材育成など多彩なプログラムを実施すると同時に、幅広い周知を図ることが必要です。

主な取組

- ◆ **大学コンソーシアム石川と連携した多彩な学びの機会の提供**

大学コンソーシアム石川と連携し、いしかわシティカレッジにおいて、大学の単位互換授業、県民向け公開講座、高等学校への出前講座など、多彩な学びの機会を提供することで、学びの環境の充実を図ります。
- ◆ **大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成**

海外留学等を促進するプログラムの実施など、国際感覚を養うプログラムを提供することで、県内高等教育機関全体の魅力向上を図るとともに、国際的に活躍することができる次世代の石川の担い手を育成します。
- ◆ **大学コンソーシアム石川と連携した学生の地元定着の促進**

県内高等教育機関が行う、1・2年生等を対象とした県内企業でのインターンシップなど、地域や県内企業の魅力発見や理解促進につながる取組を支援することで、県内大学生の地元定着を促進します。
- ◆ **高等教育機関や国際機関との連携による学術交流の促進**
 - ・ 県内の高等教育機関やその研究者と国連大学サステナビリティ高等研究所が連携して開催する学会やシンポジウム等により、学術交流を促進します。
 - ・ 国連大学サステナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット（OUIK）と連携し、県内学生又は県内出身の学生を、国際機関等に派遣し、国際的な視点を持って地域に貢献する人材の輩出に繋がります。

現状と課題

- 県と奥能登2市2町、金沢大学、県立大学、県立看護大学、金沢星稜大学で構成する「能登キャンパス推進協議会」（平成22年度設立）により、能登を舞台とした研究、学生の交流や地域貢献活動の促進を通じた、能登の活性化に取り組んでいます。
- 石川県には、「大学コンソーシアム石川」を核として数多くの高等教育機関が集積しており、また、多くの県外の高等教育機関とも連携しています。
能登半島地震及び豪雨災害からの復興においても、この「学都石川」としての力を活用し、防災や復興などの教育・研究フィールドとして、数多くの学生や教員、研究者が能登を訪れ、さまざまな知見が交わるとともに、交流人口や関係人口の増加につながっていくことを後押しします。

主な取組

◆ サテライトキャンパスの推進

県全域で県内外の大学ゼミ等による単位認定も見据えたフィールドワークの実施や、能登の復興に寄与する形での学生ボランティアと地域住民等との交流を促進するなど、学生に学びの場を提供します。

◆ 学生による能登の祭りの開催支援

少子高齢化や人口減少が加速する奥能登地域において、日本遺産にも認定されている「キリコ祭り」に学生が担ぎ手等として参加することで、祭りの開催を支援するとともに、祭りの継承に向けて地元住民と議論する場を設けるなど、学生に学びの場を提供します。

◆ 高等教育機関や学生による地域貢献の促進

地域の課題の解決に取り組む大学のゼミナールへの支援を行うなど、地域が抱える課題解決に向け、高等教育機関の知を活かし、地域と一体となった活性化の取組を推進するとともに、地域の課題に主体的に取り組んで課題解決できる人材を育成します。

現状と課題

- 県立看護大学及び県立大学は、大学間の学生獲得競争が激化する厳しい環境のもと、教育、研究及び地域貢献といったあらゆる面においてより高い付加価値を提供し、これまで以上に学生や県民に支持される大学となるため、平成23年4月に1法人2大学からなる石川県公立大学法人に移行しました。
- 県立看護大学では、豊かな人間性や高度な技術を備えた看護職者の育成に加え、現役の看護師に対するキャリアアップ支援事業などに取り組んでおり、今後とも、優れた人材の育成及び地域医療の質の向上に向けた取組が求められています。
- 県立大学では、技術者、研究者として活躍する人材の育成に加え、環境負荷を低減する炭素繊維の素材となる麻の育種研究など、行政や企業等と連携した研究開発に取り組んでおり、今後とも、優れた人材の育成及び産学官連携による地域課題の解決への貢献が求められています。

主な取組

◆ 県立看護大学での保健・医療・福祉に関する人材育成と地域貢献

県立看護大学については、本県の保健・医療・福祉分野を牽引する看護師・保健師・助産師を育成するとともに、認定看護師をはじめとする看護リーダーの養成にも取り組み、地域医療の質の向上に貢献します。

また、令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、防災や災害時の対応に関する教育を充実・強化し、災害に強い看護人材の育成に取り組めます。

◆ 県立大学での人材育成と、産学官が連携した研究等による地域貢献

県立大学については、食料不足、脱炭素や気候変動など農業・環境面における新たな地域課題への対応も見据え、農林水産業・食品製造業などで活躍できる人材を育成するとともに、産学官連携のもと、受託研究や共同研究を推進し、地域産業の発展に貢献します。

また、能登復興支援プロジェクトを通じた被災地支援など、地域社会の課題解決に寄与する研究に取り組めます。



県立看護大学の看護実習



県立大学の实習

基本目標8 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

《 施策の方針 》

8-1 生涯にわたる学習の推進

- ・ 県民大学校・大学院における生涯学習の推進
- ・ 生涯学習関連サービスの充実
- ・ 障害者の生涯学習の推進
- ・ 知の殿堂としての県立図書館の充実
- ・ 大学コンソーシアム石川と連携した多彩な学びの機会の提供【再掲】

8-2 社会教育の奨励・振興

- ・ 社会教育関係者の資質向上とネットワークづくり
- ・ 社会教育関係団体等への支援
- ・ 社会教育施設の機能の強化
- ・ 県民大学校・大学院における生涯学習の推進【再掲】

8-3 豊かな心を育む読書活動の充実（子供の読書活動の推進）

- ・ 家庭における読書活動の推進
- ・ 地域における読書活動の推進
- ・ 学校における読書活動の推進【再掲】
- ・ 優れた取組の奨励と優良図書の普及
- ・ 読書活動の推進体制の整備

基本目標8 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

施策の方針 8-1

生涯にわたる学習の推進

現状と課題

- 本県では、県民大学校^{※1}において、市町、大学、各種団体などと連携し、県民の様々な学習ニーズに応えるため、幅広い年齢層を対象とした講座を提供しています。
- 人生100年時代において、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための生涯学習は、県民一人一人が豊かな生涯を送るためにますます重要になっています。子供や若者、社会人、高齢者などが年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、地域の担い手となるよう県民の学習ニーズに適切に対応し、生涯学習に取り組む県民を支援していくことが求められています。
- 学校卒業後の障害者の生涯学習の機会は十分に確保されておらず、学びの場の拡充が求められています。障害者の生涯学習の実現に向けては、学習支援の担い手となる人材の育成・確保や、障害者の学びに対する社会的理解の促進など、包括的な取組の一層の推進が求められています。
- 誰もが生涯にわたり学び続け、自己の可能性を伸ばし、社会の担い手として活躍できる環境整備に向け、教育委員会のみならず、福祉、産業、環境など関係部局、企業、大学、NPO等と連携し、地域全体で学びを支える仕組みづくりが求められています。

主な取組

◆ 県民大学校・大学院における生涯学習の推進

- ・ 県、市町、大学、及び各種団体などと連携して、教養・文化・生活・健康など多彩な分野の講座を実施し、学習機会を提供します。

【子供の意見】

・ 習い事（ダンス、水泳、ピアノ、英会話等）が楽しい。学校とは別の友達ができる。（小学生）

- ・ 今日的な課題をより多くテーマに設定したり、ワークショップ・フィールドワークなどの参加・体験型学習を増やしたりするなど、講座内容の充実に取り組みます。また、学習意欲をもつ社会人に向けた講座を週末やオンラインで開催し、「リカレント教育」を推進します。
- ・ 子育て世代を含む若年層を対象とした「親子で学ぶふるさとふれあい現地講座」、中高生以上を対象とした石川の産業について学ぶ講座を提供し、幅広い年齢層における学習機会の充実を図ります。
- ・ 県民一人一人の学びの成果を、地域社会の持続性や公共性につなげていくことができるよう、公民館等の社会教育施設や学校などで生かす機会づくりに取り組みます。
- ・ 生涯学習センター主催の「いしかわ未来創造塾(仮称)」や「ファシリテーター^{※2}養成講座」等により、地域での様々な活動や生涯学習を進める核となり、社会課題解決に貢献できる人材を育成します。



ファシリテーター養成講座

※1 県民大学校…県民がいつでもどこでも学べる生涯学習システム。市町、大学、民間教育機関などと連携して、県内全域でさまざまな学習の機会を提供している。また、修了生を対象とした同大学院には、石川県の自然・歴史・文学に関するより専門的な学識を修得するための専修コースと、生涯学習に関する各種講座を企画運営するための講師養成コースがある。

※2 ファシリテーター…お互いのコミュニケーションを円滑に促進し、一人ひとりの経験、知識、意欲を引き出しながら、話し合いをスムーズに行うことができるよう調整する役割を担う進行役。

◆ 生涯学習関連サービスの充実

- ・ 県生涯学習情報提供システム「あいあいネット」※により、生涯学習センター主催講座等の動画配信や生涯学習に関する講師情報の提供をおこない、生涯学習の支援に役立てます。
- ・ テレビ、ラジオ、SNS、インターネット、メール「いしかわマナビめーる」などの多様なメディアを通じて、最新の生涯学習に関する情報を広く県民に提供します。
- ・ 生涯学習センター内のまなびすとルームでは、学習スペースや視聴覚ライブラリーを県民が生涯学習の拠点として活用しやすいよう環境整備に努めます。

◆ 障害者の生涯学習の推進

- ・ 障害の有無にかかわらず、誰もが学び続け、地域で共に生きる共生社会の実現を目指し、障害者や地域の声を踏まえた柔軟な学習機会の提供、社会教育施設や地域資源の活用、人材育成、関係機関との連携を進めます。さらに、県民の理解を深める啓発活動を推進し、学びを通じた交流の推進を図ります。
- ・ 学校卒業後の障害者の生涯学習の充実に向けて、公民館等の社会教育施設で実施される催しや講座等に障害者が参加し健常者と共に学び合うインクルーシブな学びの場・機会が提供されるよう支援します。さらに、県民大学校では、誰もが気軽に参加できる学びの場を設け、障害のある方もない方も共に学べる機会を広げます。
- ・ 教育・福祉・企業・地域団体など多様な関係者が集まり、講演会や実践事例の発表を通じて、障害者の学びを支える実践交流や成果共有を行うコンファレンスを開催し、学校卒業後の学びを持続的に支える仕組みを整えます。また、「あいあいネット」などによる情報発信で多様な学習機会へつながる支援をします。

◆ 知の殿堂としての県立図書館の充実

- ・ 文化的な交流の場と機会を提供することで、本と体験を連動させ、幅広い知識・人・活動との出会いを創出します。いつも何かやっている図書館として、人が集い、知的な活気に満ちあられ、「知る楽しさ」を実感できる場とします。
- ・ 県民の皆様の知恵袋としての役割を担うため、多様な利用者に応じた幅広い対応と資料の整備を行うことに加え、大学や民間団体と連携した講習会の開催など、県民の課題解決支援の充実を図ります。
- ・ 本県の知的社会基盤の象徴として、多様な図書はもちろん、視聴覚資料、デジタルデータなど県立の図書館にふさわしい幅広い蔵書を取りそろえます。

特に、石川にゆかりのある郷土資料は網羅的に収集するほか、貴重書、歴史的価値のある公文書なども体系的に保存・管理し、デジタルアーカイブ化を推進します。



県立図書館

※ あいあいネット…県民の自主的な生涯学習活動を促進・援助するため、県や市町等の生涯学習情報をインターネットにより提供するシステム。講座・講師案内や視聴覚教材情報を提供するほか、講座ビデオの映像配信等を行っている。

- 県立図書館において県立高校と連携したイベント等を実施し、イベントに参加する高校生や地域住民の県立図書館への理解・関心を高め、図書館利用の促進を図ります。

◆ **大学コンソーシアム石川と連携した多彩な学びの機会の提供【再掲】**
(施策の方針7-1「高等教育機関の「学び」の環境の充実」に記載)

現状と課題

- 社会教育は、対話を通じた主体的な学びや他者とのつながり、学びの楽しさや達成感といった学習の特性を適切に活かすことにより、個人および地域のウェルビーイングの向上を図り、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環を生み出す重要な役割を担っています。
- 地域コミュニティの変化や学習ニーズの多様化に対応するため、社会教育委員の会議は地域課題に応じた審議を充実させ、人材育成や学校・家庭・地域・関係団体等との連携を強化することが求められています。
- 社会教育の専門的教育職員である社会教育主事や地域の学びを支える社会教育士[※]には、そうした地域課題の解決や学びの場づくりに向けた講座（プログラム）の企画・立案を行う役割が求められています。
また、学校や社会教育関係者、地域人材等が連携を進める上で、コーディネーターとしての役割も担っており、こうしたネットワークを活用した社会教育行政の推進を図る上でも、社会教育主事や社会教育士の資質向上と活躍機会の拡充が必要です。
- 社会教育関係団体が持っている情報・知識やノウハウを十分に生かすためには、社会教育関係団体が互いに連携・協働することが不可欠であり、ネットワークを広げることで相互の活動の活性化に結びつくことが期待されています。
- 公民館等の社会教育施設は、地域の教育力を高める拠点として、子どもの居場所づくりや住民の学び・交流の促進、関係機関や企業との連携、外部評価の活用、社会教育士の配置などを通じて、地域課題の解決や社会的包摂の実現に貢献することが期待されています。

主な取組

◆ 社会教育関係者の資質向上とネットワークづくり

- ・ 石川県社会教育委員の会議では、機能強化を図りつつ、県民の多様なニーズや社会教育に関する諸課題を把握するとともに、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるほか、必要な調査・研究を行い、地域の課題解決や人材育成に取り組みます。さらに、学校・家庭・地域・社会教育関係団体などと連携し、県民の社会教育や生涯学習の推進を図ります。
- ・ 大学や国との連携により、公民館職員及び市町の社会教育主事や社会教育士等を対象とした、講座や研修会等を開催し、最新の生涯学習・社会教育を巡る動向や取組事例を市町に提供するなど、社会教育関係者の資質向上を図ります。
- ・ 地域と学校の連携による地域の教育力向上を図るため、市町や学校に、社会教育の専門的教育職員の重要性や必要性について周知啓発し、市町職員及び公民館職員、教職員等の社会教育士取得の促進を図ります。
- ・ 各市町の社会教育主事や社会教育士、公民館職員、社会教育関係団体、NPO・企業等、社会教育に関わる多様な主体が情報交換・情報共有できる場の提供を行い、ネットワークづくりに取り組みます。

※社会教育士…教育委員会や首長部局、企業、NPO等、社会教育に関わる様々な立場から地域の教育・福祉・防災・環境・地場産業などの領域で、社会教育の専門性やコーディネート力等を発揮し、人々の学びの支援やネットワークを通して人づくりや地域づくりに中核的な役割を果たす専門人材。

◆ **社会教育関係団体等への支援**

青少年団体や女性団体をはじめとした社会教育関係団体等に対し、組織の拡充及び活動の活性化のために必要な支援を行います。

◆ **社会教育施設の機能の強化**

地域の学びと交流の拠点である公民館等社会教育施設の機能強化に向けて、住民参画型の運営体制の整備、ICT環境の充実、災害対応機能の強化を促すとともに、困難な立場にある人々への支援を含む包摂的な事業が展開されるよう、市町や公民館に対し、先進的な事例を情報提供するなど支援に努めます。

【子供の意見】 ・地域の交流施設で、友達と遊んだり、eスポーツを楽しんだりしている。(小学生)

◆ **県民大学校・大学院における生涯学習の推進【再掲】**

(施策の方針8-1「生涯にわたる学習の推進」に記載)

現状と課題

- 子供の読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」であり、社会全体での子供の読書活動の推進が求められています。
- 子供たちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができるとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。また、子供の頃に感じた読書の楽しさは、生涯学習や次世代への読書活動推進につながることを期待されます。
- 国が令和5年3月に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、以下の4点を考慮しながら社会全体で読書活動を推進していくことが求められています。

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

- 読書は、言語に関する能力の育成、人間形成や情操の涵養に重要な役割を果たしています。このため、学校図書館ボランティアの積極的な活用や学校図書館を活用した指導の充実などにより、引き続き、読書活動を推進する必要があります。

主な取組

◆ 家庭における読書活動の推進

- ・ 家庭での読書を習慣づけて不読率の低減につなげるため、乳幼児期から読書に親しめるように、読み聞かせ、ブックスタート、家読（うちどく）等、子供と保護者が一緒に読書を楽しむ取組を推進します。
- ・ 家庭での読書につながるように、学校の図書館だより等を通して、子供の読書の意義や発達段階に応じた読書活動の重要性等について、保護者の理解促進を図るよう学校に促します。
- ・ 県立図書館では、こどもエリア内の「はじめてのえほん」コーナーを、乳幼児と保護者が一緒に絵本とふれあったり、保護者が子供の本について学んだりする場として提供します。

◆ 地域における読書活動の推進

- ・ 子供が様々な本と出会い、読書の喜びを見出したり、知的好奇心を満たしたりし、豊かな読書体験が得られるように、図書資料の充実に努めます。
- ・ 家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等に加え、公民館、児童館等が機関の特質を生かし、効果的に連携・協力するとともに、様々な人々が参画することで、子供の読書活動のための諸活動が推進されるように促します。

- 県立図書館において、読書への関心を高めるため、講座やワークショップ、体験活動と連動した取組等、多彩なイベントの開催を通して、読書活動を推進します。
 また、こどもエリアの図書等を充実するとともに、乳幼児に向けた読み聞かせを行うなど、生涯にわたる読書習慣の基盤形成に向けて、読書に親しむ機会の充実を図ります。
- 障害の有無に関わらず、全ての子供とその保護者が安心して図書館を利用できるように一人一人の多様なニーズや固にに応じて配慮した読書環境の充実に努めます。
 また、既に本県で実施している「いしかわ障害者プラン2024」等の計画とも連携を図りながら、図書館利用に障害のある子供たちの読書活動を推進していきます。
- 県内全域で図書館サービスが円滑に行われるように、図書館のデジタル化、ネットワーク化を促進します。また、多様な子供たちの読書機会の確保、非常時における図書等へのアクセスを可能とするため、電子書籍の利用やICT機器の活用など、デジタル社会等に対応した読書環境の整備に努めます。
- 幼稚園や保育所、認定子ども園等の要望に応じて、乳幼児が絵本等に親しむ活動や環境整備を支援するとともに、読み聞かせの重要性について教職員・保育士、保護者等に理解の促進を図ると共に、ボランティアに対してもその活動が促進されるように啓発を図ります。
- 民間団体等の活動推進のため、活動の場の提供、研修等の実施、子ども供の読書活動関連情報の提供等を通じて、民間団体を支援します。
- 子供の本や、子供読書の意義等に関する研修会や講演会を通して、県内全域での子供の読書活動への関心を高め、理解を促します。
- 子供の視点に立った読書活動を推進するため、アンケート等により、子供の意見聴取の機会の確保に努めたり、読書活動の企画等に子供が参加したりするなどの取組に努めます。

◆ 学校における読書活動の推進【再掲】

(施策の方針 3-1 確かな学力の育成)に記載)

◆ 優れた取組の奨励と優良図書の普及

子供が優れた本に出合えるように、県推奨優良図書目録のほか、国や公立図書館、学校、読書活動団体等が作成した児童・青少年図書資料リストを広く配布する等、子供の読書活動がより活発化するよう、普及・啓発に努めます。

◆ 読書活動の推進体制の整備

子供の読書活動推進には、子供やその保護者にとって最も身近な立場にある市町の役割が重要であり、それぞれの地域の状況に応じた様々な子供の読書活動が行われています。今後も各市町における「市町子ども読書活動推進計画」の策定や見直しが進むよう支援・助言に努めます。

基本目標 9 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

《 施策の方針 》

9-1 生涯にわたるスポーツ活動の振興

- ・ 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ・ 子供のスポーツをする機会の充実
- ・ 女性のスポーツ活動の振興
- ・ パラスポーツの振興
- ・ 地域のスポーツクラブの育成と活動支援
- ・ スポーツに関わる多様な人材の育成
- ・ スポーツ施設の整備・充実
- ・ スポーツに関する情報の発信

9-2 競技スポーツの振興

- ・ ジュニア選手の育成と強化
- ・ より高いレベルの選手の育成と強化
- ・ スポーツ指導者の養成と資質向上
- ・ 競技大会の誘致・開催
- ・ パラアスリートの競技力向上

9-3 スポーツを通じた地域活性化

- ・ スポーツを通じた交流人口の拡大
- ・ 県内トップスポーツチーム等との連携
- ・ オリンピック・ムーブメントの推進と大会レガシーの活用
- ・ アーバンスポーツの振興

基本目標9 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

施策の方針 9-1

生涯にわたるスポーツ活動の振興

現状と課題

- 本県では、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図るため、県民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備に取り組んできました。
また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や健康志向の高まりなどから、県民のスポーツへの関心が高まっており、県民参加のスポーツイベントの充実を図ることなどにより、高まったスポーツへの関心を維持・拡大し、スポーツを「する」人に加え、「みる」「ささえる」人を含めた「スポーツ参画人口」の拡大に取り組んでいくことが必要です。
- 令和2年度に本県が実施した「スポーツの実施状況等に関する県民意識調査」によると、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどの課題に鑑み、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う必要があります。
また、女性競技者や指導者等が女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症）をはじめとする女性特有の課題に悩むことなく、健康で活躍できる環境の整備を進める必要があります。
- 障害のある人が、日頃からスポーツ活動に参加することは、健康増進や生きがいづくりの観点からも重要であるため、障害の有無に関わらずスポーツに親しむ機会の充実を図る必要があります。
- 本県では、これまで総合型地域スポーツクラブ※（以下、「総合型クラブ」という。）を県内の19市町全てに少なくとも1つ設置することを目標として取り組んできましたが、令和7年9月1日現在、12市町33クラブの設立にとどまっています。しかしながら、総合型クラブの地域スポーツの担い手としての役割の重要性は高まっており、引き続き、すべての市町に設置されるよう働きかけを行っていくとともに、総合型クラブがスポーツを通じて地域の課題解決に貢献していけるよう、質の向上の支援を行っていく必要があります。
- 平成20年に開設した「いしかわ総合スポーツセンター」など、県内各地のスポーツ施設は、県民の多様なスポーツ活動の基盤として重要な役割を担っています。しかし、その多くは建設から相当年数が経過しており、老朽化対策やユニバーサルデザインへの配慮、DX化の推進など、利用者の視点に立った設備の整備や機能の充実が求められています。
- 施設の整備や活用と同様、様々なスポーツ情報を県民に提供することは、スポーツ振興を図る上で重要です。本県では広報誌「エンジョイスports」の配布とともにスポーツ情報の発信に努めているところであり、今後も、関係団体と協力し、情報の質・量を充実させる必要があります。

主な取組

- ◆ 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等を契機に、県民のスポーツに対する関心をさらに高めるために「いしかわ県民スポーツの日（毎年4月の第4日曜日）」を制定し、一年を通じてスポーツに親しむキックオフの日と位置づけ、県民参加型の各種イベントを通して、県民のスポーツ活動の促進に努めます。

※ 総合型地域スポーツクラブ・・・地域住民が主体的に運営し、地域の特性や実状に応じてスポーツを楽しむことのできるスポーツクラブ。複数の種目が用意され、誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じていつでも活動できることなどを特徴としている。

- ・ 広く県民がスポーツやレクリエーション活動を楽しむ「いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会」の開催を通して、子供から高齢者までの幅広い年齢層が参加できるスポーツ大会や体験教室等の充実を図ります。



いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会

- ・ 年代別にみてスポーツ実施率の低い20～50代の働く世代において、運動習慣づくりを促進するため、「いしかわスポーツマイレージ」*を各種イベントの機会を捉えてPRするなど、さらなる活用を図ります。

◆ 子供のスポーツをする機会の充実

- ・ 文部科学省が策定した「幼児期運動指針」やこれに基づく指導参考資料を、県内のスポーツ指導者や幼稚園・保育園の保育者、保護者等に普及啓発し、活用を図ることで幼児期からの運動習慣づくりを推進します。
- ・ 県スポーツ協会と連携して、総合型クラブやスポーツ少年団の指導者等に対して「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の普及を図り、幼児期の発達段階に応じた多様な動きを獲得できるような指導が可能なスポーツ指導者を育成していきます。
- ・ スポーツ少年団活動の活性化のため、県スポーツ協会による団員数拡大や指導者の育成・資質向上の取組を支援します。

◆ 女性のスポーツ活動の振興

女性が親しみやすいスポーツや、女性アスリートの三主徴、妊娠・出産等のライフイベントなど女性競技者の選手生命に大きな影響を及ぼす課題についての啓発を図ります。

◆ パラスポーツの振興

県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への選手派遣をはじめ、障害のある人でも手軽に楽しめるスポーツ教室の開催や、指導員の養成などの取組を通じて、パラスポーツの普及を図ります。また、障害のある人とない人が共にスポーツを行う機会を確保することにより、共生社会の実現を図ります。

◆ 地域のスポーツクラブの育成と活動支援

- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会が令和4年度から開始した、総合型クラブの登録・認証制度を踏まえ、県スポーツ協会や県総合型スポーツクラブ連絡協議会等と連携し、総合型クラブの育成や活動の支援に努めます。

* いしかわスポーツマイレージ…スポーツを「する」「みる」「ささえる」3つの活動にポイントを付与し、利用者のスポーツ活動を見える化するスマートフォンアプリ。

- 総合型クラブの質的な充実を促進するため、クラブマネジャー※の養成やスキルアップを目的とした講習会や、総合型クラブと市町の担当者による協議会を開催するなど、総合型クラブの設置や運営に対する支援を行い、休日の部活動の地域展開も見据えつつ、総合型クラブが地域スポーツの担い手としての役割を果たせるよう支援に努めます。

◆ スポーツに関わる多様な人材の育成

- 地域でスポーツ指導を行う指導者を養成するための講習会を開催するとともに、公益財団法人日本スポーツ協会公認マネジメント資格の取得をさらに推奨します。
- スポーツ指導者の情報を集約・登録し、県民のスポーツ指導に関する派遣要請に応えるスポーツリーダーバンクの充実と活用を図ります。
- 市町と連携しつつ、スポーツ推進委員の人材確保や資質向上のための研修会等を実施するとともに、活躍の場の拡大に努めます。

◆ スポーツ施設の整備・充実

- 県有スポーツ施設については、長寿命化対策などにより、県民のスポーツ活動の基盤としての機能の維持や充実のほか、多種多様化するスポーツに対し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての人々が気軽に、安全かつ快適にスポーツに参画できるよう努めます。
- 特に老朽化が進行している県立野球場については、建て替えに向けた検討を進めます。

◆ スポーツに関する情報の発信

- 県のLINE・X・Instagramなどの公式SNSやウェブサイト、「いしかわスポーツマイレージ」を活用して、各種スポーツ大会や研修会、講習会の開催情報をはじめ、県内トップスポーツチームの紹介や、施設、スポーツ団体、スポーツ指導者に関する事項など、本県のスポーツに係る幅広い情報について、分かりやすく発信していきます。
- 国際大会や全国大会で優秀な成績を収め、県民に夢や希望を与えた本県関係選手には「スポーツ特別賞」や「スポーツ優秀賞」、長年にわたり地域スポーツの振興に貢献してきた個人、団体に対してはそれぞれ「生涯スポーツ功労者表彰」「生涯スポーツ優良団体表彰」を贈呈し、その業績を広く発信します。

※ クラブマネジャー…総合型地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの管理運営（経営）を中心的に担う立場の人であり、クラブの人員や予算などに応じて事業計画を立てて実行し、その進行や過程、成果を評価し、改善を図っていく役割を持つ。

現状と課題

- 本県では「競技スポーツを推進し、本県競技力の向上を図るとともに、県民のスポーツの普及振興に寄与する」という競技力向上基本方針のもと、選手強化や指導者養成など様々な取組を実施し、これまでにオリンピックをはじめとした国際大会や各種の全国大会で活躍する選手を数多く輩出してきました。
- 本県の選手やチームが世界や全国で活躍することは、県民に明るい話題を提供し、夢や感動や勇気を与えてくれるとともに、本県のスポーツ振興にも大きな力となることから、国際大会や国民スポーツ大会等において優秀な成績を収めていくことが期待されています。
- 県スポーツ協会、各競技団体をはじめとする関係機関・団体と連携し、ジュニア選手の発掘・育成・強化やスポーツ医・科学の活用を推進するとともに、高い指導力のある指導者の養成と確保など、競技力向上に向けた戦略的な強化策を講じていく必要があります。
- パラスポーツの国際大会や全国大会に、より多くの本県関係選手が出場できるよう、県障害者スポーツ協会と連携し、選手の競技力向上に取り組む必要があります。

主な取組

◆ ジュニア選手の育成と強化

有望なジュニア選手の発掘を進めるとともに、競技団体と学校運動部、ジュニアスポーツクラブ等の相互の連携を推進し、優れた才能をもつジュニア選手に対して、県内外合宿や体力測定会、小中合同練習会等を実施し、将来、国際大会や全国大会で活躍できるジュニア選手の育成・強化に努めます。

◆ より高いレベルの選手の育成と強化

国スポ強化選手に対して、県内外合宿や海外遠征などの強化事業を、また、中高生に対しては、県内外合宿や日本トップレベルのコーチを招へいした講習会などの強化事業を計画的に実施します。

さらに、いしかわ医・科学情報センターにおいて、FMS（Functional Movement Screen）※で選手個々の身体特性を評価するとともに専門的なトレーニング指導を実施し、国際・全国レベルで活躍する競技者の基盤形成を推進しています。

◆ スポーツ指導者の養成と資質向上

高度な専門知識や高い指導力を持つ指導者を養成・確保するため、日本トップレベルのコーチを招へいする研修会や、先進的な指導が行われている現場への若手指導者の派遣などを実施します。

さらに県スポーツ協会と連携を図り、指導者研修会や競技団体との個別会議を通じて、競技団体へガバナンスコードの遵守を呼びかけるとともに、コンプライアンス違反や暴力、ドーピング等がないクリーンでフェアなスポーツの推進に努めます。

※ FMS（Functional Movement Screen）・・・FMSは身体的動作評価のことである。7つの基本的な動作をそれぞれ3段階で評価し、関節の可動域や体の安定性、左右差、動きのクセ等を総合的に確認することで、ケガのリスクや動作上の課題を明らかにするものである。

◆ **競技大会の誘致・開催**

世界や日本のトップアスリートの競技を観戦することは、人々に夢や感動を与えると同時にスポーツを始めるきっかけをつくり、本県スポーツの裾野の拡大や競技力向上につながることから、国際大会や全国大会などの誘致に努めます。

◆ **パラアスリートの競技力向上**

パラアスリートを育成する各競技団体に対し、県内外の合宿参加などへの支援を行い、パラアスリートの選手層の拡大を図るとともに、パラアスリートに対し国際大会や全国大会の参加などへの支援を行い、競技力向上を図ります。

現状と課題

- 近年、スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れ、野外活動等を含め、地域資源とスポーツを掛け合わせて観光を楽しむ「スポーツツーリズム」の気が高まっており、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組んでいくことが必要です。
- 県内を拠点に活躍するトップスポーツチーム（ツエーゲン金沢、石川ミリオンスタース、金沢武士団、ハニービー石川、PFUブルーキャッツ石川かほく、金沢学院クラブ、ヴィンセドール白山、金沢ポート）の活躍は、県民に感動や勇気を与えてくれます。県は、この国内トップレベルの8チームで構成される一般社団法人石川ユナイテッドと令和4年度に包括連携協定を締結し、本県スポーツの振興やスポーツを通じた地域活性化に協同して取り組んでいます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、日本オリンピック委員会（JOC）との間で締結した「パートナー都市協定」を基に、オリンピック・ムーブメントを推進するとともに、大会レガシーの活用を進めることにより、国際交流や海外誘客、地域振興につなげます。
- 若者のスポーツ離れが懸念される中、若者の関心や人気が高まっているアーバンスポーツ*を振興し、本県スポーツの裾野拡大を図ります。

主な取組

◆ スポーツを通じた交流人口の拡大

県内各地で開催されるマラソンをはじめとしたスポーツ大会・イベントは、県民が「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツに取り組む契機となることに加え、県外からの参加者が県内の観光地を訪れたり、食事や買い物を楽しんだりすることで地域の活性化につながっていることから、県のLINE・X・Instagramなどの公式SNSやウェブサイト、「いしかわスポーツマイレージ」を活用した情報発信などの支援を行います。

◆ 県内トップスポーツチーム等との連携

- ・ トップスポーツチームの選手と子供たちや地域との交流を図るため、親子と選手たちとの交流・体験イベント「いしかわスポーツキッズフェスタ」や、小中学校におけるスポーツ教室・職業講話を実施します。
- ・ トップスポーツチームへの応援気運をさらに高めるため、各チームのホームゲーム年間1試合を「県民スペシャル応援デー」とし、県民の無料招待や選手との交流イベントなどを実施します。



* アーバンスポーツ…明確な定義はないものの、街中の公園や道路での遊びから派生したスケートボードやBMXのように、都市内の身近な場所で気軽に楽しめるスポーツ。ほかに、3×3バスケットボール、ボルダ、パルクール、スラックラインが例として挙げられるが、特に種目を限定するものではない。音楽、ファッションなど遊び感覚の高い若者文化とともに進化する。

◆ **オリンピック・ムーブメントの推進と大会レガシーの活用**

オリンピック・パラリンピアンを講師としたスポーツ教室の開催などにより、オリンピック・ムーブメントを推進するほか、東京2020オリンピック・パラリンピックの事前合宿国が参加するアジア・パシフィック・カヌースプリント大会の県内での開催など、事前合宿誘致により創出された東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用を図ります。



アジア・パシフィック・カヌースプリント大会

◆ **アーバンスポーツの振興**

若い世代からの関心や人気が高いアーバンスポーツについて、スケートボードやバイシクルモトクロス（BMX）などの代表的な種目を一堂に集めた体験会やデモンストレーションを行うイベントを県内各地で開催し、普及啓発に取り組むことで、本県スポーツの裾野拡大を図ります。

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の周知・広報

(1) 県民に対する広報

本計画の着実な実施に向け、本計画に掲げためざす教育の姿や施策の方針等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう、広報誌、Webページなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動等に努め、計画の周知を図ります。

また、本計画の進捗状況に関する情報について、Webページに掲載するなど積極的に公開し、取組の現状や成果についての広報に努めます。

(2) 教職員に対する周知徹底

教育施策において学校教育は大きなウエイトを占めています。本計画の実効性を確保するため、教職員一人一人が本計画に対する理解を深め、常に本計画を意識しながら教育を実践することができるよう、様々な機会を捉えて周知徹底を図ります。

2 地域社会全体の連携・協働

(1) 学校での着実な実践

本計画の実効性を高めるためには、個々の教職員の本計画に対する十分な理解のもと、学校が組織的に取り組んでいくことが重要です。

このため、教職員がそれぞれの職の専門性を発揮しての分業や、外部人材の積極的な活用などを通じて、学校の組織的な教育力を高めることにより、学校現場における教育施策の着実な推進を図ります。

(2) 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働

本計画の実現には、行政や学校・教育機関だけでなく、子供の教育について第一義的責任を有する家庭をはじめ、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることのできる場となる地域、更には専門的な知識や最新の技術を有する企業や大学等との連携・協働が不可欠です。

このため、様々な機会を捉えて、本県の教育に対する県民の意見や要望などを十分に把握すると同時に、家庭や地域、企業や大学の力を結集し、県民が一体となった教育力向上の取組を推し進めます。

(3) 市町・市町教育委員会との連携

教育施策を迅速かつ着実に実施するためには、県と市町及び市町教育委員会との連携が不可欠です。緊密な情報提供・情報交換、県と市町の協働の取組を通じて、本県教育のより一層の充実に努めます。

また、市町及び市町教育委員会が、その地域の特性を生かし、創意・工夫して本計画の実現のために実施する取組に対し、必要な支援を行うほか、それら取組の成果を積極的に広報し、県全体に波及させるよう努めます。

3 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を迅速かつ的確に推し進めるためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、毎年度、定期的な点検・評価を行い、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

(2) 計画の見直し

本計画は令和8年度から令和12年度の5年間に取り組むべき施策の方針を示すものであることから、策定から5年後を目途に、計画全体にわたる進行状況や成果について総合的な点検・評価を実施し、計画の見直しを行います。

また、特段の事由がある場合は、計画期間中においても、必要に応じた見直しを行います。